

口 絵

「道の日」ロードジャンボリー

巻頭言

「社会資本」のカテゴリーと総合化

竹内佐和子

1

特集／平成九年度道路関係重点施策

平成九年度重点施策について

道路総務課局

3

I T S (高度道路交通システム)の

企業画路課局

10

研究開発及び実用化

情報通信基盤の整備

国道道路課局

15

路上工事の縮減対策

国道道路課局

18

円滑な交通の確保に向けた

総合的な交通政策の推進

道路調査室

20

地域経済構造の改革を支援する道路整備

道路局調整室

23

平成八年度「道の日」中央行事報告

道路総務課局

27

平成八年度「道路をまもる月間」行事報告

道路局管理課

29

地方行事報告

各地方建設局・北海道開発局・沖縄総合事務局

30

平成八年 国土建設の現況(建設白書)の概要

道路総務課局

48

道路管理事務担当者便り

地域との交流を活かした道路管理

峰光 正郎

59

〔投稿〕ハンディを持つ人の花による社会参加

石金みえ子

69

時・時・時

70

平成九年度重点施策について

～二十一世紀を見据えた建設行政の新たな方向への舵取り～

道路局道路総務課企画係

はじめに

副題を「二十一世紀を見据えた建設行政の新たな方向への舵取り」と銘打った平成九年度建設省重点施策が、去る八月八日に発表された。ここでは、その基本方針と本重点施策の主要なものについて、道路関係部分を中心に概要を紹介する。

◎平成九年度建設省重点施策の基本方針

建設行政の基本的使命は、国土の均衡ある発展、活力ある地域づくり、豊かで快適な生活環境の実現に向けて、未だ欧米諸国と比較して立ち遅れている住宅・社会資本について、本格的な高齢社会を迎える二十一世紀初頭までに、計画的かつ着実に整備することである。

我が国の経済・社会の情勢を見ると、国際化、高度情報化、高齢化、産業の空洞化など、歴史的な転換期を迎えており、住宅・社会資本整備についても、従来の施設ごと、事業分野ごとに足らざるものを整備していくという単純なものから、経済・社会の変化に対応して、国民の新たな選択に積極的に応えることが求められており、これに対応した横断的な政策テーマである地域経済の活性化、情報通信インフラの整備、新時代を支える研究開発、本格的な高齢社会への対応、歴史文化の尊重、豊かさを実感できる環境の創造などについて、総合的に取り組んでいく必要がある。

また、国民の大半が都市に暮らす時代を迎え、職住近接したゆとりのある生活、地域の安全性の向上、総合的な交通政策の推進など、従来にも増

して都市生活の質的向上に取り組んでいくことが求められている。

さらに、住宅・社会資本整備については、民間の経済力・技術力の充実に踏まえ、従来の公的主体による直接整備・直接供給に加え、民間市場を通じた良質な住宅建設、まちづくり、国土形成の誘導が求められている。

一方、厳しい財政状況を踏まえ、公共事業の進め方に対する国民の批判や指摘に的確に応え、公共事業の約七割を所管する省として、行政の透明性の向上、国民の参加の機会を拡大、国と地方の確な役割分担、効率的・効果的な公共投資の実施等の観点から、さらなる建設行政の改革が求められている。

以上を踏まえ、平成九年度においては、次の四

つの主要課題を設定し、各種施策を重点的かつ総合的に展開していく。

一 経済・社会の変化に対応した建設行政の推進

二 都市生活の質的向上を目指した建設行政の推進

三 市場の条件整備の視点からの建設行政の推進

四 建設行政の進め方の改革

一 経済・社会の変化に対応した建設行政の推進

1 地域経済活性化を牽引する建設行政の推進

① 国際経済の変化の中での産業活性化に向けた基盤整備の推進

○産業集積地域における空洞化対策や新産業への転換を推進するため、通産省等と連携して基盤整備等を推進する「新産業創出基盤形成事業（仮称）」を創設する。

○国際空港・港湾を活用したアジア等の海外との交流・連携を支援するため、平成八年に策定される港湾及び空港整備の五箇年計画と連携しつつ、道路ネットワークや情報通信インフラ等の整備を行う「国際交流インフラ推進事業」を推進するとともに、物流効率化のための広域物流拠点整備等を進める。

② 福祉・交流施設と一体となった中心市街地の再編

○地方都市等の中心市街地は、大規模店舗の郊外立地による商業機能の低下、高齢化等により、空き店舗や空地が散在的に増加し活力が衰退している。

このため、低未利用地の有効活用を促進する既成市街地の整備等を通じて、良質な住宅の供給や公益施設の立地を図るプロジェクト等に対し、総合的な支援措置を講じることにより新しい魅力と活力を備えた中心市街地の再整備を行う。

2 マルチメディア社会推進に向けた住宅・社会資本整備

① マルチメディア社会づくりに向けた情報通信インフラの整備

○所管公共施設管理用光ファイバー、公共収容空間、官庁施設等の情報通信インフラの整備は、公共施設管理の高度化、良好な都市環境の形成、通信コストの削減等を図る上で重要である。また、過疎地域など、当面、まとまった通信需要が見込めない地域においては、民間事業者によるインフラ整備が進まないため、これらの地域における情報化を推進する上でも重要である。

このため、次の施策を推進する。
・所管公共施設等へ情報通信インフラを標準的

に整備

・公共収容空間・管理用光ファイバー利用（占有、接続等）のための基本ルール（負担ルール、管理ルール等）を策定

・「地域ネットワーク連携推進協議会（仮称）」を設置し、地域毎の情報通信インフラプラン等を策定

・モデル事業において管理用光ファイバーや公共収容空間、CATV網等の民間ネットワークを活用したマルチメディア実験を郵政省等と連携しつつ実施

・共同溝への新たな収容物件の追加、事後入溝制度等について検討

○公共施設管理の高度化・効率化、環境・防災対策や地域における各種の活動を支援するGIS（地理情報システム）活用のための「空間データベース」（電子白地図）の整備を推進する。

② 公共分野のアプリケーションの開発・導入・普及

○ITSの実用化及び研究開発を推進

・VICS（道路交通情報通信システム）サービスの高速道路での全国展開

・料金所渋滞の解消を図るETC（ノンストップ自動料金収受システム）の試験運用の拡大・拡充

・夜間や悪天候下における障害物検知技術の確

立などAHS（自動運転道路システム）の研究開発の推進

- ・高齢者等が安心して社会参加できる環境を目指す
- ・歩行者支援システムの研究着手
- ・物流の効率化を図る商用車運行管理支援に関するシステムの研究着手等

○関係省庁と連携しつつ、災害時の被害情報等を収集、共有する総合防災情報システムを構築

○河川管理、道路管理、都市防災、環境影響評価等、GISを活用した新たな情報システムを構築

3 新時代を支える技術研究開発の推進

① 次世代国土空間整備のための新技術導入・普及の推進

○二十一世紀に向け、新たな生活と産業の基盤となる次世代都市等の国土空間の整備を図るため、新技術を先導的に導入するモデル地域を定め、他省庁、他分野の研究機関等の参画を得て、二十一世紀の諸課題に対する技術の導入・普及を図る。あわせて、新技術を国の事業で積極的に導入していくための制度の充実を図るとともに、特殊法人等の事業における新技術の導入促進策を講じる。

〈例〉道路環境保全技術（多孔質弾性舗装、新型遮音壁等）

② 先端的、独創的な建設関連技術開発の推進

○先端的、独創的な建設関連技術開発を推進する

ため、試験研究機関等における研究開発の充実を図るとともに、国・大学等・民間における共同技術開発など、リスクを軽減し、技術研究開発へのインセンティブを付与する施策を推進する。

〈例〉AHS（自動運転道路システム）の研究開発

4 高齢社会を支える新たな生活社会基盤の創造

① 福祉空間形成のための移動環境の整備

○福祉施設等の周辺に良好な道路交通環境を緊急に確保するため、「人にやさしいまちづくり事業」等の推進によるバリアフリーの歩行環境や道路の拡幅、施設への右折レーンの設置等による運転環境の面的整備を重点的に実施する。また、歩行空間のバリアフリー化を一層推進するため、総合設計制度等との組み合わせにより、公開空地を建築敷地としたままで道路区域とし、歩道等の整備を図ることができ、「環境道路制度」を確立する。

② バリアフリーのまちづくりのための先導的プロジェクトの実施

○中心市街地等において、高齢者、傷害者等が安心して行動できる空間を確保するため、面的な広がりをもった、歩行空間のネットワーク整備をはじめとする各種のバリアフリー化を総合的に推進していくことが強く求められている。このため、モデル都市において、バリアフリーに係る事業を面的に行う先導的なプロジェクトを実施する。

5 歴史文化の尊重と文化創造の視点に立った住宅・社会資本整備の推進

① 文化庁との協議の場を通じた連携の強化

○先般、設置された「文化庁・建設省連携推進会議」を活用し、文化施策と住宅・社会資本整備の緊密な連携・調整を進める。

② 文化財や歴史的環境を活かした地域づくり・まちづくりの推進

○文化庁と連携協力し、文化財を活かしたモデル地域づくりの支援、歴史的街並みの保全と街路整備のより一体的な実施、歴史的な道の整備・活用等を推進する。

6 環境の創造に向けた建設行政の転換

① 良好な水辺の整備と緑の保全・創出（水と緑のネットワーク）

○緑の政策大綱を踏まえて本年度策定する「緑の推進五箇年計画」に基づいた道路、河川、下水道、公園等の所管施設における緑化の推進や、関係省庁や民間との連携による緑豊かな地域づくりを進めるなど、関連する施策を総合的に推進する。

② 環境の視点からの道路行政の転換

○従前の道路構造対策や沿道環境整備等を推進するとともに、あわせて沿道環境の現状が厳しい区間について、沿道環境保全の観点から望ましい交通量を「環境容量」とし、これを道路整備のため

の指標の一つとして組み込み、道路構造対策やパイパス整備等の道路ネットワーク整備を推進するとともに、車道・植樹帯・歩道等の道路の横断構成の再構築等の対策を検討する。

○排出ガス対策として低公害車の普及を図るため、モデル地域を設定して基盤整備等の支援策を検討する。

一 都市生活の質的向上を目指した建設行政の推進

1 土地の有効利用を通じた都市居住等の推進

① 土地の有効利用に必要な都市基盤整備の推進

○都市計画道路等の整備は、都市の交通基盤の充実に図るだけでなく、現在設定されている容積率を適切に活用した土地の有効利用も可能とするものである。こうしたことから、都市計画道路等の計画的・効率的な用地取得を進めその着実な整備を推進するため、地価下落を踏まえた先行取得土地の買い戻し方式の特例措置の活用、特定公共事業等先行取得資金融資制度等の都市開発資金の貸付対象拡充による用地確保の促進とともに、代替地確保のための道路開発資金の拡充などを図る。

② 土地の集約化や有効利用のための制度の充実

○中心市街地等に散在する低未利用地等の集約化や再編を通じた市街地の再整備や、密集市街地における建築物の共同化・不燃化や基盤施設の整備

を促進するため、転入・転出希望者等の間で土地の権利を円滑に移転できるよう必要な法制度の創設を図り、税制上の措置を講ずるとともに、市街地の再整理を支援する各種の事業制度の拡充を図る。

○都市計画・建築規制に関し、複数の敷地に空地等が協動的に配置される場合など、一定のまとまりのある区域で市街地環境の向上に資するときは取扱について、土地の有効利用を図る観点から検討を行う。

③ 民間プロジェクトへの支援の充実と公的主体による住宅・宅地供給の推進

○良質な民間住宅供給を促進・誘導するため、住宅地関連公共施設整備促進事業の活用、緊急住宅地関連特定施設整備事業等の統合・拡充などにより、関連する公共施設等の整備を総合的に推進するなど民間事業の積極的支援を行う。

○居住環境の向上を図るため、市街地再開発事業、都心共同住宅供給事業等の拡充を図る。

○基盤整備等が必要な用地や民間企業のリストラ用地を活用した住宅供給を促進するため、住宅・都市整備公団等と民間事業者との連携を推進する。

○都心地域の国公有地・低未利用地の積極的な活用により公共賃貸住宅の供給を図るとともに、駅周辺の低未利用地について住宅・都市整備公団、地方公共団体等が市街地開発事業、土地区画整理

事業等を実施することにより住宅・宅地供給を推進する。

2 安全で安心できる地域の形成

① 密集市街地の危険度の公表と市街地の再編

○阪神・淡路大震災での経験を踏まえ、危険市街地に関する調査・判定の公表を地方公共団体が必要に応じて行うことや、地元住民等からなる協議会を通じて、密集市街地整備についての住民の気運を高める。

○面的整備事業等による避難地・避難路となる公園、道路等の公共施設の整備や、建築物の共同化・不燃化を促進し、市街地の安全性の向上を図る。

② 大地震に対応した耐震改修等による安全性の向上

○対策が必要なトンネル坑口部の防災対策、震災時における緊急輸送機能を確保するための道路整備等を進める。

③ 大規模な災害等発生時の体制強化

○大規模な災害等の発生時において、迅速かつ的確な対応を図るため、防災情報ネットワークの整備、防災のエキスパートの登録制度の拡充や特殊分野の専門家など支援スタッフのデータベース化、被災建築物の応急危険度判定体制の充実により、情報連絡体制や現地への支援体制の強化を図るほか、関係機関との連携強化等を図る。

④ 総合的な交通安全施策の集中的実施

○交通事故死者が八年連続して一万人を超える厳しい状況にかんがみ、平成八年度を初年度とする「第6次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画」等に基づく整備を推進し、特に、全国平均に比べて事故発生率の高い都市において緊急に安全を確保するため、事故多発地区に面的な事故削減策を集中的に実施する。

3 円滑な交通の確保に向けた総合的な交通政策の推進

① 都市圏交通円滑化総合計画の策定

○警察庁、運輸省と協力して、マルチモーダル施策や交通需要マネジメントを盛り込んだ「都市圏交通円滑化総合計画」を数都市圏において策定し、総合的な都市交通施策を実施する。

② 路面電車の再評価と支援

○都市内の渋滞対策の一環として公共交通機関の利用促進が重要な対策であることから、路面電車のピーク時輸送力や都市環境保全上の利点に着目し、路面電車の利便性向上に資する施設や走行可能な道路の整備を推進する。

③ 交通需要マネジメント施策を含めた交通混雑対策

○混雑緩和に向け、道路の交通容量の拡大策と併せて交通の平準化を図る交通需要マネジメント

(TDM) 施策の一環として、有料道路における混雑度に応じた弾力的な料金設定や地域への流入量の適正化を図るロードプライシング等の手法の導入について検討を行う。

④ 占用許可基準の見直し等による路上工事の大幅な削減

○電気・ガス・電話・地下鉄等の工事が近年の交通渋滞の大きな要因となっているため、特定区間で非開削工法や共同施工を条件とするなどの占用許可基準の見直し、埋設物件の浅層化による工期間の短縮化等の施策を実施し、路上工事の大幅な削減を推進する。

三 市場の条件整備の視点からの建設行政の推進

1 透明性・競争性の高い住宅市場の実現
(省略)

2 新しい競争時代における住宅産業・建設産業政策の推進
(省略)

3 国際協調・協力の推進

① I-TS (高度道路交通システム) に関する国際協調の推進

○AHS (自動運転道路システム) に関する日米の情報交換の拡充を図るため、「日米AHSワークショップ」を創設するとともに、ETC (ノンス

トップ自動料金収受システム) の仕様をISO (国際標準化機構) 及びITU (国際電気通信連合) へ提案するなど国際標準化に関する活動を積極的に支援し、ITS に関する国際協調を推進する。

② 開発途上国におけるBOT等民活インフラ整備の支援

○開発途上国でニーズが高いBOT (民間事業者が設計、建設に加え、施設運営・料金徴収を行い、整備費用を回収後政府に移管する方式) 等の民活インフラ整備事業を推進するため、BOT支援チームによる案件の発掘・形成、各国のインフラ整備計画等に関するデータベースの構築、施設運営に対する我が国の公団等の技術・ノウハウの活用、人材育成等についての建設業界への側面支援等の施策を講ずる。

③ 国際的協力による地球観測網の構築

○世界で最も進んでいる我が国の宇宙技術を利用したGPS (汎地球測位システム) 連続観測に関する技術協力を各国に対し行うとともに、地球環境の変化などをとらえるための国際的に統一された規格の数値地図 (地球地図) の整備を推進する。

四 建設行政の進め方の改革

1 国民に開かれた建設行政の推進

① 国民への情報公開の推進

○事業箇所やスケジュール等を明らかにした地域的な整備プログラムの策定・公表を行うことで事業の全体像の公表を行う。

・「道路整備に関するプログラム(供用目標及び事業着手等の見通し)」を地方公共団体と連携して策定・公表するとともに、新たな地方版の道路計画へ展開

○事業選択過程の客観化、透明化を図るため、事業採択に係る基準・マニュアルを新たに作成、又は充実にして事業の優先順位の考え方を明確化し、公表する。また、事業実施による効果、コスト等の住民等に対する説明の徹底を図る。

・道路事業に関し、費用効果分析(B/C)を含めた新たな客観的な評価に基づき平成九年度の新規事業の採択を実施、このうち、費用効果分析については、従来からの走行便益、時間便益の他に、交通事故減少効果等を加えた新たな定量的評価を行うマニュアルを作成

・住宅宅地関連公共施設整備促進事業における優先すべき事業の基準の明確化

○事業の実施について、住民が理解を高めることができるよう、従来、公表することを控えていた

危険市街地に関する調査・判定も含め、積極的に資料の提供を行う。また、災害情報等についてデータベース化を行い一般の人々に配信する。

・地方公共団体が必要に応じて危険市街地に關する調査・判定を公表

・光ファイバー等の情報基盤を用いた災害情報や行政情報の配信

・一般の人々がアクセス可能な道路情報データベースシステム等の構築

② 国民の計画づくり等への参加の推進

○事業の計画づくり等に対して、利用者である国民の意見を十分に反映させるため、国民の計画づくり等への参加を推進する。

・道路の長期構想の策定に当たって、幅広く一般の人々からの意見や提案をもとに議論を進めるPI方式(パブリック・インボルブメント)の考え方の導入

・各地域における地域づくりのビジョンを踏まえた、地域における道路整備の方針の策定

・道路モニターからの情報及び改善報告をデータベース化し、道路整備に活用するとともに、インターネット上等で公開

○事業の着手時において、その実施の可否について、意見を求める「大規模公共事業評価に関する総合評価システム」を積極的に活用する。さらに、事業の途上、事業完成後の各段階においても事業

の評価を行うシステムの確立を目指して以下の取り組みを行う。

・道路事業について、事業着手後の各段階における評価のための新たなシステムの検討を実施

2 国と地方公共団体的な役割分担

① 国の補助すべき分野の明確化と補助対象の限定化

○事業において、国が補助して整備する範囲について明確化するとともに、補助採択基準を切り上げ、補助対象を限定化する等の措置を講じる。

〈国の補助すべき分野の明確化の例〉

・地方道事業は、国の支援の必要性にかんがみ、次の四つの観点を中心に、重点的に実施

① 広域交流ネットワークの形成

② 特別立法等の法律等による地域の支援

③ 大規模プロジェクトの支援

④ 特定の施策や新技術の促進

② 補助のメニュー化・統合化等の推進

○地方公共団体の主体性・自主性が十分に発揮できるように、補助のメニュー化・統合化等を推進するとともに、地方公共団体が策定した計画に基づき、事業が計画的・重点的に実施されるよう支援を行う。

・地方公共団体と住民が共同で策定した計画に基づき、地区内で実施される各種道路事業を

面的に一括して支援する「くらしのみちづくり事業」を推進

3 重点分野の明確化と効率的投資のための事業システムの見直し

① 重点化等による投資効果の向上

○二十一世紀初頭までの住宅・社会資本整備における重点投資分野の検討を行い、横割りの政策テーマを設定し、重点的に投資を進めることとする。その際には、重点分野について、身近に事業効果が感じられる分かりやすい政策目標を掲げる。

○従来、ともすれば薄く、広く投資を行う傾向にあったため、完成まで長時間がかかり投資効果の発現に時間がかかっていたが、投資の重点化を行うことで投資効果の早期発現を図ることとし、事業箇所数の絞り込みを行い、重点配分を行うこととする。

〈事業の重点化の例〉

- ・ 道路事業について、高規格幹線道路等広域ネットワークの他、地域活性化を促進するプロジェクトに関連した事業を中心に重点的に実施あるいは補助

- ・ 街路事業について、主要な放射状・環状道路等の広域的・根幹的ネットワークの形成等の観点に立って重点的に補助

- ・ 住宅宅地関連公共施設整備促進事業について

重点的投資を実施

② 省庁間を横断した類似事業の調整等

○各省庁がバラバラに事業を行い非効率的な投資となることを避けるため、各地域において計画段階での調整を行うとともに、事業担当部局間の連絡調整会議や省庁横断的な協議調整機関を活用し、調整を積極的に進めることとする。

○国民の多様なニーズに応え、各省庁の個別の事業の連携を図りつつ、総合的な施策の展開を推進する。

- ・ 新産業創出基盤形成事業（仮称）の創設（通商産業省）

- ・ 国際交流インフラ推進事業の創設（運輸省）
- ・ 「道の駅」の整備と治山事業による遊歩道の設置などの周辺環境の整備を一体的に実施することを検討（林野庁）

- ・ 管理用光ファイバーや公共収容空間、CATV網等を活用した防災情報配信、在宅勤務等のマルチメディア実験の実施（郵政省）

- ・ 文化財を活かした地域づくりを行うための体制の整備（文化庁）

- ・ 地方都市等の中心市街地の活性化の推進（厚生省、文部省、通商産業省）

- ・ 治山事業との連携による道路上部斜面の落石対策の推進について検討（林野庁）

○横断的な政策テーマについては、他省庁も含

めて所管横断型共同プロジェクトとして要求し、投入される予算を取りまとめ公表する。

③ 建設コストの縮減

○「公共工事の建設費の縮減に関する行動計画」に基づき、海外建設資材の活用等を図り、建設コストの縮減対策を引き続き積極的に進めるとともに、その成果を公表する。

○CALS（生産・調達・運用支援統合情報システム）の活用など新たなコスト縮減のためのシステム、VE制度（施工に関し建設費縮減に関する提案を受け入れる発注方式）の公団事業等における試行等を含めた制度について導入のための検討を行うとともに、積算基準類の公表等による設計・積算等の合理化を行う。

○事業遅延要因の軽減を図るため、土地収用制度の積極的活用を図るとともに、埋蔵文化財の発掘調査において、文化庁と連携して民間活力の活用や広域的な自治体間の相互支援等に関する検討を行う。

④ 既存ストックの有効活用

○道路・河川の立体的、多目的利用等の既存ストックの有効活用により、投資の効率化を図る必要がある。

- ・ 周辺道路の整備等により利用実態の変化した
在来道路の歩道幅の拡大・緑地帯の確保など
による道路空間の再構築

ITS(高度道路交通システム)の研究開発及び実用化

道路局企画課

一 施策の概要

ITS(高度道路交通システム)は、渋滞・交通事故の低減や利用者の快適性の向上を目的に、最先端の情報通信技術等を活用して創り出す新しい道路交通システムの総称である。図1に示す9つの開発分野に沿って推進される。

(1) 目的・効果

① 道路交通問題の解決に大きな効果

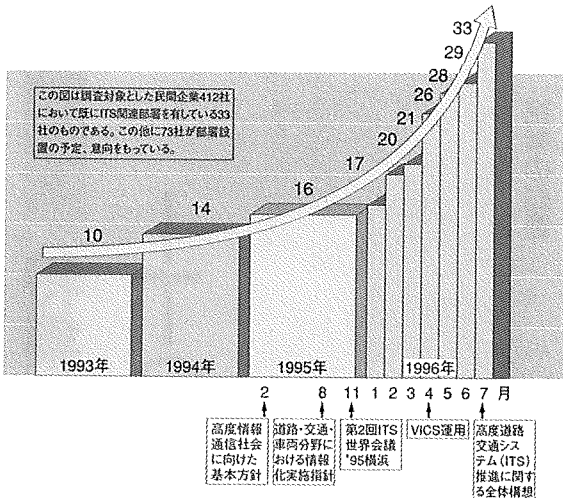
産学のITS推進団体であるVERTIS(道路・交通・車両インテリジェント化推進協議会)の試算によると、ITSの普及により三〇年後には、交通事故死亡件数が半減し、自動車の燃料消費量とCO₂は約一五%、都市部のNO_xは約三〇%削減されるとしてお

② 期待の大きい経済効果

り、道路交通問題の有効な解決策としてITSへの期待は大きい。
今後二〇年間に、五〇兆円規模の新たな市場を創出すると試算される(VERTISによる)など、ITSのもたらす経済効果への期待も大きい。ITSの道路情報の分野はマルチメディア事業の中で民間企業が最も有望とする分野という調査結果(図2)が得られており、民間企業のITSに対する期待の大きさを物語っている。実際に、平成七年八月から平成八年の七月までの一年間に一八社がITS部署を新設したという調査結果(図3)もあり、期待の大きさを証明している。

- 1. ナビゲーションの高度化 : VICS等によるナビゲーションシステムの高度化
- 2. 自動料金収受システム : 料金所等のノンストップ化
- 3. 安全運転の支援 : ABS等による危険警告・自動運転等
- 4. 交通管理の最適化 : 経路誘導、信号制御等
- 5. 道路管理の効率化 : 特殊車両等の管理、通行規制状況の提供等
- 6. 公共交通の支援 : 公共交通の運行状況の提供等
- 7. 商用車の効率化 : 商用車の運行管理支援、連続自動運転等
- 8. 歩行者等の支援 : 歩行者等への経路・施設案内等
- 9. 緊急車両の運行管理 : 緊急時自動通報、災害・事故発生時の状況の伝達等

図1 ITSの9つの開発分野



出典：(財)道路新産業開発機構調べ(平成8年7月)より作成

図3 ITS関連部署を新設した企業数

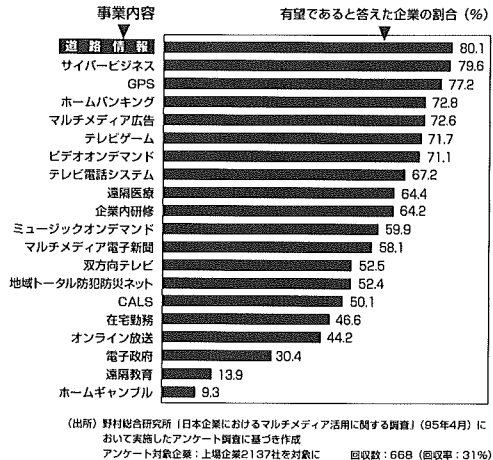


図2 マルチメディア事業の有望性評価



図4 アメリカのITS推進の経緯

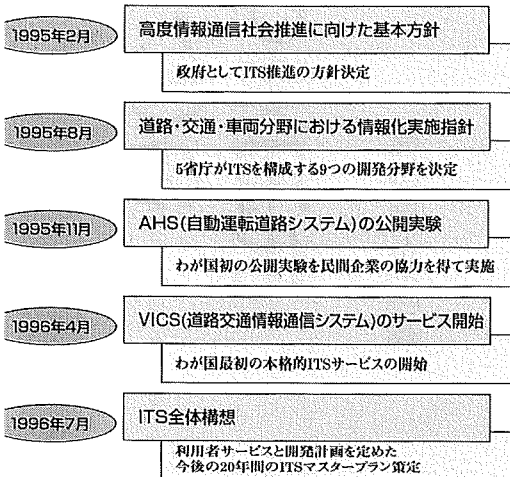


図5 「ITS全体構想」の策定までの取組み

(2) 積極的に推進される米国のITS
欧米では、道路交通政策の中心的プロジェクトとして、ITSを積極的に推進している。米国では、一九九三年以降、毎年二億ドル(約二〇〇億円)以上の国家予算を投入し、自動運転道路システムを中心に商用車運行支援など広範な分野でITSを積極的に推進している。また、一九九六年七月には、システムアーキテクチャの構築を完了し、国際市場を睨んだ標準化等の検討にも本格的に着手している。さらに、連邦政府は一九九六年一月に「時間節約作戦(Operation TimeSaver)」を公表し、今後一〇年間に一兆円規模のインフラ(新交通基盤・ITI)の導入を提言するなど、ITSの取組み

はより一層本格化している(図4参照)。
(3) 一層の推進が必要な日本のITS
我が国では、平成八年七月に関係五省庁(建設省・警察庁・通産省・運輸省・郵政省)が連携して、ITSのマスタープランである「ITS全体構想」を策定したところである(図5参照)。この「ITS全体構想」の具体化を図るためには、VICIS(道路交通情報通信システム)の全国展開、ノンストップ自動料金収受システム(ETC)の試験運用、自動運転道路システム(AHS)の本格的な研究開発の推進に加え、歩行者支援システムといった残る開発分野の研究開発着手が急務である。また、国際市場を念頭に置いた国際標準化への

対応や効率的なシステムの構築に向けて、標準化、統合化に関する検討への着手が必要である。

二 平成九年度の取組み

渋滞や交通事故の削減により、安全性、輸送効率、快適性が飛躍的に向上した社会の早期実現を図るため、欧米における積極的な研究開発の動向を踏まえつつ、「ITS全体構想」に定めた開発分野別の開発・展開計画（図6）に基づき、研究開発及び実用化を推進する。

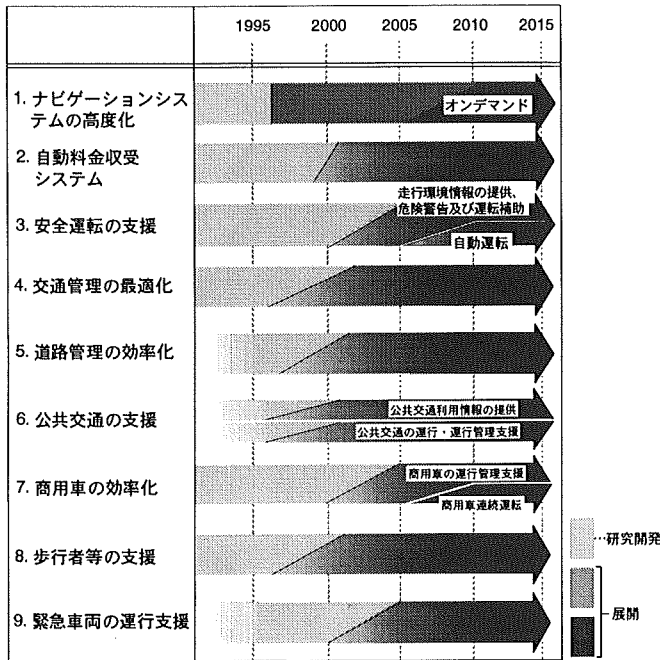


図6 「ITS全体構想」における開発・展開計画

(1) 研究開発等の総合的な推進（図7）

① 自動運転道路システム(AHS)の研究開発
自動運転道路システムは、道路と車の協調により、前方の危険警告、自動的な衝突の回避、車線からの逸脱防止等の安全走行支援技術を開発し、最終的には自動走行を実現することで、ドライバーの安全運転を支援するシステムである（図8）。

自動走行の二〇〇一年の試験運用着手を目前に、車線逸脱防止や衝突防止等の走行支援システムの早期実用化を図る。このため、道路状況の検知や車両の誘導に必要なセンサーの研究開発を進め、民間による車両制御技術開発との連携により、土木研究所テストコースで夜間や悪天候を想定した条件下での衝突防止システムの検証実験を実施する。

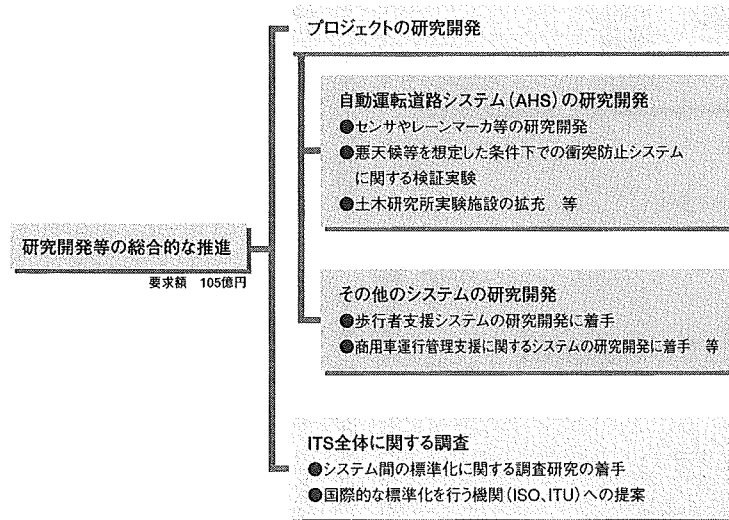


図7

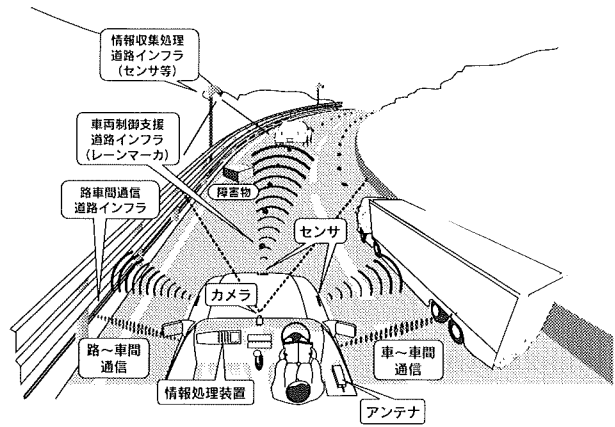


図8 自動運転道路システム

また、検証実験に向け、土木研究所実験施設の拡充を図るとともに、開発されたセンサ等の実用化に向けた機能評価試験に着手する。

② 歩行者支援システム等の研究開発に着手
 これまでITSとして取組みのなされていない分野である歩行者支援システム等の研究開発に着手する。

歩行者支援システムは、高齢者等が安心して社会参加できる環境を目指し、歩行者が安全、快適に移動するための経路や施設の情報

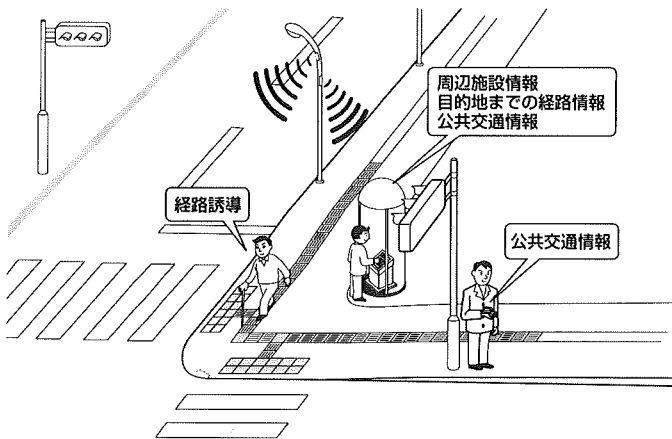


図9 歩行者支援システム

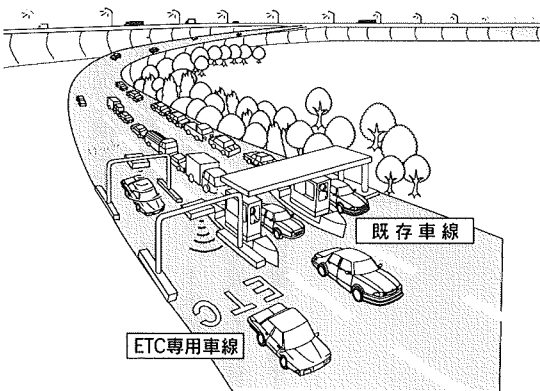


図10 ノンストップ自動料金収受システム

③ ITS全体に関する調査
 等を収集・提供するシステムである(図9)。

複数のシステムから構成されるITSの効率的な整備を図るため、各システムの情報や利用機器を共有化するための標準化に関する調査・研究に着手する。

また、ノンストップ自動料金収受システムなどについて、国際的な標準化を行う機関であるISO(国際標準化機構)、ITU(国際電気通信連合)へ提案を行う。

(2) ノンストップ自動料金収受システム(ETC)の試験運用の拡充
 ノンストップ自動料金収受システムは、料金所ゲートと通行車の間の無線通信を用いて自動的に料金の支払いを行うことにより、有料道路の料金所をノンストップで通行可能とし、料金所渋滞の解消、キャッシュレス化による利便性の向上等を実現するシステムである(図10)。

平成一〇年度を中途に実用化に着手できるように料金決済システムの検証を含めた試験運用を実施する。

(3) VICS 全国展開と関連インフラ整備の推進
 VICS（道路交通情報通信システム）は、渋滞状況、所要時間、工事・交通規制等に関する道路交通情報を、道路上に設置したビーコンやFM多重放送により、ナビゲーションシステム等の車載機へリアルタイムに提供し、ドライバーの利便性の向上、渋滞の削減等を実現するシステムである（図11）。

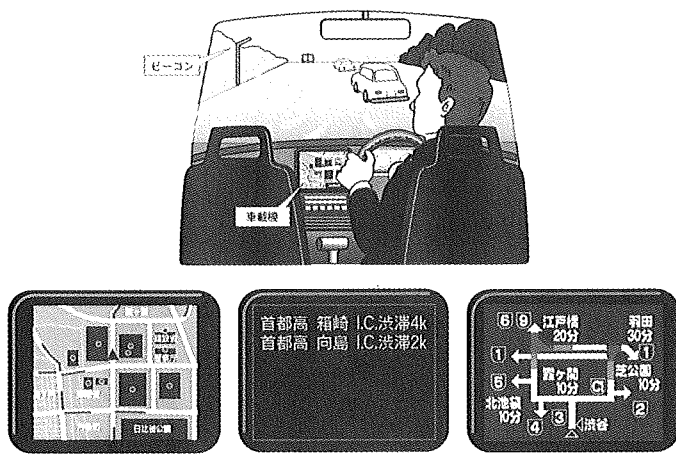


図11 道路交通情報通信システム

平成八年度に全国の高速道路でビーコン等の施設整備を概成し、平成九年にVICSサービスの高速道路での全国展開を図る。また、一般国道の通行規制区間等でのビーコン等インフラ整備の全国展開を推進する。（降雨により事前に通行規制する峠など約七〇区間）

また、VICS等の情報内容の充実や道路管理の高度化を図るため、ITV、積雪計等の情報収集装置の整備を光ファイバー整備と併せて推進する。（情報収集装置設置約六〇〇基、長野冬期オリピック開催時の道路情報提供への協力）

（参考）

- ITS：Intelligent Transport System
- AHS：Automated Highway System
- ETC：Electronic Toll Collection System
- VICS：Vehicle Information and Communication System
- システムアーキテクチャー…ITSに含まれる各システム間の相互関係を情報の流れや利用機器等から整理したもの
- ITI：Intelligent Transportation Infrastructure
 （ITSを実現するための核となるインフラ）
- ISO：International Organization for Standardization
- ITU：International Telecommunication Union
 （電気通信に関する国連の専門機関）



情報通信基盤の整備

道路局国道課

一 目的

より質の高い生活を実現する高度情報化社会の構築に向け、全国的な光ファイバーネットワーク等の情報インフラを早期に整備することは、我が国において極めて重要な課題である。

このため、道路の地下空間を活用して、光ファイバー等の収容空間としての共同溝及び電線共同溝（C・C・BOX）の整備を推進する。

さらに、地震、大規模災害等における即応体制や管理の高度化等を目的とした道路管理用光ファイバーの整備と併せて、電気通信事業者、有線放送事業者等が光ファイバー敷設可能な空間として情報BOXの整備を推進する。

光ファイバーネットワーク等の情報通信基盤の

整備により、二二世紀に向けての経済構造改革をリードするニュービジネスが創出される。また、高速、大容量の映像を中心とする情報通信が本格化し、在宅勤務、遠隔医療、国内外の情報収集等が可能になり、地域間の時間、距離の制約を大幅に縮小させ、地方においても生活の自由度を高める。

二 整備方法

二二世紀初頭までに光ファイバー網の全国整備を行うという政府の基本方針（高度情報通信社会推進に向けた基本方針）に沿い、光ファイバーを収容する空間として共同溝、電線共同溝等の整備を促進する。

また、道路管理を高度化するために道路管理用

光ファイバーの整備促進を図る。

① 共同溝の整備

道路の掘り返し防止による円滑な交通の確保を図るとともに、都市防災、都市景観の向上に資するため、電気、電話、ガス、水道等のライフラインの共同収容施設である共同溝の整備を図る。

② 電線共同溝の整備

良好な都市景観の形成や円滑な交通の確保、高度情報化社会の早期実現に寄与するため、電線共同溝の整備を実施する。

③ 道路管理用光ファイバー等の整備

地震、大規模災害等における即応体制や管理の高度化等を図るため、道路管理用光ファイバーの整備を推進する。道路管理用光ファ

イバーは将来のメンテナンスの容易さ等を考慮して「情報BOX」に収容することとするが、光ファイバー網の全国整備を行うという政府の基本方針に沿い、民間の光ファイバーの敷設についても認めることとする。

(参考)

1 米国の情報通信基盤整備への取組み

「NII」(全米情報通信基盤)計画

・米国のコンピュータシステム、テレビ、ファックス、電話等を光ファイバー等のデジタル情報ネットワークで接続し、全ての米国民が、必要な情報を必要な時に、必要な場所で、適正価格で入手することを可能に。

・光ファイバー等は民間部門が所有、管理し、政府は、適切な税制と規制政策を通して民間の投資を促進。

・米国企業の世界的競争力の向上、雇用の創設、国家経済の成長、国民生活の向上等を目的とする。

2 「高度情報通信社会推進に向けた基本方針

(平成七年二月二日)(抜粋)

高度情報通信社会推進本部決定

メンバー 本部長・内閣総理大臣

本部長・建設大臣他一八閣僚

(1) 基本方針

- (1) 高度情報通信社会の意義
- (2) 高度情報通信社会実現のための行動原則
- (3) 高度情報通信社会の構築に向けての官民の役割

○高度情報通信社会の構築は、公正有効競争の下に基本的には民間主導。

(4) 高度情報通信社会の構築に向けての政府の取組みの在り方
主要地域の光ファイバー網整備と、これを活用した公的アプリケーションの導入、実用化、及び基礎的汎用的技術開発については、二〇〇〇年までを先行整備期間として進める。光ファイバー網については、その後も情報通信インフラの総体的整備を図る中で需要の顕在化や高齢化の進捗等を勘定しつつ、二〇〇一年を念頭において早期の全国整備を目指す。

(2) 高度な情報通信社会の実現に向けた課題と対応

(1) 公共分野の情報化等

⑤道路・交通・車両の情報化

「ITS関連」

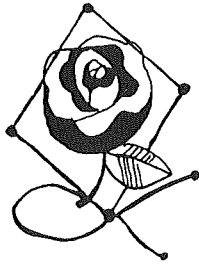
⑦防災の情報化

○災害及びこれに伴う道路交通状況の情報を迅速かつ的確に収集・提供し、緊急交通道路
・輸送路等を適切に確保するため、ITV、車両感知器、強震計、道路交通に

ついての情報提供装置等の整備を引き続き推進する。

(3) ネットワークインフラの整備

ネットワークインフラは、敷設当時の需要に比べて相当大きな需要に耐え得る整備の敷



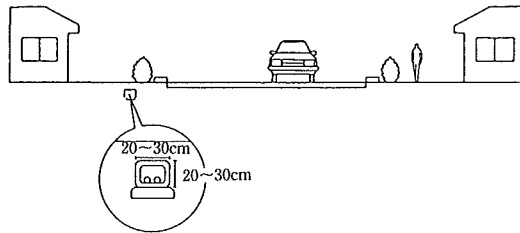
設を行うなど表に出ない大きな投資負担を負う必要がある、その構築については、民間主導を原則とするとしても、巨額の資金調達が必要であることを勘案すれば、短期的な立ち上げにおいては投資促進のための政策支援が不可欠である。

このため、以下のような施策を総合的・計画的に推進する。

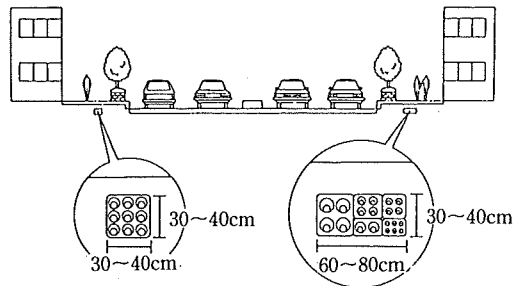
○先行整備期間である二〇〇〇年までの間に光ファイバー網整備を行う民間事業者に対し、新たな低利融資制度の創設等の公的支援措置を講ずる。

○地震等に対する情報通信網のセキュリティ確保等のため、公的支援により電線類の地中化を推進するとともに、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備のため、電線共同溝の整備を図るものとする。

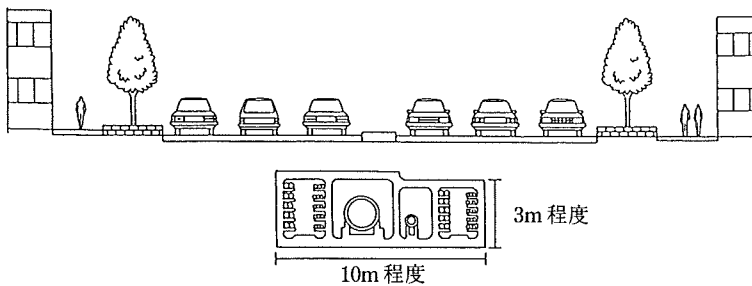
情報BOX



電線共同溝



共同溝



路上工事の縮減対策

一 概要

路上工事には、①道路の維持修繕のための道路工事、②電話、電気、ガス、上下水道等のライフラインのための占用工事があり、いずれも安全で快適な市民生活にとって必要不可欠なものである。しかし、路上工事は交通渋滞や騒音・振動などによる地域住民への影響が大きいため、路上工事の工事数、工事期間の縮減が求められている。

二 現状

これらの路上工事が交通に及ぼす影響をできる限り軽減するために、これまで以下のような対策を行ってきたところである。

○施行時期及び施行方法についての合理的な調整

の推進

○舗装工事後の掘り返しの抑制

○年度末工事の抑制

○共同溝の整備の推進 等

また、第11次道路整備五箇年計画では、路上工事縮減の目標として、平成四年度に対し、計画の最終年度である平成九年度までに三割減としている。

路上工事縮減の実績としては、東京二三区における路上工事件数の場合、平成四年度に比べ平成七年度は一、六四五の減（率にして一〇・〇％の減）となっている。

平成九年度で三割減を目標としているが、東京二三区の場合、平成七年度で二割の減に止まっており、さらなる路上工事縮減対策の推進が求められ

ている。

道路局国道課

路上工事の実態

東京23区における路上工事件数の推移（対象道路：一般国道、都道）

	路上工事	うち道路工事	うち占用工事
平成4年度	16,472(100)	2,891[17.6]	13,581[82.4]
平成5年度	15,521(94.2)	2,734[17.6]	12,787[82.4]
平成6年度	13,698(83.2)	2,790[20.4]	10,908[79.6]
平成7年度	14,827(90.0)	3,021[20.4]	11,806[79.6]

(注) 国道課調べ

()内は平成4年度の路上工事件数を100とした場合の指数

[]内は路上工事に占める道路工事と占用工事の割合

三 路上工事縮減対策

(1) 路上工事縮減アクションプログラム

第11次道路整備五箇年計画で定めた、路上工事の縮減目標を達成すべく、主要な都市ごとに、路上工事縮減アクションプログラム（目標、具体的な施策、関係機関を含めた実施体制等を明記）を策定する。

(2) 共同溝整備の推進

道路の掘り返しを防止することにより路上工事の縮減に資するとともに、道路構造を保全し、円滑な道路交通を確保するため、公益物件を収容する共同溝の計画的な整備を推進する。

(3) 今後の路上工事縮減施策

路上工事の更なる縮減のため、これまでの施策に加えて、今後は以下の施策を強力に実施する。

○ 占用許可基準の見直しの検討

○ 工事量、工事期間の短縮等のための、埋設物件の浅層化

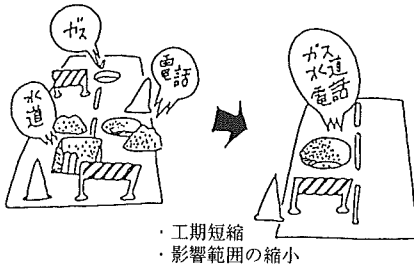
○ 道路利用者に対する工事の事前、即時的な予告等PRの実施

○ 路上工事を縮減するための抜本的な対策の検討

路上工事の縮減対策等

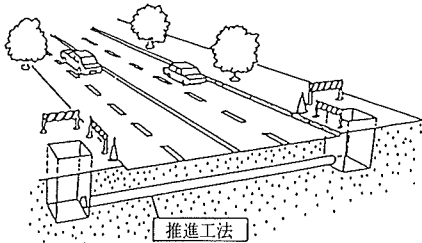
1. 占用許可条件の見直し

共同施工の推進



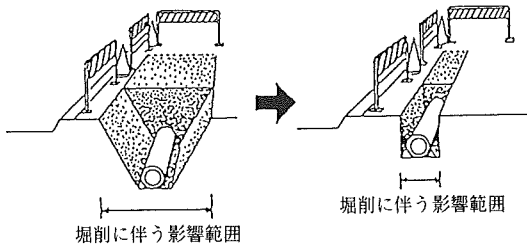
・ 工期短縮
・ 影響範囲の縮小

非開削工法の推進



2. 埋設物件の浅層化

・ 工事期間短縮
・ 掘削に伴う影響範囲の縮小



3. 情報提供の充実



円滑な交通の確保に向けた 総合的な交通政策の推進

道路局企画課道路経済調査室

一 施策の概要

1 総合的な渋滞対策の推進

(1) 新渋滞対策プログラムの推進

第11次道路整備五箇年計画の策定に合わせて、平成五年度に公安委員会と共同で策定し、全国の主要渋滞ポイント約一、七四〇箇所のうち、平成九年度までの計画期間内に約七〇〇箇所の解消・緩和を目標とした新渋滞対策プログラムに基づき、バイパス・環状道路等の整備、交差点立体化等の渋滞対策を全国で推進する。

また、前年度までの各種試行結果等を踏まえ、平成九年度までの新渋滞対策プログラムをフォローアップし、新たな道路計画（平成一〇年度）の策定に合わせて、交通需要マネジメント（TDM）

M）施策を本格的に取り込んだ新たな渋滞対策プログラムを、全国的に新たに公安委員会、運輸省と共同で策定する。

平成九年度に渋滞が解消または緩和される主要渋滞ポイントは、全国で一、二〇箇所

(2) 「都市圏交通円滑化総合計画」の策定

都市交通を円滑化し、都市の快適性、利便性、都市環境の向上に資するため、市町村等の行政境を越えた通勤圏域等を対象に、通勤、業務などの交通需要の見直し等の具体的な目標を掲げ、バイパス・環状道路、交差点の立体化等をはじめとする道路整備による交通容量の拡大施策、企業、自治体

が一体となって、相乗りの推進、時差出勤、フレックスタイムの導入等を行い、輸送効率の向上や交通量の時間的平準化を図り渋滞の解消・緩和

和を図る交通需要マネジメント施策（TDM・Transportation Demand Management）、バス、新交通システムなどの公共交通機関の活用や公共交通機関の再編成などのマルチモーダル施策の組み合わせによる総合的な都市交通施策を実施する。

そのため、「都市圏交通円滑化総合計画」を全国数都市圏において運輸省、警察庁と共同で策定し、都市の交通渋滞の解消・緩和、都市交通サービスの向上を図る（新規）。

この計画においては、バス、新交通システム等公共交通機関の整備計画及び運用計画と関連道路・交通結節点整備の計画を策定し、計画的、重点的に整備を推進する。

このため、都市モノレール及び新交通システム等のインフラ整備を推進するとともに、路面電

車の走行可能な道路の整備を推進する（図1）。

2 交通需要マネジメント（TDM）施策の本格的実施と新たな施策への取組み

総合渋滞対策支援モデル事業実施都市等を中心に複数者の乗車するクルマを優先して通行させるHOV（High Occupancy Vehicle）レーン、パーク・アンド・バスライド等のTDM施策を本格的に実施する。

新たな取組みとして、適切に交通行動の変更を

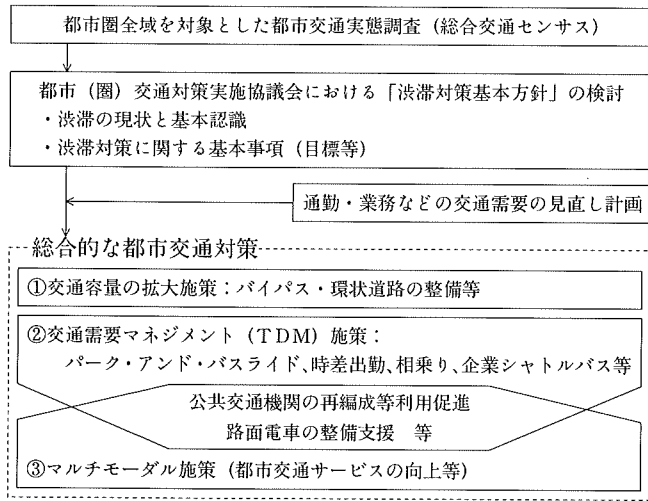


図1 都市圏交通円滑化総合計画の概要

求める経済的な手法の導入に向けての検討を実施する。その中で、有料道路の混雑時の割増、非混雑時の割引といった料金制度などの検討を行うとともに、シンガポールなどの一部都市で実施中の混雑地域や混雑時間帯の道路利用に対して、課金をして公共交通機関の利用促進や時間の平準化を図るロードプライシングを想定しアンケート手法を活用したケーススタディー（仮想実験）を一部都市を対象に実施する（新規）。

総合渋滞対策支援モデル事業実施都市（全国一二都市）：札幌市、秋田市、宇都宮市、長岡市、金沢市、豊田市、高山市、奈良市、広島市、徳島市、北九州市、長崎市

ロードプライシングのケーススタディー…鎌倉市での実施を予定。

市内への交通流入を抑制し、流入待ちの車両に対し、課金による優先的流入制度の賛否を聞くなどの調査を予定。

3 マルチモーダル施策の推進

利用者のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し、良好な交通環境を創造するため、道路のみならず航空、海運、水運及び鉄道等複数の交通機関の連携による総合的な交通施策（マルチモーダル施策）を推進する。

(1) 交通拠点へのアクセス整備

① 交通拠点へのアクセス道路整備

高規格幹線道路網から、交通拠点である空港、港湾等への連絡を強化する道路の整備を行う。

一般国道二三号中勢道路（特定重要港湾四日市港）等 七五路線

② ISO規格四〇フィートコンテナ対応の道路ネットワーク整備等

貨物輸送の効率化、円滑化等に対応するため、橋梁の補修・補強を実施することにより、規制緩和政策の一環として車両の大型化（総重量二五t）に対応した約二四、〇〇〇kmの道路ネットワークを概成する。また、このうち海上輸送コンテナ取り扱い港から物流拠点までの輸送ルートである約一〇、〇〇〇kmの道路ネットワークについては、上記整備により、フル積載した状態の海上コンテナ（ISO規格四〇フィート）をトレーラー輸送することが可能となる。

(2) 公共交通の整備を支援する道路整備

① バスの使いやすさの向上
都市及び近郊の通勤・通学バス路線をはじめとするバス路線において、バス交通の定時性確保及び利便性向上を図るため、道路拡幅、交差点改良、バスレーンのカラー舗装化、パーク・アンド・バスライド駐車場整備、バス

停のハイグレード化等の推進を図るとともに、トランジットモールの導入検討を進める。

また、高速バスの利便性向上を図るため、バス停周での駐車場整備等を実施する。

さらに、運輸省が実施するバス事業の活性化策（オムニバスタウン構想（仮称））と連携し、「都市圏交通円滑化総合計画」を実施する都市圏等からモデル都市を選定し、上記バス利用促進対策を策定する（新規）。

バスレーンのカラー舗装化

国道二〇号（東京都八王子市）等 二六箇所

高速バスの利便性向上

東海北陸自動車道大和バスストップ等 二二箇所

所

② 路面電車に対する支援策の推進

路面電車の走行可能な道路整備を推進するとともに都心交通改善事業（一般会計）により架線柱等の路面電車施設の整備を支援する（新規）。

愛知県豊橋市

③ 都市モノレール及び新交通システム等の整備

都市モノレール、新交通システム及びガイドウェイバスシステムのインフラ整備を推進する。

多摩都市モノレール等 一一箇所

(3) 交通結節点の整備

① 交通広場や歩行支援施設の整備

駅前広場やバスターミナルなどの交通広場の整備や交通結節点における歩行者の長距離移動、垂直移動等を軽減する歩行支援施設の整備を実施する。

駅前広場の整備 JR茅ヶ崎駅（神奈川県茅ヶ崎駅）等三九〇箇所

② 道路と広域物流拠点との一体的な整備

高規格幹線道路等のIC周辺に、貨物車の積み替え基地として情報センターを備えた広域物流拠点の立地を図るため、関連道路、拠点内道路等の重点整備を行い、運輸省等と連携して道路と広域物流拠点との一体的整備を推進する。

③ 共同集配システム構築などによる都市内物流効率化の推進

物資流動調査等を順次実施し、都市圏における社会経済情勢の変化に対応した物流対策のあり方について検討を進める。

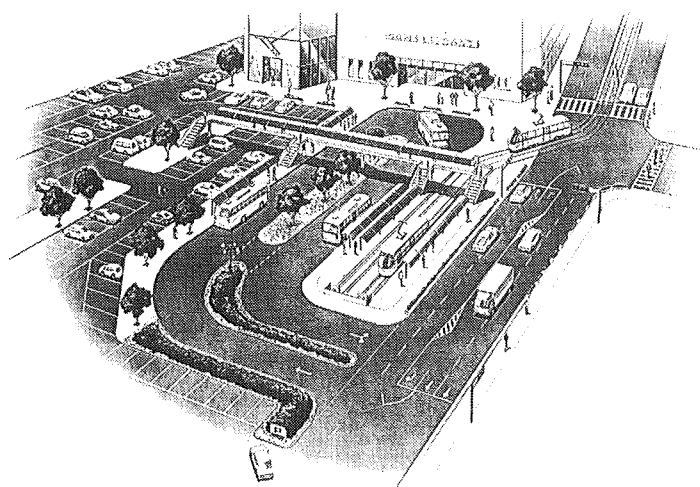
また、運輸省等の関係省庁や関係事業者との連携のもと、都市内共同集配システムの構築や貨物車専用駐車施設等の整備を図るなど都市内物流効率化を推進する。

(4) 総合交通データベースの作成

マルチモーダル施策を推進するため、「全国貨物

純流動調査」「全国幹線旅客純流動調査」を運輸省等と共同実施し、「道路交通センサス」と合わせて総合交通データベースを作成する。

一一 施策のイメージ



路面電車、パーク・アンド・バスライド駐車場のイメージ

地域経済構造の改革を

支援する道路整備

道路局国道課道路整備調整室

一 はじめに

我が国の建設行政の基本的使命は、国土の均衡ある発展と活力ある地域づくり、豊かで快適な生活環境を実現するため、未だ欧米諸国と比較して立ち遅れている住宅・社会資本を計画的かつ着実に整備することである。

一方、我が国の経済・社会情勢は、国際化、高度情報化、高齢化、産業の空洞化といった歴史的な転換の波にさらされており、国民の経済・社会のニーズは、多様な選択肢を持つようになってきている。

このような経済・社会の変化に対応し、我が国の経済構造の改革を進めるため、建設行政としても地域経済の活性化、情報通信インフラの整備、

新時代を支える研究開発、本格的な高齢社会への対応、歴史文化の尊重、豊かさを実感できる環境の創造などについて、横断的かつ総合的に取り組んでいく必要がある。

本稿では、道路局における地域経済の活性化への取組みとして平成九年度概算要求の概要を紹介するものである。

一 地域経済の活性化のための取組み

道路局では、国際化、高度情報化、高齢化、産業の空洞化といった経済・社会の変化に対応するため、平成九年度の概算要求においては、

- (1) 通商産業省と連携し、地域の産業空洞化対策と新産業への転換を推進する「新産業創出基盤形成事業（仮称）」の創設。

- (2) 運輸省と連携し、国際連携、国際競争を前提としたインフラ整備を総合的に推進する「国際交流インフラ推進事業」の創設。

- (3) 地域の個性を活かした活性化プロジェクトへの支援施策である、「21世紀活力圏創造事業」や「地域活性化促進道路事業」、「交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業」など、これまでの主要施策の積極的な推進。
などの施策のもと、地域の経済構造の改革に横断的かつ総合的に取り組んでいくこととしている。
以下にこれらの施策の概要を紹介する。

- 1 新産業創出基盤形成事業（仮称）
建設省では、産業集積地域における空洞化対策と新産業への転換を推進するため、通商産業省と

連携し、「新産業創出基盤形成事業（仮称）」を創設することとした。

この事業においては、建設省、通商産業省が、地域（関係市町村及び都道府県）の策定する計画を支援するため、研究開発、連携支援などのソフト施策と道路整備、施設整備等のハード施策からなる各種支援メニューを重点的に実施する。

道路事業における具体的な支援メニューとしては、産業集積地域と国際港湾・空港、高規格幹線道路等のインターチェンジとのアクセス改善、地域産業の情報交流の基盤となる情報通信インフラの整備（情報BOX^{注1}など）の支援などがある（図1）。

現在、事業の実施方針について通商産業省と検討を行っているところ^{注2}である。今後は、全国二〇地域程度の地域において事業を実施していく予定である。

2 国際交流インフラ推進事業

国際化時代をむかえ、インフラ整備に当たっても国際連携、国際競争を前提とした整備水準を確保していく必要がある。このため、運輸省と建設省が連携し、国際交流の促進と我が国経済の国際競争力の強化を担う港湾や空港^{注3}、道路ネットワーク等を活用した広域的な連携と地域の活性化のための地域の取組みを支援する「国際交流インフ

ラ推進事業」を創設することとした。

具体的には、運輸省で八年秋に策定される港湾

整備五箇年計画・空港整備五箇年計画と連携し、港湾や空港、高規格幹線道路や地域高規格道路等

新産業創出基盤形成事業のイメージ

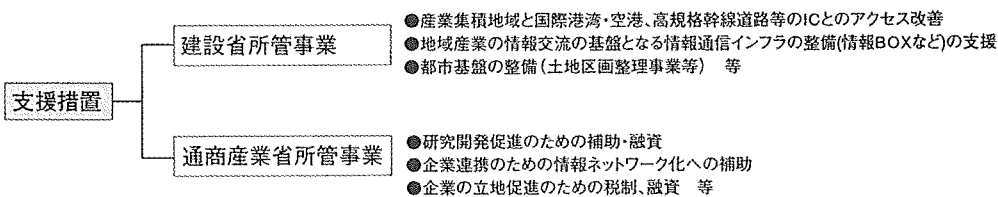
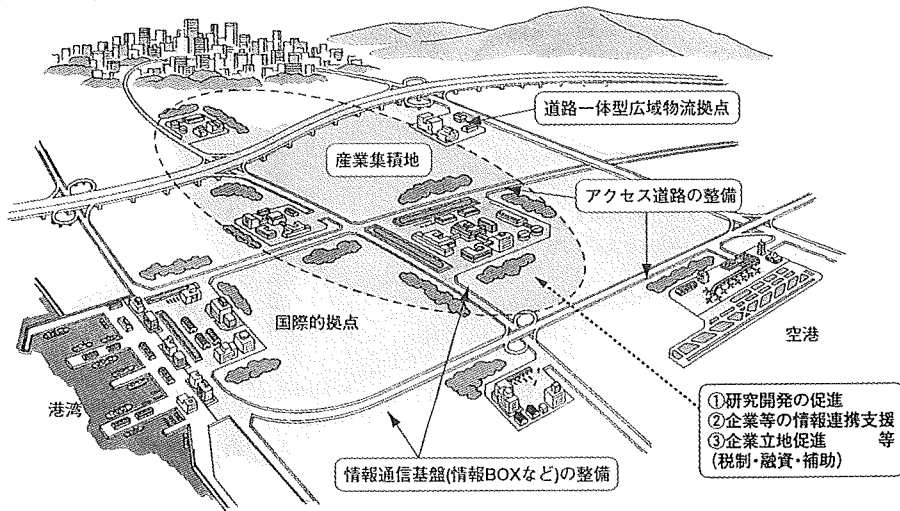


図 1

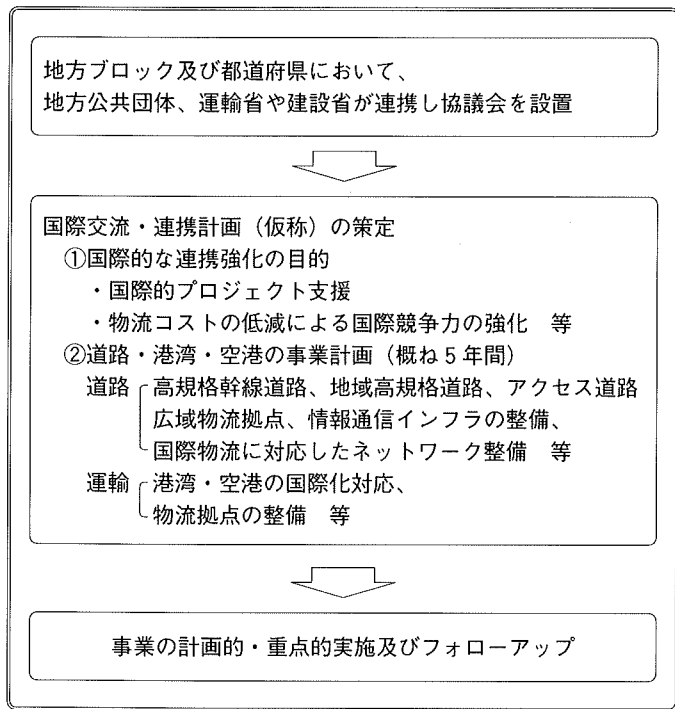


図 2

【支援措置】

- | | |
|---|---|
| <p>1) 建設省所管事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コミュニティ道路 2. 電線共同溝(C・C・BOX) 3. 駐車場・駐輪場整備 4. 関連道路等の整備 等 | <p>2) 通商産業省所管事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究開発施設等の整備 2. 商店街・共同店舗整備の支援 3. 中小企業による共同物流施設整備等に
対する支援 等 |
|---|---|

図 3

からなる国際的な広域交通ネットワーク、広域物流拠点、情報通信インフラ（情報BOXなど）などのインフラの整備計画（概ね五年）を策定し、九年度より計画的・重点的なインフラ整備を行うものである。計画の策定及び事業の実施にあたっては、中枢都市等を中心とした広域的な地方圏毎に、地方公共団体、港湾建設局、地方航空局、地方建設局等からなる協議会を設け、事業の総合的・効率的な実施を図る（図2）。

今後、九年度からの事業実施に向け、運輸省で八年度に策定される港湾整備五箇年計画・空港整備五箇年計画との調整、事業の実施方針の決定等を行っていく予定である。

3 地域の個性を活かした活性化プロジェクトの支援

建設省道路局では、ここまでに紹介した二施策の他にも、地域の経済構造の改革を支援する道路

整備を引き続き重点的に実施している。

① 21世紀活力圏創造事業

「21世紀活力圏創造事業」とは、地方都市圏の中心市街地の活性化などを図るため、地方公共団体が地域の個性や創意工夫により自ら作成する生活基盤と産業基盤などの整備計画（概ね五年程度）を基に、通商産業省及び建設省が所管の各種支援施策を重点的に実施していくものである（図3）。

本事業は平成八年度の新規事業であり、現在までに栃木県宇都宮市周辺地域など一六圏域が認定されている。なお、平成九年度に向けて追加認定を行い、全国約三〇圏域程度において、事業を実施していく予定である。

② 地域活性化促進道路事業

「地域活性化促進道路事業」とは、地域振興プロジェクトを進める上で不可欠な交通ネットワークを確保するために、バイパス、拡幅、新設などの道路事業のうち、さらに整備を早めることで大きな事業効果が期待できるものについて、重点投資による整備の推進を図る平成八年度の新規事業である。

道路の重点投資箇所については、都道府県等の要望等を踏まえ決定し、整備効果の早期発揮等を考慮して供用目標年度を定めている。現在は、大規模イベント開催の支援として「世

界イベント村ぎふ(岐阜県)をはじめとする一六八プロジェクト(四七都道府県・七政令指定都市)について事業を推進している。

③ 交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業

「交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業」とは、地形的な制約等のため交通が阻害されている市町村間等の都道府県又は市町村道において、大規模なトンネルや橋梁の整備により相互地域の交流と連携の強化を図るものであ

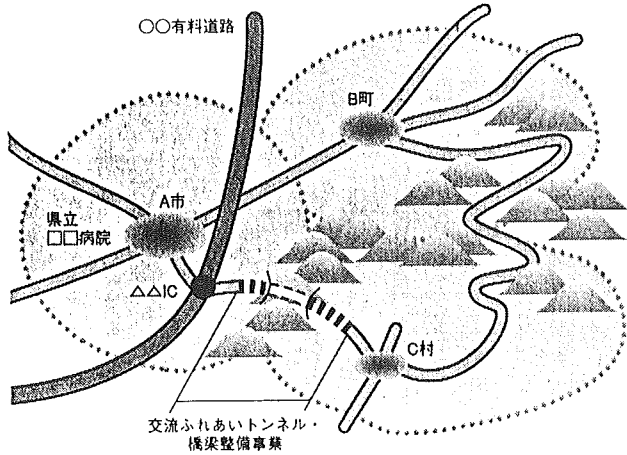


図4 交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業

る(図4)。

平成九年度は、青森県の蟹田町と中里町を結ぶ「やまなみトンネル」をはじめとする全国八五箇所において事業を推進する予定である。

④ 「道の駅」の整備・活用

地域活性化の観点から、地域交流の核を形成するとともに、道路利用者サービスの高度化や多機能化を図るため、地方公共団体等の設置する物産館や郷土資料館等の地域振興施設と連携して「道の駅」の整備を推進する。平成九年度は、全国で約八〇箇所において整備を進める予定である。

さらに、農林水産省と連携し、中山間地域の交流・連携の新たな拠点として、「道の駅」の多機能化や情報発信機能の強化を図る「ふるさと交流拠点事業」を引き続き推進するとともに、林野庁の治山事業による遊歩道整備や自然林改良との連携整備や、河川事業による親水公園等の整備(水辺プラザ等)との連携整備などにより「道の駅」の拠点整備を推進していく。

三 今後の見通し

以上のように建設省道路局では、経済・社会の変化に対応し、経済構造改革を積極的に進めるた

めの地域経済の活性化に積極的に取り組んでいるところである。特に、事業を推進していくにあたっては、省庁間での連携や地域の個性や特色を考慮しつつ総合的・効率的な実施を進めていくことが必要である。

今後とも、国民の多様な経済・社会のニーズを反映しつつ、積極的な道路整備を進めていく所存であり、皆様のご指導・ご鞭撻をお願いする次第である。

(注) 1 情報BOX…ITV(Industrial Televisionの略)等の情報機器を活用した道路管理の高度化、VICS(道路交通情報通信システム)等利用者に対する情報提供の充実、さらには将来に向けてのITS(高度道路交通システム)の1層の推進のため、一般国道並びに主要な都道府県道等において、管理用光ファイバーを収容する空間。

なお、民間の全国的な光ファイバーネットワークの構築を支援するために、電気通信事業者、有線放送事業者等の敷設も可能とする。

(注) 2・4 当該事業については、建設省全体の施策として総合的に取り組んでいる(協議窓口…建設省経済局事業調整官室)。

(注) 3 国際的な港湾・空港は、以下の様に仮定すると全国で八〇箇所にとぼる。

港湾・外国貿易(輸出、輸入)貨物も、数五〇〇万t以上の港湾 三九箇所
港湾・チャーター便を含め一カ月に一便以上の国際便の就航する空港 三二箇所

(注) 5 道の駅…主要な幹線道路において、パーキング等の休憩施設と、地域の歴史・文化・特産等の地域情報を提供する地域振興施設を一体的に整備し、休憩機能、情報交流機能、地域連携機能の三つの機能を併せ持つ施設。平成八年八月現在全国三二三箇所登録済み。長期構想では全国約一、〇〇〇箇所。

「道の日」中央行事報告

道路局道路総務課

今年も八月一〇日の「道の日」を記念して、「道の日」実行委員会による中央行事が盛大に開催されました。今年も、昨年までの物産展から内容を一新し、「道路に親しむ」という原点に立ち返る」とのコンセプトのもと、上野公園に会場を移し、ロードウォーク等を実施しました。当日は天候にも恵まれ、約九〇〇名のウォーク参加者をはじめ、上野公園を訪れる多くの方々へ「道の日」の趣旨をPRすることができました。

「道の日」ロードジャンボリー概要

日時：平成八年八月一〇日(日)
九：〇〇～一三：三〇

場所：上野恩賜公園水上音楽堂

主催：「道の日」実行委員会

(会長 浅井新一郎)

構成：①オープニングセレモニー

②ロードウォーク

③ステージプログラム

④「道の日」セレモニー

⑤道路に関するパネル展

①オープニングセレモニー

午前九時五分、「道の日」についての説明と実行委員会会長のあいさつでイベントは開幕。ウォークに参加される来賓（建設技監、都市局長、道路局長）とタレント（生稲晃子さん、島崎和歌子さん）が紹介され、会場は華やかな雰囲気になりました。注意事項の説明の後、全員で元気よく出発コールを行い、九時一五分、参加者はコース別に分かれて会場を出発しました。

②ロードウォーク

名所旧跡や道路の新工法採用箇所などが紹介さ



本郷通り、言問通りなどを楽しく散策

れているコースマップを片手に、楽しく下町を散策。予想されたほど気温が上がらず（最高気温三一度）、風も適度に吹いたため、体調を崩した方もなく、約六キロのコースを全員が完歩しました。

東京ドームコース

水上音楽堂↓湯島駅↓（五軒町通り）↓湯島聖堂
↓お茶の水駅↓（外堀通り）↓水道橋駅↓（白山通り）↓東京ドーム↓（春日通り）↓湯島天神↓
湯島駅↓水上音楽堂

東京大学コース

水上音楽堂↓湯島駅↓湯島天神↓（春日通り）↓
本郷三丁目駅↓（本郷通り）↓東京大学↓（言問通り）↓根津駅↓（言問通り）↓寛永寺↓上野園

会図書館↓上野公園↓水上音楽堂

水上音楽堂に戻ってきた参加者は、全国四七都道府県の特産品が当たる福引きに挑戦。民芸品などが当たる度に歓声上がり、大盛況となりました。

このほか、全員にオペラグラス、道路の絵ハガキ、道路美化袋、ボールペンを進呈しました。

〈ステージプログラム〉

一一時一〇分、参加者全員が席に着いたところで、生稲晃子さん、島崎和歌子さん、司会者の三名で道について対談。また、「クイズ『道』」知って



「道の日」セレモニー

るつもり」と題して、歩いたコースに関するクイズを出題。正解者には生稲晃子さん、島崎和歌子さんのサイン入り「道の日」Tシャツが進呈されるとあって、大いに盛り上がりました。

〈「道の日」セレモニー〉

タレント退場後、来賓を迎え、「道の日」の記念式典を実施。技監あいさつに続き、完歩証授与式が行われ、実行委員会会長から参加者代表に完歩証が手渡されると、会場からは大きな拍手が起きました。最後に実行委員会会長のあいさつと新シンボルマークの紹介でセレモニーを締めくくり、一一時四五分、お開きとなりました。

〈道路に関するパネル展〉

ロードウォークは、事前応募者を対象とした行事です。そこで、当日、上野公園に遊びに来られる方にも道路について理解を深めていただくために、水上音楽堂周辺にカラーテントを並べ、道路に関するパネル展を実施しました。

「高度情報通信社会と道路」をテーマとした建設省等の最新施策のパネルや、四七都道府県から寄せられた地元の美しい道路のパネルを展示。夏休み中の土曜日ということもあり、朝から家族連れを中心ににぎわい、パネルの前で立ち止まってパフレットを手にする光景があちこちで見られ、

多くの方々の関心を集めることができました。

〈最後に〉

今年「道の日」制定から一〇年が経過し、行事内容の変更、新しいシンボルマークの制定など中央行事にも大きな変化がありました。

ロードウォークについては、道路そのものを使ったイベントであり、道路の意義・重要性に対する関心と道路愛護の精神を高めるといふ「道の日」の趣旨が、参加者のみならず、沿道の方々にも伝わったと感じております。

また、道路に関するパネル展も、全国から人が訪れる上野公園の特性を活かし、道路行政のPRに大いに効果があったものと思います。

最も基礎的な社会資本でありながら、あまりにも身近であるためにその存在が見過ごされがちなる道路について、今後とも「道の日」がその重要性を再認識する契機となるように切に願っております。

最後になりましたが、行事の実施に当たり多大なご協力をいただきました関係各方面の皆様にご場を借りて厚くお礼申し上げます。



8月10日は「道の日」

平成8年度

「道路をまもる月間」行事

平成8年度「道路をまもる月間」行事報告

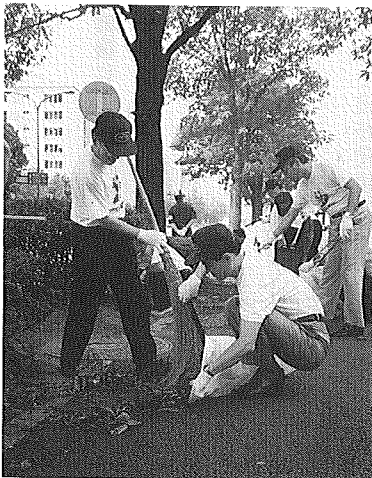
道路局道路交通管理課

建設省では、昭和三十三年に「道路をまもる月間」を設け、安全で快適な道路環境を保つため、道路管理者と関係機関が交通安全施設等の点検・整備を行うとともに、道路の正しい利用の指導と道路愛護思想の普及を図ることを目的として毎年八月一日から八月三十一日まで全国各地で各種の行事を実施している。

早いもので本月間も本年度で三九回を迎えることとなったが、その間、建設省を中心とした、関係他省庁、地方公共団体、道路関係団体等が、他省庁の協力を得つつ、相互に連携をとって、充実した企画、立案のもとに子供から大人までの幅広い世代の人々に多彩な行事を通じて道路の整備や機能の充実だけでなく、道路のもっている役割や使い方等についての認識を深めていただく住民参加型の運動を展開してきた。

道路は、国民経済、国民生活を支え、国民生活を維持するために欠くことのできない基礎的な施設であるが、あまりに身近な存在であるために、その重要性が見過ごされがちになる。

このため、本年度の月間中の中央行事としては、



官庁街の道路清掃



「道」について楽しみながらみんなで一緒に考え、理解を深めてもらうため、道路に親しむという原点に立ち返り、昨年度までの物産展に代わって、都市幹線道路を歩く「ロードジャンボリー」が「道の日」実行委員会主催により八月一〇日「道の日」に実施され、小学生からお年寄りにいたるまで、また、外国人も含めて約二時間の道程を歩いた（口絵参照）。

また、月間行事の一環として八月八日（休）八時四十分から九時三〇分まで建設省道路局、関東地方建設局の主催による官庁街のロードクリン作戦が実施された。

国道一号、桜田通りの警視庁前桜田門交差点から虎ノ門交差点までの約1kmの歩道や緑地帯を沿道の官庁ビル等に勤務されている方々三五〇名が、箒、熊手を手に清掃を行い、快い汗を流すとともに道路の大切さを通勤途上の人々にもアピールした。

さらに、八月二三日（金）には、日本の道を考える会主催によるシンポジウムが開催され、「日本・EUにおける道路政策の新たな展開」について、道路審議会委員中村英夫先生、竹内佐和子先生及び欧州委員会運輸総局内陸物流課長D. Van Vreckem氏等を迎えて日本とEUの行政担当者による最新の施策の動向紹介及び行政担当者と有識者による意見交換を行い、道路の健全な利用と自動車交通

の発達に寄与することを期して、議論を行った。

「道路をまもる月間」では、「国民共有の財産である道路は、常に広く、美しく、安全に」を基本テーマとし、報道機関等の協力も得て、道路の意義、重要性について広報するとともに本運動の周知徹底を図り、シンポジウム、パネル展示会、道

道路フェア'96

東北地方建設局

東北地方建設局では、八月の「道路をまもる月間」及び八月一〇日の「道の日」の趣旨に沿い、道路愛護の精神を高めるべく本局をはじめとして管内の各事務所で種々の行事を実施した。簡単に主なものを紹介すると以下のとおりである。

青森…「道路パネル展」（青森工事事務所）

岩手…「ザ・ロードフェスティバル'96」（岩手工事事務所）

「道の日in宮古」（三陸国道工事事務所）

秋田…「96ロードフェア秋田」（秋田工事事務所）

「道路・みち」ふれあいフェステ'96」（湯沢工事事務所）

「ロードフェスタ'96 inのしろ」（能代工事事務所）

山形…「道の日」コンサート&ダニエル・カー

路見学会等の行事の実施、ポスター等の掲示、パ

ンフ、グッズの配布等各地の実情に即した広報活動を全国各地で実施し、道路の正しい利用の啓発道路愛護の精神の普及に大きな役割を果たした。

次に各地域から寄せられた「道路をまもる月間」及び「道の日」の活動状況等をご紹介します。

ル講演会」（山形工事事務所）

「96道路展」（酒田工事事務所）

福島…「道路フェスティバル」（福島工事事務所）

「I LOVE ROAD 郡山'96」（郡山国道工事事務所）

宮城県内では、八月一〇日（土）八月一日（日）の二日間、道路をまもる月間行事実行委員会（東北地方建設局及び仙台工事事務所・東北幹線道路調査事務所・宮城県・仙台市・日本道路公団仙台管理局・宮城県道路公社）主催の「道路フェア'96」が、仙台市の勾当台公園市民の広場において開催された。

今回で一〇回目を数える「道路フェア'96」のテーマは、「道と遊ぶ、道を知ろう」で、道路行政



「リアス三陸道に人力車走る」実行委員会が（オープニングセレモニーの後）会場に到着

に関する様々な情報を、遊びながら知ってもらい、かつ知識として理解してもらおうことを目的とした。初日の一日にはオープニングセレモニーが行われ、主催者代表挨拶、テープカットに引き続き、仙台市内の小学生の応募による「道路の絵画コンクール」及び東北地方の道路を対象とした「東北地方道路写真コンテスト」の入賞者の表彰式が行われた。今年は絵画コンクールには四、〇六六名、写真コンテストには二、七二一名もの応募があり、回数を重ねる毎にたくさんの優秀な作品を頂いて

いる。

その後、勇壮な米山丸山太鼓の音色と共に、「リアス三陸道に人力車走る」実行委員会が、三陸縦貫自動車道の早期実現と道路の通行安全を願い、陸前高田市から気仙沼市を経由し八台の人力車で到着し、セレモニーを盛り上げた。

会場では多くの催しが行われ、メインの「道路ものしり博物館」と題したテーマゾーンでは、入賞作品による絵画展及び写真展の他、道路を取り巻く状況や道路に関する情報を紹介する「これからの道づくり」「道路に強くなろう」「ヒストリー・オブ・ロード」の各コーナーを設けた。

「これからの道づくり」では、四面マルチビジョンでITSモデル地区のVTRを上映したり、協賛企業であるNTTの協力を得て、パソコンにより来場者に自由に道路交通情報の検索を行ってもらうなど、新しい技術開発の現状について紹介した。また次期道路整備計画にむけたPRとして、今年の二月から三月にかけて行った一般の方からの意見公募活動の紹介や、疑問に対する回答をパネルにより行った。他には、管内の高規格・地域高規格事業紹介や、二一世紀活力圏創造事業紹介、ふるさと交流拠点事業紹介のパネル展示を行った。「道路に強くなろう」では舗装をテーマに、一般国道・高規格道路・高速道路・空港の滑走路のそれぞれの舗装の違いや、舗装の排水性・透水性に



トーク&ソングショー

ついてパネル説明を行った。

「ヒストリー・オブ・ロード」では、日本及び世界各地の歴史的な道路について、電照説明パネルを設置した。例えば日本初の官道(国道)「竹内街道」、日本初のトンネル「青の洞門」、世界最古の道路「コハクの道」等である。

来場者にとってはいずれも普段なじみが少ない情報と思われるため、どのように関心を示してくださるか予測がつかなかったが、立ち止まって熱心に一つ一つの展示物を見学する姿が多くみうけ

られた。

他に人気が高かったのは、「集合!!楽しい車たち」のスペースや各種体験コーナーで、高所作業車、災害対策車、水陸両用車、除雪車、パトカー、白バイ、地震体験車等を間近で見たり、ドライブシミュレーションコーナーで運転の疑似体験をするために順番待ちをする人々が集まっていた。

今回は土・日と夏休み期間が重なったため、親子連れにも楽しんでもらおうと、「道の日」のキャラクターであるこっちだYOU平をエアートランポリンにした「ふわふわYOU平」や、「YOU平くん」と世界の昆虫館」と題した標本の展示コーナー等を設けた。また、会場内ステージでは、「舞ちゃん」ことひらたまおさんと橋本潮さんの「トーク&ソングショー」、人気アニメ「忍たま乱太郎」のぬい

ぐるみショー、道路に関する「O×クイズ大会」

等が実施され、二日間で約一五、〇〇〇人の入場者を迎えることができ盛況のうちに閉幕した。

「道路をまもる月間」運動期間中には、警察、公益事業者等との合同による道路占用物件の適正化指導・パトロール、道路施設等の安全点検、大型車両の現地指導取締等を行い、不法占用物件の是正措置、交通安全確保等に努めた。

今後とも道路の意義、重要性に対する国民の理解と道路愛護の精神を高め、快適な道路の利用を促進するために、本運動期間中に限らず、日頃から道路愛護の必要性について認識を深めていただくことが必要と思われる。

「道路をまもる月間」広報行事実施報告

関東地方建設局

関東地方建設局では、毎年八月の「道路をまもる月間」八月一〇日の「道の日」の趣旨に沿って、

各地方公共団体等関係機関の協力を得て、本局及び各道路関係事務所においてそれぞれ多彩なイベント等を開催しており、その都度多くの方々の参加をいただいている。

今年も例年同様本局をはじめ各事務所においてさまざまな広報行事を実施している。以下、関東

地方建設局管内各地で実施した行事のうち、本局道路部において実施した「関東道路フェア'96」を中心に紹介する。

1 「関東道路フェア'96」

「さあ、未知なる道へスタート!!」

八月七日(水)、池袋サンシャインシティ噴水広場において、日本道路公園、首都高速道路公園、日本電信電話(株)(NTT)、東京電力(株)、東京ガス(株)の協賛各社の協力のもとに、「道路をまもる月間」記念イベントを実施した。

イベントの実施にあたっては、広く一般の人が自由に参加できること、多数の人を集客することにポイントをおき、子供からお年寄りまで幅広い世代の人々に対しさまざまな観点から「道路の意義・重要性」、「道路の正しい利用」について楽しみながら一緒に考え、理解してもらえる内容とした。

当日のアトラクションとして、「トムとジェリー」によるぬいぐるみショー、「ダ・カーポ」によるミニコンサート、現役東大生による大道芸等が行われ、それぞれ「道」についての話をしながらパフォーマンスを行い、参加者の皆さんに楽しんでいただながら、「道」とのふれあいについて理解を深めてもらうことができたと考えている。

協賛企業各社のPR・クイズ出題をはさみ、「ビジュアルシンポジウム」さあ、未知なる道へスタート!!と題して、昨年好評だった一六面マルチモニターを使用して、クイズ形式で出題された「道」に関するテーマをもとにゲストタレント(富

田隆、水島裕允、アニマル梯団) によるトークが繰り広げられた。

一つのテーマに対し、三組のゲストタレントがそれぞれ解答コメントを発表し、会場のお客様は誰の解答が正しいかを当て、正解者には記念品を進呈するという形で展開し、会場に来ている人たちにもゲストのトークや大画面に映し出される映像を楽しんでいただきながら、「道」について一緒に考え、理解を深めてもらうという内容である。

また、会場では「道路の正しい利用」、「道路の美化・愛護」についてのパンフレットを配布し、PRした。

当日は、約五、〇〇〇人の人々に来場していただき、盛大なイベントを実施することができた。



ミニコンサート



ゲストタレントによるトークショー

2 「道のある風景」写真コンクール

八月九日から八月一九日まで北の内公園・科学技術館において、第九回「道のある風景」写真コンクール・写真展が開催された。

本コンクールは、①町と街、地域と地域を結びつけて、文化や暮らしの交流を生み出している道路。②社会を支え、日々の暮らしを豊かにしている道路。③憩いの空間をつくり、快適な町づくりを助けている道路。等のさまざまな観点から、小中高校生の目とらえた作品を一般の人たちにも鑑賞していただき、併せて道路愛護思想の啓発を

図るために実施されたものである。

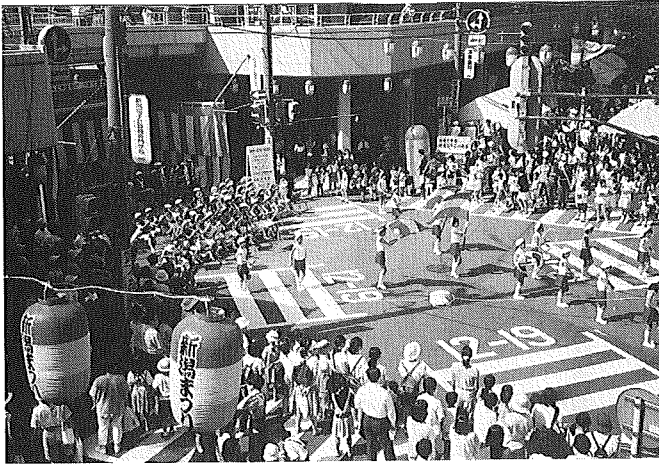
本年度も約三、〇〇〇点の応募作品が寄せられ、これらの写真を通じて多くの人たちに「道路の果たす役割、大切さ、正しい利用」について理解してもらったことができたことと確信している。

3 事務所の主な行事の紹介

東京国道工事事務所では、八月二三日に「少女道路パトロール」が実施された。小学校高学年(小四〜小六)を対象に、国道一号、一五号を約一kmにわたって道路パトロールをしていただき、国道二四六号青山共同溝を見学していただいた。これにより、「道路の意義・重要性」を理解していただくことができたと考えている。

常陸工事事務所では、八月九日に「道の日街頭PR」が実施された。JR水戸駅前ペDESTリアンデッキ上において、チラシ等の配布、写真パネル、事業実施箇所のパース等の展示を行い、道路に対する意識の高揚及び道路愛護思想の普及を図ることができたと考えている。

その他にも各事務所において「道路をまもる月間」の広報行事が行われ、それぞれ多数の方々に対し「道路をまもる月間」及び「道の日」の趣旨をPRすることができたことを報告するとともに、ご協力をいただいた関係各位に対し厚く御礼申し上げます。



'96にいがた道路フェスティバル
内野小学校マーチングバンド演奏（新潟国道工事事務所）

「道路をまもる月間・道の日」の取組み

北陸地方建設局

北陸地方建設局管内の各事務所では、「道路をまもる月間・道の日」の一環として、実行委員会を組織し、道路関係機関、各協賛団体及び地元の協力得て、地域の特徴を活かしながら、道路愛護思

想の普及を目的とし、

- ・'96にいがた道路フェスティバル（新潟国道工事事務所）
 - ・長岡まつり（わんぱく広場）（長岡国道工事事務所）
 - ・「道とあそぼう、どうろばーく」（高田工事事務所）
 - ・「96出会い・ふれあいの道」フェスティバル（富山工事事務所）
 - ・道路まつり（歩行者天国）（金沢工事事務所）
- をそれぞれ実施し、更に、ロードクリン作戦、街頭広報・街宣パレード、道路見学会等多彩な行事に取り組んだ。

'96にいがた道路フェスティバル

八月五日、新潟市の繁華街万代シテイ通り（市道）において、建設省、新潟県、新潟市、道路公団他一八団体が構成する実行委員会の主催により、今では夏の楽しい恒例行事の一つとして新潟市民に定着している「96にいがた道路フェスティバ

ル」を開催した。

会場には、小学生マーチングバンドの演奏、万代太鼓、女池太鼓の競演、地元コシヒカリバンドによる演奏等のお祭り広場を中心に、道路愛護ポスターの展示コーナー、消防車（はしご車）やパトカーを展示する自動車コーナーの他、落書き、ゲーム、道の駅PR、道路相談等ター〇のコーナーが設けられた。

一四回目を迎えたフェスティバルは、年々参加者が増加し、今回は小中学生や家族連れを中心に約三〇、〇〇〇人が参加し、どのコーナーも混雑し、長蛇の列ができた。

当日は真夏にしてはさわやかな風がふき過ぎしやすく、子供達にとっては思い出に残る夏の日になったと思われる。

長岡まつり（わんぱく広場）

八月三日、長岡まつりに合わせ、道路の意義、愛護の精神を高めてもらうため、わんぱく広場に「道のコーナー」を設け、うなぎのつかみどり大会、メルヘン号での記念撮影、リフト車によるおまつり広場展望などを実施し、三八、〇〇〇人がまつりを楽しんだ。

道とあそぼう、どうろばーく

八月四日、上越市上越観光物産センターにおい

て、上越市沿道連絡協議会（建設省・新潟県・上越市・道路公団上越管理事務所等）の主催による「道とあそぼう、どうろばーく」が開催された。

内容は、道路に関する「さまざまなコーナー」、メルヘン号、リフト車への試乗などの「体験コーナー」など五つのコーナーがあり、多くの人で賑わった。

'96 出合い・ふれあいの道フェスティバル

八月八日、富山駅前広場において道路管理者連絡会（建設省・富山県・富山市・道路公団富山管理事務所）の主催による「出合い・ふれあいの道フェスティバル」が開催された。

内容は、おもしろアイデア道路標識展、地元中学生ブラスバンドによるパレード、ストリートパフォーマンス大道芸等多彩な催しが展開され、約四〇、〇〇〇人の人達が参加した。

標識コンテストは全国的にも珍しく八回目を迎えた今年には六八五点の応募があった。

事務所では「フェスティバルを楽しみにしている子供達もあり、来年以降も続けて定着させたい」としている。

道路まつり（歩行者天国）

八月四日、金沢市の中心街である一般国道一五七号香林坊・片町間をメインに広坂通りの一部に

おいて道路管理者事務所連絡会（建設省・石川県・金沢市・道路公団金沢管理局）と地元市民の組織による実行委員会とが共催し、地元新聞社の特別協力を得て歩行者天国と多彩なイベントが実施された。

午後四時に交通規制を行い、金沢工事事務所長が開会の宣言をし、実行委員会会長の「道路を守り、愛する気持ちを持ち続けてほしい。」との挨拶に続いて、テープカットでイベントはスタート。

歩道で待ち構えていた市民は開幕と同時にどつと道路に繰り出し、いつもは車が行き交う道路はまつりムードに包まれた。

今回で一〇回目となる道路まつりは、「石川の夏まつり」として地元に着した行事となり、直経一・五mの太鼓をはじめ百張りを越す太鼓が路上に並べられ、迫力満点の太鼓の演奏を楽しんだほかクイズ大会など各種のイベントが行われた。

道路管理者コーナーでは、わんぱく広場、らくがきコーナーなどの各種イベントに加え、今年度はロータリー除雪車、リフト付き作業車、側溝清掃車などの展示実演そしてラジコン操作による草刈機械を市民の方から実際に操作してもらい、道路環境保持に理解を深めてもらった。

このように、各イベントコーナーでは人波が続き、午後八時三〇分の終幕まで若者や家族連れで賑わい、県内外から集まった三八〇、〇〇〇人が



道路まつり 金沢市消防音楽隊によるパレード
(金沢工事事務所)

まつりを堪能した。

おわりに

これらの行事を通じて、一般市民の方々、子供達に、道路の重要性・公共性を理解してもらえたことは大変有意義であった。また、道路管理者として、子供達に道路愛護思想を伝えることが、未来への最大の贈り物だと思える各イベントの盛況ぶりだった。

道路愛護PR SUPER ROAD JAM '96

中部地方建設局

中部地方建設局では、「道路をまもる月間」及び「道の日」の広報として管内の各県及び市町村などの協力を得て、各種イベントや写真展、道路に関するシンポジウム、職員による道路美化活動等の様々な催しを行い、多くの方々参加を頂いた。そこで、これらの催しの一部として行われた「みちフェスティバル」と「ラジオ公開生放送・道物語」そして、「ロードカーニバルINぎふ」を紹介する。

1 第一〇回「みちフェスティバル」

八月一〇日(土)名古屋市中区栄の久屋大通公園において、名古屋地区道路をまもる月間実行委員会(建設省・愛知県・名古屋市・日本道路公団・愛知県道路公社・名古屋高速道路公社)の主催により第一〇回「みちフェスティバル」を開催した。今年の名古屋は、昨年に比べ過ぎやすい日々が続くものの、毎日三〇度を超え蒸し暑いのは例年と同様である。

このような中、第一〇回を迎える今年には記念行事として、多彩な催し物で地域の人々とのコミュニ

ケーションを図ることを目的としてイベントを企画した。

当日は、一五時から二時間にわたり地元民放のCBCテレビ制作により「天才クイズ」の公開録画を実施したが、この出演者は東海三県(愛知・岐阜・三重)で道路美化活動として清掃等を行っている、小学校や子供会の児童一二〇名を招待し、日頃の活動の感動と夏休みの思い出として残して戴いた。なお、この模様は八月二四日と三十一日の二週にわたって東海地方で放映された。

引き続きオープニングセレモニーの中では、中部ブロック「道の駅」登録証交付式の式典を行い今回新たに登録された三重県海山町、道の駅「海山」に、井上靖武局長より登録証が交付された。その後、中部地建の職員有志で結成したアマチュアバンド「コンストラクション」がプロ顔負けの演奏を披露した後、各機関代表若手職員が「道博士」となった「スーパーロードクイズ」では、多数の参加者が道路に関する難問・奇問に挑戦し『道博士』の迷解説で会場を沸かせた。

ステージ上も佳境を迎え、本イベントのメイン



ラジオ公開生放送・道物語

ゲスト「森口博子」のライブでは熱心なファンが早朝から最前列に陣取り、三、〇〇〇名を超える観衆で会場全体が埋め尽くされた。

また、恒例の歩け歩け大会は、夏の夕暮れ昔名残る大須の街でふれあいウォークをテーマに「サンセット・シティ・ウォーク」として実施した。約三kmのコースでは、途中パネルクイズを解きながら歩き、家族連れを中心に約二、〇〇〇名を超える盛況なものとなった。

一方、会場内では各道路管理者の合同ブースを設け事業紹介等のパネル展示やパンフ配布、また管内の高規格幹線道路を模した「ミニ四駆」の模

擬レースを行い子供達にも道路の重要性と役割等についてPRした。

また「道の駅」コーナーとして管内六駅による物産展を、「歴史国道」コーナーでは、いにしへの「みち」東海道と中山道の関係市町村による物産品の展示即売を開催し盛り上がりを見せたのを始め、協賛企業による各種ゲーム大会には、常に長蛇の列ができ楽しさいっぱいであった。

このように、第一〇回を記念するイベントであったが、小中学生から若者また家族連れまで、約三〇、〇〇〇名(愛知県警発表)の参加のもと、無事終了できたのも、ご協力を戴いた協賛企業や関係各位のためものと深くお礼申し上げる次第である。

今後は、更に充実したイベントにするよう心掛け、地域と密着した住民参加型のイベントとして永く継続して実施して行きたいと考えている。

2 「ラジオ公開生放送 道物語」

「道路をまもる月間」「道の日」の一行事として、地元放送局のCBCラジオにおいて、特集番組「スーパーロードジャム 道物語」が企画され、お盆の帰省ラッシュが始まる八月一日(土)午後一時一〇分から二時四五分まで約一時間半にわたり東海地方に生放送された。

道路を上手に利用しているゲストとして、バン

ド「たま」の石川孝司さんの著書「すごろく旅行」についてのおもしろい話の紹介や、タレントの森口博子さんの「名古屋の道」についての感想などについて伺った。

「セクターラインを車のタイヤで踏むと(ブォー)って鳴るのはどういう仕組み?」「国道と県道が交差する所はどちらの道?」「国道一五五号はなぜ二本あるの?」などリスナーから次々送られてくるFAXと電話による質問・疑問には、對木宏志名四国道事務所長が分かりやすく回答した。またレポーターと句会の方々が、旧東海道の有松と一号大高共同溝工事の各現地で俳句を披露したり、東海道路ネットワーク事業の現地では地元の人々とスタジオを中継で結び歴史と文化についてインタビューした。

さらに、八月六日に開かれた、女性ドライバーやバスガイドの方々による懇談会「井戸端会議」で討論された模様なども放送され、「道」について楽しく多方面から取り上げられた。

このように、メディアを通して「道」がより身近な存在になるように願ってやまないものである。

3 「ロードカーニバルIN岐阜」

岐阜国道工事事務所では、より広く、より多くの人に、より効果の上がる方法を考え、前年まで行っていた「物を配布するだけの広報活動」は

全て廃止し、その代わりとして、各出張所毎に一つの広報イベントを管内四箇所で行うこととした。

中でも八月一日(土)の「道の日」には、岐阜市金(こがね)町五丁目の金公園(からくり時計前)において《ロードカーニバルIN岐阜》と題した広報イベントを、当所、岐阜県、岐阜市、日本道路公園の道路管理者四者共催で、占用企業三社(中部電力・NTT・岐阜ガス)からの協賛を受け、大々的に開催した。イベントについては、下記のような催し物を行った。

- ・大東めぐみによる道路トークショー
- ・林加代子ミニコンサート
- ・テレビキャラクターショウ(ビーファイターカブト)

- ・道路に関するゲーム大会(○×クイズ)
- ・地元郷土芸能(加納ふるさと太鼓) 実演
- ・主催・協賛各団体模擬店

・道路に関するパネル展(国・県・市・公園)

・その他、地震体験コーナー、アトラクション等々
当日は、親子連れ、買い物途中の人々が多数訪れ、一、〇〇〇人を越す人達で終日賑わい、これに先立ち地元商店街、子供会と主催道路管理者の総勢一五〇名による「道路をまもる月間」に因んだ会場周辺道路の空き缶、ゴミ拾いも行い、僅か三〇分余りの間にトラック一台分のゴミが集まっ

た。

ゴミ拾い終了後には当会場特設ステージにおいて、平成八年度の当所管内の道路美化功労者の表彰式も行われ、局長三団体、三個人、所長二団体、一個人の計九組が当所長より表彰状を受けた。

さらに、当日の二三時から、当イベントに時間的につながるよう、岐阜放送ラジオのローカル枠を買取り、同タイトルの「道の日」記念ラジオフォーラム《ロードカーニバルIN岐阜》と題した番組を放送した。

これは、昨年まで行っていた〇〇シンポジウム



加納ふるさと太鼓

に代わるもので、ラジオのリスナーから直接道路に関する意見、質問、提言などを、電話、ファックスで受け、それに対し当所の所長、副所長、調査課長が答えるという、いわゆるラジオを使ったフォーラムで、二時間にわたって放送する生番組である。

ただし、こればかりではなく当所事業・新規道路の紹介、当所情報センター・道の駅からの中継、

将来の道路の展望、クイズ等々を、道にまつわるリクエストと軽妙な会話をおり混ぜた、楽しく、聞きやすい番組とした。

実際放送してみると、やはりラジオというメディアの威力は絶大で、寄せられる電話、ファックスの数は予想以上であったし、その範囲も岐阜市を中心に、岐阜県外の名古屋市、春日井市にまで及んだ。

「道路をまもる月間」近畿地建の取組み

近畿地方建設局

1 「道路をまもる月間」の夏が来た

近畿地建の道路部及び道路関係事務所でも関係団体の御協力と地元住民の方々の御参加を得て、広報活動を中心としたさまざまな運動を実施しましたのでその一部を紹介します。

2 マスメディアによる広報

奈良や京都の事務所では地元ローカルテレビに、CMを放映しました。奈良の街に古代人が現われ、現在の女性に道をたずね、未来へ続く幸せの道を教わるシーンはほのぼのとしています。

また、本局の道路部では、近畿の玄関口であるJR大阪駅前的大阪マルビルの電光表示に広報文

3 イベント、パレードによる広報

道路関係の殆どどの事務所では八月一〇日の道の日を中心に、各地で様々な催し（イベントやパレードなど）を開催しました。その一つ大阪国道工事事務所では、八月九日・一〇日の両日、地元小学生に参加をお願いし、市内のイベントギャラリーで「ロードフェスタ'96」を開催し、感謝状の贈呈等のほか、キャラクターショーやクイズ大



街頭でのハンカチ配布（大阪市内にて）

4 手から手への広報
 本局道路部をはじめ、事務所の職員自らが各地の繁華街やターミナル駅に立ち、道を行く人、一人一人に「八月は道路をまもる月間です」と声をかけ、ハンカチなどをお渡しする真心のこもった



イベントの様子（浪速国道工事事務所）

5 「道路をまもる月間」を終えて
 当地建、とりわけ道路関係の各事務所では、本年も事務所や地域の特徴に応じて、できる限りの広報も行いました。「去年ももらったハンカチまだ使ってるよ」「建設省はこんなこともやってんのか」……など、みず知らずの人に励まされながら、猛暑の中、街頭広報を終えました。

道路をまもる月間中の各事務所でのイベント

日 時	時間帯	主催事務所・開催場所	行事内容
8月1日(木)	16:30~	滋賀国道工事事務所 J R彦根駅前	オープニングセレモニー、コンサート、花火大会、道路をまもる月間のオープニング
15日(木)	13:40~18:00	福知山工事事務所 福知山厚生会館	「みちは友だち ふれあいステージ」
7日(木)	10:00~15:00	京都国道工事事務所 京都市大宮交通公園	「LOVE WAY 96」
9日(金) ~10日(土)	11:00~12:00	大阪国道工事事務所 ツイン21	オープニングセレモニー 「ロードフェスタ 96」
9日(金)	13:00~16:15	浪速国道工事事務所 京阪樟葉駅前広場	「道の日サマーフェスタ 96」
9日(金)ほか	9:30~	豊岡工事事務所 八咫町民会館ほか	道路をまもる月間のポスター展、街頭広報ほか
3日(土)	17:00~19:00	姫路工事事務所 姫路市大手前公園	「道の日ふれあい広場」
1日(木)	13:30~14:30	奈良国道工事事務所 ならまちセンター	オープニングセレモニー、パレード 「96 道路をまもる月間」
8日(木)	16:00~	和歌山工事事務所 和歌山城砂の丸広場	ショー、パレード、オープニングセレモニー コンサート「ロードフェスタ 21」
1日(木)、8日(木) 15日(木)	10:00頃~	紀南工事事務所 J R紀伊田辺駅前ほか	街頭PR、タレント一日所長ほか
7日(金)	16:00~18:00	福井工事事務所 福井市中央公園	オープニングセレモニー、パレード 「道の日」フェスタ

取組みを行いました。各担当者にとっても「道路をまもる月間」の暑い夏はようやく終わろうとしています。今後も、本運動の趣旨をふまえ、より効果的、効率的な広報を実施していきたいと考えています。

「道路をまもる月間」関連の行事

中国地方建設局

中国地方建設局では、「道路をまもる月間」に関する行事を、局、「道の日」中国実行委員会主催の行事の他、事務所ではそれぞれの地域の特性を活かした多彩な行事を、地方公共団体並びに関係公益事業者等の協力を得て実施しました。

1 局主催行事

① 道路に関する作文・ポスターの募集

昭和五五年から実施している小中学生を対象としたポスター募集と昭和五六年から実施している作文募集を実施しました。応募学校数は小学校一八〇校、中学校二四校のあわせて二〇四校から、ポスターについては一、六六〇点、作文については二六〇編の応募がありました。

いずれの作品も道路の役割とか未来の道路像などについて、自分の体験をふまえた素直な気持が表現されているものでした。応募作品から、優秀な作品として作文四編、ポスター六点、計一〇点を局長賞に決定し、八月二日に本局に招待し、表彰式を実施しました。募集した作品は、優秀作品を、作文・ポスター集としてまとめ、

今年も関係機関・学校に配布する予定です。

2 「道の日」中国実行委員会による諸行事

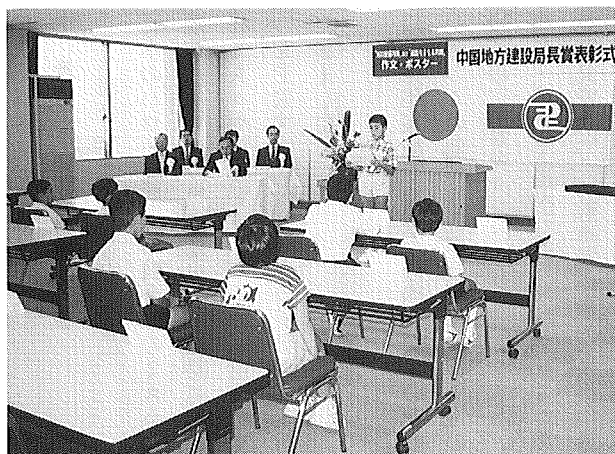
① 中国地方道路写真コンテスト

道の日の制定された昭和六一年に発足した「道の日」中国実行委員会の行事として、発足時から「道の日」のPRの一環として実施し、今年度で一〇回目を迎えた中国地方道路写真コンテストを実施しました。

部門は、腕に自信のある方を対象とした『一般Aの部』、気軽に参加できる『一般Bの部』、『小・中学生の部』の三部門で、今年は過去最多の計二、〇五二点の応募がありました。

応募作品の内容は、自然の風景にとけ込んでいる道路を美しく捉えた作品や、立ち話、通学といった和やかな日常の生活の中にある道路の姿、マラソン大会等道路で実施されているイベントを題材にしているもの等様々なものがあり、道路が様々な形で生活に関与していることを改めて認識させられました。

一方、不法な駐輪・駐車や道路の維持・修繕



「河川愛護月間」「道路をまもる月間」作文・ポスター中国地建局長表彰式
〈作文の部 代表者朗読風景〉
〈局長より表彰状の授与〉

作業現場のように道路の使用上のマナーや管理作業の大変さを訴えた作品も多く、道路の快適性に与える人為的作用についても多くの人が関心を持っていることが裏付けられました。

八月二十八日以降に、中国五カ所の会場で、入賞作品一六点の表彰式が行われました。

入賞作品は、中国地方のギャラリーなどで展示されるほか、作品集を作成し、ネガの貸出し等ができるようにしています。

② 「道の駅」スタンプリー

「道の駅」をより多くの人に知ってもらうとともに、「道の駅」や高速道路のサービスエリア、パーキングエリアなどについて、利用者の皆さんの意見や感想を聞かせてもらうために、中国地方「道の駅」、サービスエリアをポイントとするスタンプリーを実施しました。

応募期間は七月一日から九月三〇日までとしており、応募者には抽選で各「道の駅」の地元の特産品などを送ることにしていますが、昨年は八、四八九件の応募があり、今年も八月二〇日現在で、既に三、〇〇〇件を超える応募が届いています。

3 各事務所における諸行事

(1) 岡山国道工事事務所の実施行事

① 「見て！知って！チビッコ道路見学会」

子供たちへの道路の愛護思想の普及を目的として、岡山県内の福祉施設の子供達を対象に毎年行っている道路の見学会の行事で、今年は社会福祉法人南野育成園の子供たち一人を招待し、岡山市内の中心部を通過する国道五三号の大雲寺共同溝等の道路施設や、中国横断道の見延橋工事現場の見学会を実施しました。いつもは立ち入ることのできない場所ということもあり、子供達も大喜びでした。

② 「第四回ロードフェスタ岡山」

道路パトカーによる市内パレードの後、岡山県総合グラウンドにおいて「第四回ロードフェスタ岡山」を実施しました。道路に関するクイズ、交通安全教室、ふるさとの特産物コーナーを設けたほか、岡山県警察音楽隊や岡南小学校吹奏楽部の演奏があり、子供連れの家族約五、〇〇〇

〇人の参加者がありました。

(2) 倉吉工事事務所の実施行事

「ミス羽合による一日出張所長」

日本のハワイ鳥取県の羽合町のミスハワイを一日道路パトロール員に任命し、道路巡回を行い、道行く人々や車のドライバーに、「道路をまもる月間」をPRするグッズやチラシの配布を行っていただきました。

以上今年実施した行事の内主なものを紹介しま

したが、この他にも各事務所において道の駅や、街頭での「PRキャンペーン・パレード」、利用者の意見・感想を道路行政に反映させるための「女性道路見学会」、一般市民の参加も得た「道路一斉清掃」などのイベントを実施しました。

「道路をまもる月間」「道の日」の行事

四国地方建設局

「道路をまもる月間」「道の日」は道路愛護の精神の普及を目的として、四国地方建設局管内においても、工夫を凝らしたキャンペーン活動を行った。

香川県内においては、香川地区道路をまもる月間運動推進連絡協議会（四国地方建設局・香川県・

高松市・日本道路公団四国支社・本州四国連絡橋公団第二管理局）が主催して、八月一日のオープニング街頭キャンペーンを始めとして、メイン行事である「道の日」街頭パレードなどを行った。

以下簡単にその内容について述べると、まず八

月一日にオープニング街頭キャンペーンとして、高松市丸亀町商店街ほか二カ所で、「道の日」の新シンボルマークをプリントしたオリジナルTシャツで約一〇〇人がうちわやチラシ入りグッズ等を配布して道路愛護を訴えた。

また二日には、国道一〇一・一〇二号(中央通り)の中央分離帯や歩道などを、N T Tや四国電力その他の民間団体ボランティアも加わって、早朝道路一斉清掃を実施し、通勤途上の人々にアピールした。吸い殻や空き缶の投げ捨てが目立ち、道路を大切に使用することについての意識向上が不可



街頭パレード(香川県)

欠であることを痛感した。

六日には、道路の役割や重要性等について認識をもってもらおうと高松市内の中学校の生徒の皆さんを招き道路見学会を実施。本四連絡道路、明石・鳴門ルートの平成一〇年開通を目前にして、四国内各地及び四国と本州を連絡し、これからの地域間交流の大動脈となる高規格幹線自動車道及び香川県内の主要道路をバスで見学し、またトンネル工事の現場も見学した。道路一つにも大変な時間と労働力、膨大な費用等がかかることを学んでもらい、道路技術などについて大きな関心をもつてくれたと考えている。

最後にメイン行事である「道の日」街頭キャンペーンを九日に、高松市内の繁華街において、香川県知事、高松市長(助役代理出席)、四国地方建設局長ほかの、各機関の幹部が参集して実施された。香川県知事、高松市長の挨拶、四国地方建設局長の「道の日」メッセージ、さらにはミス高松による「道路愛護宣言」と続き、香川県警察音楽隊やカラーガード隊によるドリル演技等での出発式を行った後、四国バトン研究所のチビッ子バトンアラーなども参加して、ウチワやチラシ入りグッズを配布しながら、商店街アーケード内約一・五キロを買い物客等に、道路は広く、美しく使いたしようにPRして、成功裡にキャンペーン活動を終了した。



道路見学会

以上紹介したほかに各工事事務所でも、「道の日」街頭パレード、道路清掃、道路管理一日体験、道路見学会などが行われ、いずれも道路を美しく大切に使うことの大きなPR効果があったものと考えている。

また、今年度から四国で初めての、道路写真コンテストは、「四国の道」をテーマに四国の道路等の写真を募集し、テーマ部門、自由部門の二部門で実施予定で八月三十一日が締切りになっており、応募作品が日増しに増えている。

「道路をまもる月間」「道の日」を終えて

九州地方建設局

九州地方建設局では、毎年「道路をまもる月間」「道の日」の趣旨に沿い、多彩な行事を実施している。今年も例年どおり、本局及び各工事事務所において趣向をこらしたイベントを開催し、道路愛護のPRに努めた。

以下、各地における行事のうち一部の模様を紹介する。

1 福岡「道の日フェスティバル'96」

八月一日、海の中道海浜公園子供広場において、「道の日フェスティバル'96」を開催した。当日は晴天に恵まれ、さわやかな海風の中、約二、〇〇〇人の来場者で終日賑った。

まず、記念式典では、開会宣言、挨拶につき、道路絵画コンクール入賞者の表彰を行った。絵画コンクールは県内の小学生を対象に毎年実施しているものであるが、今回は「わたしの心の中の道」をテーマに募集し、応募総数約九、〇〇〇点の中から入選七二点、優秀作七点を選出した。

式典の後は、親子・ペアウォークラリー、道路探検隊が出発。ウォークラリーは、道路に関する

クイズに答えながら、園内七カ所のチェックポイントをまわって点数を競うもので、八〇組の参加があった。道路探検隊は、小学生二〇名に福岡市内の道路を探検してもらうもので、清掃車の実演や共同溝の説明等を行った。どちらも、特に子供たちが熱心な表情で参加し、道路への関心を深めてもらうのに有意義な企画であったと思われる。

また、会場では、道をまもる道具たち（建設機械、標識等）の展示、道の駅物産展、パネル展示、各道路管理者及び公益事業者の紹介、絵画コンクール入選作品の展示を行い、道路の意義や重要性を様々な角度から伝えることができた。

2 大分「ふれ愛ロード・セッション'96」

八月一日、大分市内において「ふれ愛ロード・セッション'96」を大分工事事務所、大分県、大分市、日本道路公園、大分県道路公社の主催で行った。

会場の大分駅南グラウンド特設ステージでは、地元ラジオ局による「道の日」特番の実況生中継や、C・Cガールズによる「ふれ愛ロードコンサート」、キャラクターショー等を開催した。当日は



福岡「道の日フェスティバル'96」
道路探検隊入隊式

天候にも恵まれ、予想を上回る六、〇〇〇人以上の来場とマスコミ各社の取材で賑わうものとなった。特に、子供向けに行ったミニ四駆大会は、開場の二時間前から列ができるほどの人気で関係者も驚かされるものとなった。

会場内には、ステージのほかにも県内三カ所の「道の駅」による食のコーナーで、特産品に舌鼓をうちながら道路への親しみを深め、また、県警・協賛企業及びクイズのコーナーでは、交通安全と道路の意義や目的について、認識を深めることが

できた。

3 長崎「道の日キャンペーン」

長崎では長崎工事事務所、雲仙復興工事事務所、長崎県、長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、島原市、日本道路公団、長崎県道路公社で「道路をまもる月間」実行委員会を組織し、八月一日、空缶拾い及び徒歩巡回、街頭パレード、街頭キャンペーンを実施した。



長崎「道の日キャンペーン」(諫早会場)ののこ踊りを先頭にした街頭パレード

空き缶拾い・徒歩巡回は、各道路管理者と地域ボランティアの合同で、街の中心部の植樹帯の空缶等を拾い、また、看板等の不法占用物件の指導を行った。

街頭パレードは、各地でブラスバンドや「のんのこ踊り」を先頭に、地域ボランティアを含め約二〇〇名が参加して中心街をパレードした。

街頭キャンペーンについては、各会場で金魚・ヨーヨー釣りやパネル展示、道路クイズを実施するとともに、アトラクションとして祇園子供太鼓サッカーゲーム、ストリートパフォーマンスを実施した。どの会場も多数の一般市民の参加があり、月間の趣旨を広く伝えることができた。

また、八月二〇日には、小学生高学年を対象に「道の日」探検隊バスツアーを実施し、トンネル工事現場や雲仙普賢岳災害史料館を見学し、道路の意義、重要性を伝えることができた。

4 佐賀「焔博会場での「道路フェア」

七月一九日から佐賀県有田町で開催されている「世界焔の博覧会」のなかで建設省は建設技術のパビリオン「くらし・万華鏡館」を出展した。

焔博は二〇数館のパビリオン、四カ所のイベント広場や道路でのパフォーマンス等、人々の目を奪うものが多数あるため、キャラクターショー(ビブライターカブト、地獄先生ぬ〜べー等)で、

入場者の足を止め、引き続き道路クイズを行った。炎天下にもかかわらず各回(八月九日〜一日の三日間朝昼各一回)とも、二〇〇人程の見物と定員五〇名をオーバーする参加者があり、事務所長等の解答解説にも力がこもっていた。予想以上の盛況ぶりに職員一同疲れを忘れるほどであり、道の日及び道路をまもる月間を市民に強く印象づけることのできた三日間であった。

5 熊本「道の日くまもとフェア'96」

八月九日、熊本工事事務所、熊本県、熊本市、日本道路公団及び協賛団体の主催で「道の日くまもとフェア'96」を実施した。

午前中、熊本市中心部のアーケード街を熊本市消防音楽隊や県内の「道の駅」職員らとパレードし、道路愛護を呼びかけた。また、地元ラジオ局によって、道路に関するクイズやゲストを交えた道の話題等が、熊本パルコのイベントスペースから約三時間生放送された。

午後からは、熊本産業文化会館において、県内の小・中学生を対象に行った絵画コンクール(応募数一、四四五点)の表彰を行った。また、全日本柔道連盟女子強化コーチの山口香さんが「女三二郎・私の歩んできた道」と題して記念講演を行い、現役時代のエピソードやアトランタオリンピックでの日本選手の活躍ぶり等を九〇分にとわたり

語った。最後に県内「道の駅」の特産物が当たる「お楽しみ抽選会」を行い、大盛況に終わった。各道路管理者が一体となってフェアを実施するようになって、今年で七回目を数えるが、PRの成果が表れ、県民の道路に対する関心も回を追うごとに深まってきたと考える。

以上で紹介した他にも、各事務所とも広報活動や道路美化活動、道路見学会等、地域に密着した様々な取り組みを行った。いずれの行事も大変好評で、連日の猛暑にもかかわらず、多数の市民の参

加を得て、成功裡に終了することができた。日常は、あるのが当然のように何気なく使われていて、その重要性を認識することが難しい「道路」であるが、今後もこうした参加体験型のイベント等を通して、楽しみながら自然に道路に対する理解を深めてもらうことが重要であり、また有効であると実感した次第である。

最後に、多忙な日常業務のなか、素晴らしい行事を成功させた各地の実行委員会メンバーの熱意と、ご協力をいただいた関係各位に感謝したい。

'96 HOKKAIDO 道路フェスティバル

北海道開発局

北海道開発局では今年度も、八月の「道路をまもる月間」・八月一〇日の「道の日」の趣旨に沿い、道路フェスティバル実行委員会（北海道開発局・北海道・市町村・日本道路公団共催）を組織し、各種協賛団体の協力を得て「ぬくもりと豊かさを育む北の道」をメインテーマとして道内各地で数多くのイベントを開催したところである。

札幌市では、八月一〇日(土)に、昨年に引き続きサッポロビール工場跡地に建てられたアミューズメントスペース「サッポロファクトリー」の煙突

広場を会場として「'96 HOKKAIDO 道路フェスティバル」を実施した。

当日はまず『道の日記念式典』として実行委員長の挨拶、「道の日」フォトコンテスト・絵画コンクールの表彰式に続いて、山本コータロー氏による講演会、早坂好恵さんの歌&クイズ、DJプレイなどを行い、会場は楽しい雰囲気包まれ大いに盛り上がったところである。

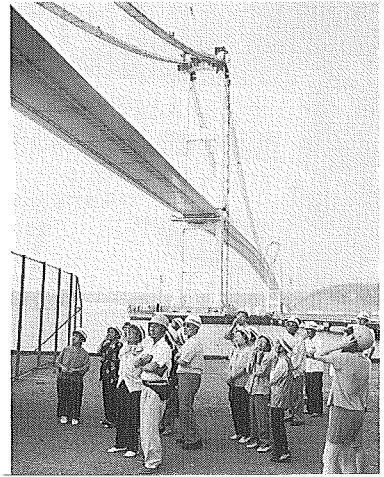
また、フォトコンテスト・絵画コンクールの入選作品の展示、ミニバスケットボールコーナー、縁日コーナー、道のHCD-ROMコーナー、KIDSゲームランドなどの設置とともにミス札幌と道路管理者の代表とによる道の日ノベルティ配布を行い道路愛護思想の啓蒙に努めたところである。

今年の北海道の天候は、日照不足で寒い日が続いてきたが、当日は晴れわたり市内はもとより、全道各地から多くの家族連れが会場に集まり大盛況のうちに終了し、実行委員会一同安堵したところである。

札幌以外では、室蘭市に建設中の白鳥大橋では、あいにくのくもり空ではあったが、地元市町村の子供から年輩者まで約二〇〇人の方々を招き現場見学会が行われた。参加者は再来年の供用開始を期待し、吊り橋本体のワイヤーケーブルのラッピング作業などに熱いまなざしを向けていた。ま



山本コータロー氏による講演会



白鳥大橋の工事概要を熱心に聞く参加者

た、千歳市での道路を守る機械の展示・試乗会が小学生約二五〇名を招いて行われ、「大きいな」「かっこいい」などの歓声があがった。

その他の会場でも、フォトコンテスト・絵画コンクールの入賞作品等を展示した北海道の道路パネル展、街頭キャンペーン、パレード、維持用機械の展示試乗会、道路見学会等が各地で行われ、各行事とも沢山の方々の参加をいただき、あらためて道路について考えていただけたものと思われる。

各地の実行委員会、各協賛団体の方々にはこの場をお借りして感謝を申し上げますとともに当局としては、今後も、イベントや日頃のPRを通じて道路の正しい利用、道路の大切さ、道路整備の必要性等についての認識を広めていきたいと考えている。

「道路をまもる月間」「道の日」を終えて

沖縄総合事務局

1 図画・作文コンクール

県下の小・中学生を対象に図画・作文の募集を行い、図画と作文あわせて五、三六七点もの素晴らしい作品の応募があった。その中から最優秀、優秀、佳作、入選を決定し、七月二日に表彰式を行い、賞状・副賞を授与した。また入選以外の作品について七月三十一日より八月五日まで那覇市内のデパートにおいて展示会を行い、連日多くの



図画・作文コンクール表彰式

方に見ていただいた。

2 オープニングセレモニー及び街頭パレード

(八月九日)

例年、この時期は台風の影響で天気が心配され、関係者をヤキモキさせているが、今年度は天気恵まれた。街頭パレードに先立ち那覇市の中心街にあるパレットくもじ「ふれあい広場」において華々しくオープニングセレモニーが行われた。まず始めに、「道路をまもる月間」沖縄地方推進協議会を代表して沖縄総合事務局開発建設部企画調整

今年度も、「道路をまもる月間」沖縄地方推進協議会（会長沖縄総合事務局長、構成沖縄県下の道路管理者）は八月の「道路をまもる月間」、八月一日の「道の日」の趣旨に沿い、次の各種行事を実施し、道路の正しい利用と道路愛護思想の普及に努めた。

官が挨拶し、道路の大切さ、必要性について理解を求めた。

次に今年度「道路をまもる月間」推進標語が朗々と読み上げられた後、ミス沖繩の三嬢が「道の日」の宣誓を声を合わせて力強く行い、大きな拍手を受けた。その後アトラクションに移り、最初にODS（沖繩道路サービス）バンド倶楽部によるミニコンサートが行われ「ハイサイおじさん」など沖繩でお馴染みの曲が演奏され、広場に集まった



街頭パレード

多数の人々も手拍子を打ちながらコンサートを楽しんでた。また曲にあわせて歌いだす人や踊りだす人も現れアトラクションは初めから多いに盛り上がりを見せた。

次に沖繩の伝統芸能であるエイサーの衣裳で登場した「琉球國祭り太鼓」の若者たちが豪快な踊りとともに勇壮な太鼓の音を響かせ、道行く多くの人の足を止めて魅了し、アトラクションは大盛況の内に終わることができた。

また、会場の一角では、国道沿いに植えてあるヤシの木から採ったヤシの実を人々に配った。

アトラクション終了後、小・中学校プラスチックドも加わって街頭パレードに移り那覇市のメインストリート「国際通り」約一・五kmを横断幕を掲げ行進した。それに合わせ、国際通りにPR活動の拠点を設け、道行く人々にパンフレットや粗品を手渡し「道の日」と「道路をまもる月間」の広報を行った。

3 道路愛護功労者表彰

八月九日に、沖繩総合事務局において表彰式をおこなった。これは、長年にわたり、道路の美化、道路の正しい利用など道路愛護に努め、その功績が顕著な者として県内道路管理者から推薦のあった者を厳選して表彰するもので、今年度は個人一名と三団体が表彰された。

4 一日道路パトロール（八月九日）

道路の正しい利用と道路愛護の普及を図るため、県内の小学生を対象に国道事務所及び県土木事務所において、一日道路パトロールを実施した。事務所において、小学生に「一日道路パトロール員」の任命書を授与した後、パトロール車や路面清掃車に乗車して一日道路パトロールを実施した。

5 親子道路施設見学会（八月一六日）

道路施設を親子で見学することにより、道路のもつ役割、正しい利用のあり方等道路に対する認識を深めることを目的に県土木事務所が実施している。今回一二組程の親子が参加し熱心に職員の話に耳を傾け、多くの質問を發し、道路についての関心を深めた。また、車中にて道路クイズを行い大いに盛り上がった。子供達にとっては、より道路施設が身近になったと思われる。

今後とも「道路をまもる月間」「道の日」の充実を図り道路の正しい利用、道路の大切さについての認識を広めていきたい。

平成八年 国土建設の現況(建設白書)の概要

変化への対応

道路局道路総務課企画係

はじめに

今年の国土建設の現況(建設白書)では、まず「第1 総説」において、経済・社会の全般にわたる急速な構造変化の時代の中にあるという認識から、①地域を超えた多様な連携、②経済・社会状況の変化と住生活へのインパクト、③変化に対応した社会資本整備の展開、④震災復興と安全なまちづくり、という四つのテーマを取り上げ、変化に対応した住宅・社会資本整備の取組みと課題について述べている。

また、「第2 国土建設施策の動向」では、道路関係施策について、「ゆとり社会」の実現に向けた道づくり」と題し、道路整備の歩み、現況、基本的視点、課題等を最新の資料・情報を用いて整

理している。以下では、本年の建設白書のうち、道路関係部分を中心とその概略について紹介する。

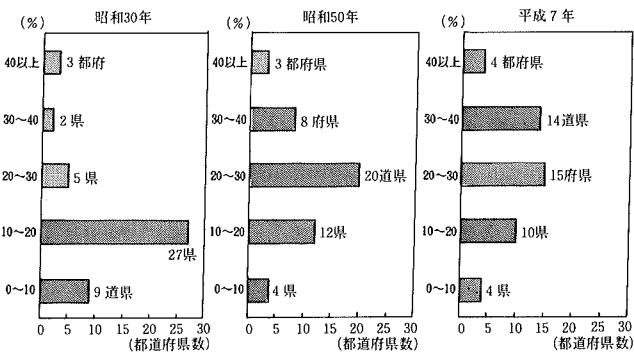
第1 総説 変化への対応

一 地域を超えた多様な連携

1 国土構造の現状と課題

(1) 人口構造の状況

我が国では高齢化が急速に進み、人口減少社会の出現が近いことがうかがわれる。人口の移動状況を見ると、大都市圏からの転出が増加し東京一極集中に変化が見られる一方で、道県内では県庁所在地の人口割合が増大するいわば地域版の一極集中が見られる(図1)。また、都市規模別に見ると、人口増減率にはバラツキが見られる。



注) 1. 建設省資料
 2. 原データ：総務庁「国勢調査」(昭和30年、昭和50年、平成7年速報)
 3. 都道府県内人口に占める都道府県庁所在都市の人口の割合により分類したものである。

図1 県庁所在都市への人口集中の状況

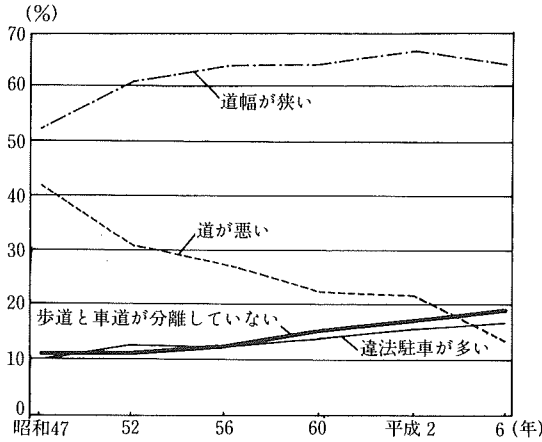
(2) 地域社会の現状

(地方中枢・中核都市の機能集中)

中枢・中核都市の持つ各種機能の対全国シェアは、最近着実に伸びている。一方、地方中小都市では都市により人口増減のバラツキが出ているが、人口増加のみを目的とした都市の発展政策はマクロ的に見れば限界が来ていること、同じ人口規模でも個々の都市の産業、各種機能に差が生じてきていることなどが原因と考えられる。

(都市の構造的格差の縮小)

地域経済の側面を見ると、バブル期に拡大した大都市圏と地方中小都市との経済力の格差は、再



注) 1. 建設省資料
2. 原データ：総理府「社会資本の整備に関する世論調査」(平成6年7月)

図2 住宅周辺の道路 (不満の内容)

び縮小しつつあるものと考えられる。全般的に見ると人口集中地区面積の拡大等、都市化の進展が見られ、地域社会の都市化の側面として、地方中小都市の生活活動パターンが大都市のそれと差がなくなってきた。

(国民の価値観・行動の変化、多様化)

年齢、地域の別、時代の変化とともに社会サービズに対する国民のニーズが変化、多様化、高度化してきている。例えば、生活環境施設(道路、下水道、公園など)は小都市では大都市の約二倍の割合の人が求めており、医療・福祉をしのいでいる。また、住宅周辺の道路に対する不満の内容については、道が悪いという不満は減少し続けている反面、道幅が狭いことに対する不満が多く、歩道と車道が分離していないことに対する不満等は一貫して増加している(図2)。これは、歩行、自動車運転、車椅子での通行等に際して従来より道幅や歩車分離等に対する要求水準が高くなっていることを表していると考えられる。

2 多元的・多層的連携社会の構築

大競争時代には、各地域の魅力、個性がないと生き残れないと考えられる。従来のような大都市へのキャッチアップや単独の地域で住民の全てのニーズを満足させることを目指した地域整備は限界に達している。

このような状況の中で、従来の行政界等の圏域観念にとらわれない生活、産業・経済、文化面等広域的、多元的な取組みが進められている。平成四年に公布・施行された地方拠点法に基づいて、平成八年三月末現在八五地域が地方拠点都市地域に指定され、そのうち三二地域でアクションプログラムが策定されており、地方の自立的成長の促進が図られている。

限られた資源、財源の中で、施設の稼働率、運営等の効果、効率を考えて連携する必要性を適切に検討していく必要があるが、他方、現状では、連携を阻害するものとして、市町村担当者から、「必要性に対する意識の欠如」「ポテンシャル(資源・人材等)不足」「交通・情報基盤整備の遅れ」等が挙げられており、今後これらの打破が必要である。それぞれの個性を活かして役割分担する都市群や地域を超えた多様な連携が、個々の持ち味を活かした地域の魅力、活力を高めることになろう。

二 変化に対応した社会資本整備の展開

1 経済・社会構造の変化

これまでの我が国はキャッチアップ型の経済・社会構造によって経済成長を遂げたが、バブル経済の後遺症等により構造改革が必要になっている。このような状況の中で、公共事業の進め方、目標等について必ずしも経済・社会構造の変化に対応

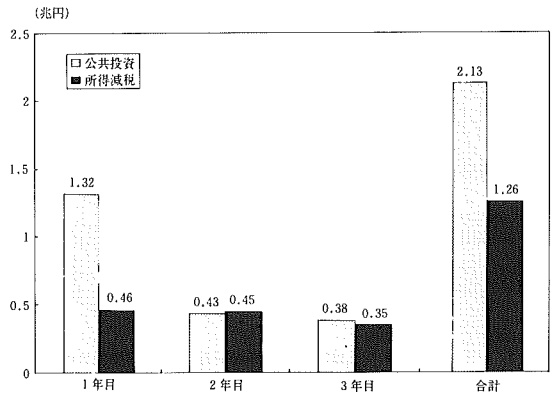
しきれていないのではないかと指摘がある。

産業の空洞化、ストック経済化、サービス経済化と呼ばれる変革の中にあつて、公共投資の経済効果に対し様々な議論があるが、以下のような点で、公共投資による社会資本整備には、人々の生活を豊かにする様々な効果がある。

(1) 公共投資のフロー効果

公共投資のフロー効果については、いわゆる乗数効果により把握することが一般的だが、経済企画庁の最新の世界経済モデル（第五次版）によると、名目一兆円の公共投資により名目GDPを三年目までの合計で名目二兆一、三〇〇億円増加させ、所得減税と比較しても大きな効果を有するとされている。特に、公共投資は一年目の乗数効果が大きく、即効性が大きくなつていくことがわかる（図3）。

今後の景気局面において、ケインズ政策への批判等様々な議論があり、公共投資の効果が薄れてきたとの指摘があつたが、個人消費、整備投資など民間部門の需要が低迷する中で、数次にわたる経済対策による公共投資の増加がなければ、景気の落ち込みはより大きなものとなり、我が国経済は深刻なマイナス成長を経験することになつたと考えられる（図4）。このように、公共投資の効果は長期的には多少の低下は見られるものの、景気の下支えとしての役割を果たしている。



注) 1. 建設省資料
2. 原データ：経済企画庁「世界経済モデル」(第5次版、平成6年)
3. 数字は、1兆円の名目公的総固定資本形成の増加及び1兆円の個人所得減税をそれぞれ毎年継続的に行った場合の、各年毎の名目GDPの増加額を示す。

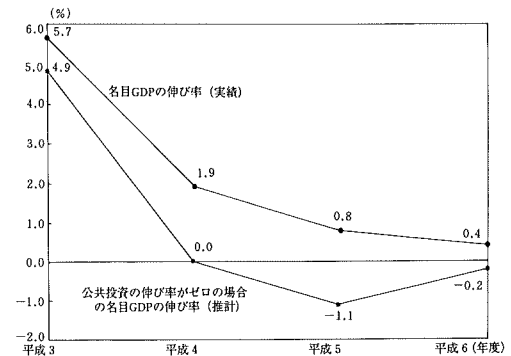
図3 公共投資の乗数効果

(2) 公共投資のストック効果

公共投資は短期的な有効需要の創出等を図るだけではなく、これにより整備された社会資本が利用に供され、長期にわたつて様々な経済効果をもたらすことにより国民経済上重要な役割を担っている。

さらに、今後の地域開発や地域づくりを推進するため、あるいは新しい産業の育成等の構造改革を推進するための基盤として、社会資本整備は極めて重要な役割を担っているところである。

これらの点を踏まえると、我が国の経済成長を実現し、国民生活の充実を図る上で公共投資によ



注) 1. 建設省資料
2. 原データ：経済企画庁「国民経済計算年報」
経済企画庁「世界経済モデル」(第5次版、平成6年)
3. 本試算は、世界経済モデルの乗数を用いて、平成2年度の名目公的総固定資本形成と平成3年度以降のそれとの差額及び経済効果を計算し、それを名目GDPの実績値から差し引くことによって、修正GDPを近似的に求めたものである。

図4 公共投資の伸び率がゼロの場合の名目GDPの伸び率の推計

り社会資本を充実することは重要である。

(3) 公共投資の戦略・重点的な投資

公共投資の政策課題を明確にした上で、その実現のために、いわば縦割りではなく、横断的に各事業間の総合的な連携を図りつつ、戦略的・重点的な投資をしていくことが必要である。

2 建設行政における政策重点の変化

(1) 社会資本に対する要望

総理府の行った世論調査によれば、国全体として特に整備してほしい社会資本としては、①福祉厚生・医療関係施設、②地域の道路、③下水道、

公園・緑地、体育、レクリエーション施設、④治山・治水対策、⑤ゴミ処理、が上位に挙げられており、居住地周辺の社会資本で特に整備してほしいものとしては、①道路、②福祉厚生・医療関係施設、③公園・緑地、体育・レクリエーション施設、④下水道、⑤交通機関、が上位に挙げられているが、社会構造の変化、人々の価値観の変化等により、機能面で求められるものが変化、多様化していると考えられる。では、建設行政ではどのような点を重視して対応をしてきたのであろうか。

(2) 環境重視

国土建設は、自然の脅威から人命等を守り、快適性を向上させるなど、人間活動の基盤としての環境づくりを行ってきたが、同時に、事業実施の過程で自然に手を加えることが不可避である。建設省は平成六年に策定した「環境政策大綱」に基づき、環境を建設行政において内部目的化し、諸政策を展開してきた。

例えば、幹線道路の沿道を中心に道路交通騒音、大気汚染の実態は依然として厳しい状況にあり、このような状況に対し、道路網の整備や遮音壁の設置などの対策を実施してきた。しかし、特に騒音については、平成七年七月の国道四三号訴訟最高裁判決において騒音等による生活妨害が認められたことなどから、さらに一層の対策が必要とされている。このため交通流対策など関係機関等の

連携による総合的な道路交通騒音対策を実施するとともに、幹線道路の沿道の整備に関する法律を一部改正し、まちづくりと一体となったよりよい沿道環境の整備を図ることにより、積極的かつ計画的に道路交通騒音対策を実施していくこととしている(図5)。

(3) 高齢化、少死化、健康

高齢化、少死化が急速に進む中で、年齢、性別に関わらず、人々がお互いの立場や能力等を認め合いながら心を通わせ合うという共生社会を創造する必要がある。このような観点から「ノーマライ

ゼーション」の理念を実現するため、建設省では平成六年に「生活福祉空間づくり大綱」を策定し、高齢者・障害者等に配慮した様々な取組みをしている。例えば、住宅、官公庁施設、公共的建築物のバリアフリー化等高齢者等の歩行に対応した取組みをしている。また、特に駅・病院、福祉施設等の周辺において、幅が広くスムーズに歩ける歩道、昇降装置付き立体横断施設等を整備している。また、健康、ふれあいといった関心に対応し、地域の歴史や文化を知り、安全かつ気軽に散策等を行える歩行者ネットワークとして、都市の郊外

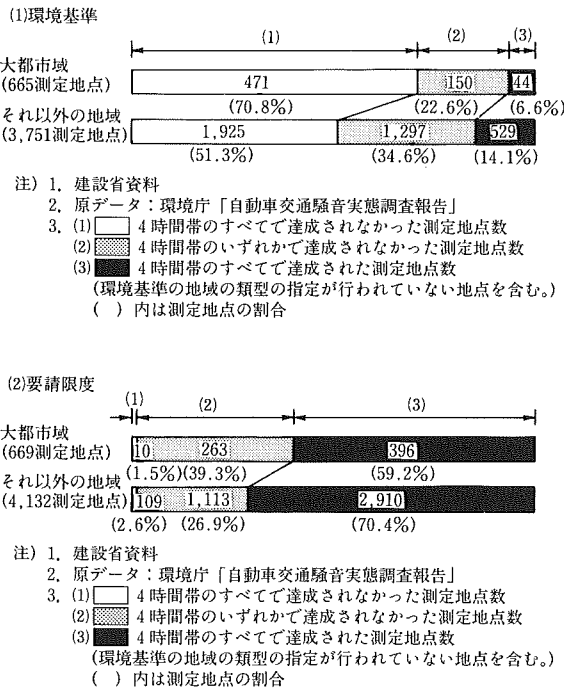


図5 自動車交通騒音に関する環境基準の達成状況及び要請限度の超過状況(平成6年)

部においてカントリー・トレイル、市街地部に
いてタウン・トレイルを整備するウォーキング・
トレイル事業を創設した。

(4) 文化、歴史

従来ややもすると、機能性や効率性を重視して
進められてきた住宅・社会資本整備の視点を、地
域の歴史・文化の尊重や新たな文化の醸成・創造
を重視したものへと転換することが必要である。

例えば、岩手県平泉町の柳の御所遺跡を保存・活
用するため、当初の道路・河川整備の計画を変更
した例がある。

(5) 情報化

近年、高度な情報通信技術効果を活用し、我々
の生活の利便性を高めることが期待されている。

道路の情報化に関しては、ノンストップ自動料
金收受システムなど、人と道路と車とを一体のシ
ステムとして構築する「ITS（高度道路交通シ
ステム）」の研究開発及び整備を推進し、安全性、
交通輸送効率、快適性の向上を実現し、環境保全
等に資することを目指している。

(6) 国際化

アジア太平洋地域におけるインフラ整備を行っ
ていく上での共通課題について、相互の支援と連
携により対処するため、アジア太平洋地域建設担
当閣僚会議（トップフォーラム）を平成七年九月
に初めて開催した。また、同年十一月には東アジ

ア各国の建設経済分野の調査・予測を専門とする
研究機関同士の情報交換・交流の場として、第一
回アジアコンストラクト会議を開催した。

(7) 土地の有効利用

地価の下落等の経済状況の変化の中で、良質な
住宅・宅地の供給、良好なまちづくりを進めると
いう観点からも、土地の有効利用が求められてい
る。建設省においては、都心の低未利用地活用の
ための土地区画整理事業、市街地再開発事業を推
進し、道路、公園用地の取得を推進するとともに、
民間都市開発推進機構による土地取得の一層の促
進を図るなど、積極的な取組みを行っている。

(8) 施設の連携、総合化

親水性のある緑豊かな水辺空間等を整備し、市
民生活に身近な水域である都市内河川・水路の水
質浄化等を図るため、下水道・河川事業との連携
により、水と緑のネットワーク整備事業を推進す
ることとしている。

また、地域の発展の核となる拠点の整備構想の
推進のため、関係機関、特に通産省の産業政策と
の連携により、「21世紀活力圏創造事業」を推進す
ることとしている。

3 「何を」、「どれだけ」、「いつまでに」に加えて

「どのように」を重視する時代へ

（社会資本整備の進め方についての変化の五つの

側面（ABCDE）

例えば、高規格幹線道路を一四、〇〇〇km、二
一世紀初頭までに整備する、というのは、「何を」
「どれだけ」、「いつまでに」であるが、これに加え
て、情報公開を進めて全体のスキームをまとめる
とか、利用料金、特定財源、一般財源のいかなる
組み合わせで行うかを検討するのが、「どのよう
に」の中身である。

「どのように」をさらに詳しく検討すると次の五
原則（ABCDE）に集約できると思われる。す
なわち、① 適切な負担（Affordable）、② 国際的
に調和をとって（Borderless）、③ 透明性、公平性
を高め（Clear）、④ 住民参加、情報公開などの手
続を経て（Disclosure, Discussion）、⑤ より効率
的、重点的に（Effective, Efficient）、事業を推進
する必要があるということである。

(1) 適切な負担（Affordable）

公共施設等の利用について、限られた資源・財
源の中で誰がどのように負担をするかということ
が問題になるという側面である。

例えば、有料道路制度については、世代を超え
た国民の共有財産であるという基本的な視点に立
って、経済・社会・生活等の変化に対応し、その
整備方法、負担のあり方について検討を行ってい
るところである。このうち、高速自動車国道に係
る制度全般については、平成七年十一月に道路審

議会から答申がなされ、一般国道の整備による高速自動車国道プールへの負担軽減、償還期間の延長、償還対象経費から用地の元本を控除すること、建設の進め方への料金水準見直しの反映や、割引制度の見直し等について提言がなされた。

この中間答申については、今後、逐次見直されるべきものとされており、利用者間、世代間の負担の公平性確保など、負担のあり方については今後にも必要に応じ検討を続けていくこととしている。

(2) 国際的に調和をとって (Borderless)

風土、歴史、文化等の条件下にある公共事業において、どのように国際基準と整合性を取り、異なる制度が共存しているのかという側面である。例えば、政府調達に関するWTO協定が発効し、一定規模の公共工事等の発注について、政府、政府関係機関、都道府県及び政令指定市に対し内外無差別の原則が一層徹底され、国際的になじみやすいものとなった。

(3) 透明性、公平性を高め (Clear)

国民や外国から見て、たとえ時間がかかっても、より透明度が高く、分かりやすいこと、公平であることが求められているという側面である。例えば、一連の明確な基準による入札・契約制度の改革を引き続き実施中である。

(4) 住民参加、情報公開などの手続を経て

(Disclosure、Discussion)

地域に密着したきめ細かい行政、開かれた分かりやすい行政が求められているという側面である。建設省では、平成七年一〇月の「大規模公共事業

に関する総合的な評価方策検討委員会報告」を踏まえ改善策を講じたが、例えば、高規格幹線道路のうち、都市計画手続を経ない事業においては、事業者は環境影響評価の手続の前に、都道府県の総合施策との整合性等の観点から、その目的・内容等について知事に意見を聞くこととした。その際、第三者に意見を聞くことが望ましいと知事が判断した場合には、知事が学識経験者、都道府県議会議員等からなる委員会を設置しその意見を聞くことができ、委員会は必要に応じて公聴会等を開催し、地域住民等の意見を聴取するものとした。

(5) より効率的、重点的に (Effective、Efficient)

今後急速に高齢化が進み、投資余力が減少することが見込まれる中で、限られた資金、期間の下でより一層効果的、効率的に事業を行っていく必要があるという側面である。

例えば、規制緩和の推進である。また、国と地方の適切な役割と責任の分担の下で、事業を効果的に実施するため、地方公共団体が主体となる地域づくりの計画策定、事業実施に対する支援、国庫補助制度の統合・メニュー化等の簡素合理化を積極的に推進するなど、地域のニーズに応え、地域の主体性・自主性を最大限尊重した効果的な事

業の実施を図っている。

三 震災復興と安全なまちづくり

真に豊かな生活の実現の基本は「安全・安心」にあるが、昨年の阪神・淡路大震災等を契機として、人々の安全や防災に対する関心も高まっている。また、「安全・安心」は人間の生命を守ることだけでなく、まちの活力、にぎわい、ひいては雇用を支える基礎となるものである。このような観点から、建設行政においては「安全・安心」実現のためにソフト、ハード両面から対策を講じている。

1 阪神・淡路大震災の被災地の本格的復興に向けての足取り

建設省としては、兵庫県・神戸市の復興10ヶ年計画等を踏まえつつ、平成七年七月の阪神・淡路復興対策本部において定められた「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」に基づき、①被災者の居住の安定のための住宅対策、②二次災害防止のための土砂災害対策、③被災地域の再生のための区画整理、再開発、④道路、河川、公園等の公共施設整備、等、地元の要望を踏まえ、復興に向けた事業を推進中である。

地震発生直後、高速自動車国道、阪神高速道路一般国道（指定区間）で二七路線三六区間あった通行止区間については、一般車両又は緊急車両用

として逐次交通開放が行われ、平成八年三月までに阪神高速三号神戸線の一部区間を除き開通した。

また、格子型の規格の高い幹線道路網等、緊急輸送道路や広域迂回路の一部を形成する幹線道路等及び避難路ネットワークや災害危険市街地における緊急活動を支援する路線等の整備を推進している。

さらに、平成七年度から三カ年で、高速自動車国道、阪神高速道路、一般国道等の緊急度の高い橋梁について、橋脚等の補強対策を概成させることとしている。このうち、阪神高速道路については、全橋脚（約四、八〇〇基）を対象に実施することとしており、平成八年三月までに約一、六五〇基について補強対策事業に着手している。

2 安全システムの充実

阪神・淡路大震災の貴重な教訓の一つとして、初期期の情報収集体制の重要性、総合的な防災情報ネットワークの整備の重要性、想定を超える災害に対する施設整備のあり方の転換の必要性などが改めて認識された。国の防災基本計画の全面修正を受け、平成八年一月に建設省防災業務計画を修正し、情報の迅速な収集及び伝達体制、初期期の迅速な対応体制、防災等に対する研究、観測の推進等を位置づけた。

また、災害時の行政機関等の情報収集・伝達を

強化するため、中央防災機関と都道府県・公団等

とを結ぶ通信回線の総合ネットワーク化、マイクロー回線のデジタル化、二ルート化を図る。併せて、河川情報システム、道路災害情報ネットワークシステムの強化・連携等により、総合的な災害情報システムを構築することとしている。

さらに、防災に関するボランティア活動を位置づけ、被災した公共土木施設等の情報収集、災害復旧等の査定事務について行政機関を支援する防災エキスパート制度を創設した。

一般国道二二九号豊浜トンネル崩落事故を契機とし、全国各道路管理者に対して緊急点検を実施させるとともに、大規模事故災害等が発生した場合の危機管理体制の充実に向け検討を進めている。

3 安全なまちづくりへの今後の取組み

平成七年四月に策定した「震災に強いまちづくり構想」に基づき、①被害を最小限にするまちづくり、②災害弱者の安全の確保、③地域特性に対応し、生活、都市活動の広がりに応じた安全性の確保、④ハード、ソフトの連携による総合的な安全の確保、⑤リダンダンシー（余裕）の確保、へ向け施策を実施している。

例えば、都市基盤の整備水準が低く、地震、火災等に対し危険な木造密集市街地等を解消し、防災性の高い市街地を形成するため、安全市街地形

成土地区画整理事業等を創設した。

また、大都市部を中心に広がるゼロメートル地帯における堤防の耐震性の向上と市街地整備、公園、街路等を組み合わせた総合的な事業（リバーサイドエリア緊急総合防災事業）を実施している。そのほかにも、都市における土地利用、道路・河川・下水道管理等に関する空間情報データを活用し、防災に役立てる観点からも、GISの標準化等による空間データ基盤整備を促進するなどの対策を講じている。

第2 国土建設施策の動向

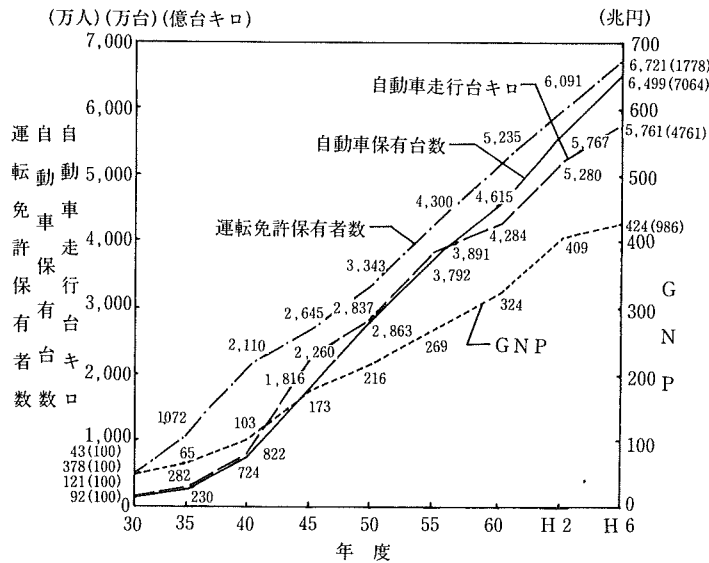
「ゆとり社会」の実現に向けた道づくり

1 道路をめぐる現状

(1) 道路交通の推移と現状

戦後の我が国の自動車交通は飛躍的に伸び、現在では、我が国の社会経済に欠くことのできないものであると同時に、国民生活を支える最も重要な社会基盤となっている。自動車利用は年々増加しており、自動車保有台数、自動車走行台キロの伸びはGNPの伸びを大きく上回っている(図6)。

(2) 日常生活を支え、人流・物流を担う根幹施設
道路整備の発展により、生活様式・食生活の多様化、物流の高度化、新たな雇用の創設等が見られるなど、道路は、日常生活を支え、人流・物流を担う根幹施設の役割を担っている。道路整備の



- 注) 1. ()内は昭和30年度を100とする指数。
 2. 走行台キロには軽自動車を含まない。運輸省「陸運統計要覧」による。
 3. 運転免許保有者数は、警察庁調べによる。
 4. 自動車保有台数は、運輸省「陸運統計要覧」による。
 5. GNPは実質(60年価格)。経済企画庁「国民経済計算年報」による。

図6 自動車保有台数、運転免許保有者数、自動車走行台キロ及びGNPの推移

表1 高速道路整備水準の国際比較

国名	高速道路延長	高速道路延長	高速道路延長	高速道路延長	高速道路延長
	(km)	国土面積 (km ² /万km ²)	人口 (km ² /万人)	√面積・人口 (km/√万km ² ・万人)	自動車保有台数 (km/万台)
アメリカ	73,257	78.2	2.81	14.82	3.75
ドイツ	11,143	312.2	1.37	20.67	2.60
イギリス	3,141	128.7	0.54	8.34	1.14
フランス	9,000	163.2	1.56	15.95	3.27
イタリア	6,940	230.3	1.21	16.72	2.13
日本	6,545	173.3	0.52	9.53	1.01

- 注) 1. 高速道路延長は、IRF「World Road Statistics 1995」による1994年末値。アメリカは「Highway Statistics 1993」による1993年末の州際道路延長。イタリアは1992年末値。イギリスは1993年末値。日本は道路局調べの1995年末現在の高規格幹線道路の道路延長である。
 2. 人口は、「Monthly Bulletin Statistics October 1995」による1994年中央値。
 3. 面積は、総務庁「国際統計要覧 1992/93」による1990年値。
 4. 保有台数は、自工会「主要国自動車統計 1995」による1994年末値。

効果は極めて広範・多岐に至っており、直接効果だけでも平成一〇年度一年間で約一〇兆円と推定される。

(3) 道路の空間としての機能の重要性

道路は国土の三%を占める公共空間としても国民の日常生活と大きな係わりをもっている。ライプラインのほとんどが道路空間に敷設されているほか、近年では高度情報通信社会を支える光ファイバーネットワークの収容空間としても重要な役

割を期待されている。また、道路は良好な市街地の骨格の形成等の機能、地震・火災等の災害時ににおける避難路や、延焼拡大防止といった防災機能とともに、都市の景観を形成する環境空間としての機能をも有している。

(4) 活力ある地域、経済等の基盤となる社会資本

道路は地域住民の日常生活を支える根幹的な社会資本であると同時に、広域的ネットワークを形成して地域間の多元的・多層型連携の基盤となっ

ている。地方分権を推進するにあたっては、道路の整備を通じて地域の活力を支えることが前提条件である。

(5) 安全な社会を支える根幹的な社会資本

我が国は元来脆弱な国土の上に成り立っているが、昨年から今年初めにかけても、平成七年一月の兵庫県南部地震における阪神高速道路等に対する被害、七年七月の新潟県上越地方及び長野県北部一帯における梅雨前線がもたらした豪雨による

表2 一般道路の改良率、整備率、4車線化率

平成6年4月1日現在 (単位: km、%)

区分	実延長	改良区間		整備区間		4車線以上区間 (幅員13.0m以上)	
		延長	率	延長	率	延長	率
一般国道	53,302	46,347	87.0	29,293	55.0	5,264	9.9
指定区間	21,197	21,135	99.7	10,754	50.7	3,943	18.6
指定区間外	32,105	25,211	78.5	18,539	57.7	1,321	4.1
都道府県道	123,877	72,900	58.8	59,362	47.9	3,805	3.1
主要地方道	56,808	38,349	67.5	29,300	51.6	2,390	4.2
一般都道府県道	67,069	34,550	51.5	30,062	44.8	1,415	2.1
国・都道府県道計	177,178	119,246	67.3	88,655	50.0	9,069	5.1
市町村道	953,600	448,422	47.0	448,442	47.0	4,238	0.4
計	1,130,778	567,689	50.2	537,098	47.5	13,307	1.2

注) 1. 改良区間とは、幅員5.5m以上改良済の区間をいう。ただし、市町村道の改良区間延長には幅員5.5m未満を含む。
2. 整備率は改良区間のうち混雑度が1.0未満の延長(市町村道は改良区間延長)の実延長に対する割合である。

国道一四八号線の通行止め、七年一二月から八年二月にかけての積雪・吹雪等による全国の高速道路、国道等の通行止め等の災害にみまわれ、道路が安全な社会を支える最も重要かつ根幹的な社会資本としての機能を有することが強く認識された。

(6) 道路整備の現状

道路整備について戦後の歩みを振り返ると、終戦直後は砂利道ばかりで、人や自動車の通行はいたるところで難渋を極めている状態であった。こ

のような中、本格的な道路整備は、昭和二九年に策定された「第1次道路整備五箇年計画」から始まり、現在まで11次に及ぶ道路整備五箇年計画の改訂によって着実に進められている。しかしながら高速道路の整備水準は国際水準と比較してまだまだ劣っており(表1)、一般国道についても円滑に走行できる区間(整備済区間)は全体の五〇%にすぎない。(表2)。

2 道路整備に対する期待

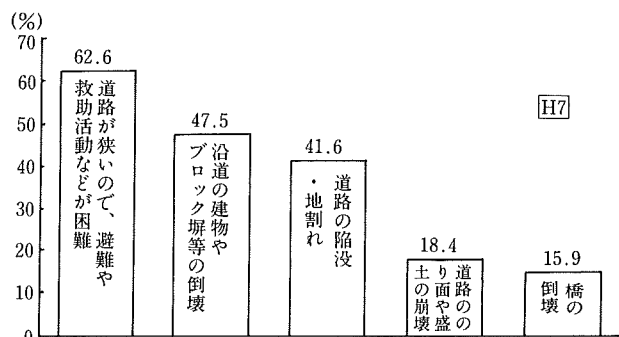
「道路に関する世論調査」(総理府)の結果

(1) 概要

今回の調査は新たな道路計画策定の基礎資料とすることを目的として実施し、調査の時点(平成七年一月)で世論の関心が高いテーマ、新たな道路計画をにらみつつ重点的に取り組んでいるテーマを追加した。具体的には、歩行者の立場から道路整備に望むこと、大地震発生の際の道路の安全性、高速道路の料金設定等である。

(2) 主要な調査結果について

大地震発生の際の道路の安全性について、六割を超える方が「不安がある」と答え、不安の内容として「道路が狭いので避難や消防活動などが困難」等を挙げている(図7)。これは、阪神・淡路大震災において、沿道建物、電柱等の倒壊に伴う道路の閉鎖が避難活動や消防活動に支障を与えた



(「安全性について不安な面もある」「とても不安である」と答えた者に、複数回答)

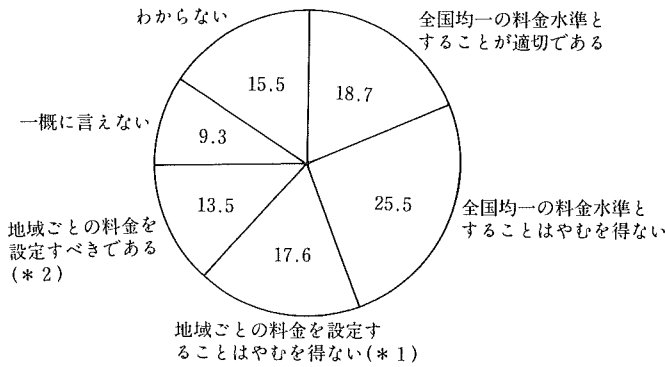
図7 大地震発生の際、道路に対する不安の要因

こと、また、道路が狭いことや道路の渋滞に伴う消防活動の遅れ等に起因する火災の延焼等、地震被害の発生が国民の意識に影響していると考えられる。また、高速道路の料金設定については、「全国均一の料金水準とすることが適切である、もしくははやむを得ない」と回答した方が四四・二%、「地域別の料金を設定すべき、もしくははやむを得ない」と回答した方が三一・一%と、地域毎の料金設定よりも全国画一料金制を支持する割合が上回

っており、全国画一料金制が概ね受け入れられていると考えられる(図8)。

(3) 今回の調査の特徴

今回の調査の特徴として、大都市地域とそれ以外の地域で異なる傾向が見られる。具体的には、「交通渋滞対策」「歩行者の立場からの道路整備」等の項目について、大都市地域では道路の利用のあり方に関するソフト面の対策を挙げる方が多いのに対し、それ以外の地域では道路そのものの施



- *1 新しく整備する高速道路の整備に要する費用について、その地域に負担を求める視点から、整備の状況、交通量の違い等に対応した地域ごとの料金を設定することはやむを得ない。
- *2 新しく整備する高速道路の整備に要する費用について、その地域に負担を求める視点から、整備の状況、交通量の違い等に対応した地域ごとの料金を設定すべきである。

図8 高速道路の料金設定について (H.7)

設整備の一層の充実に対する強い要望が見られる。また、自動的に車が障害物を避けることができる等安全運転の支援を行うシステムに対する要望が大きいことなど、より安全、快適で環境にやさしい道路交通システムに対するニーズが増してきているといえる。

今回の調査結果を受けて、国民のニーズに的確に対応した道路行政を重点的・集中的に推進していくこととしている。さらに、新たな道路計画の策定に当たっては、広く意見を聞きながら進めていくこととし、道路審議会のもとで策定された「キックオフ・レポート」による活動を行っているところである。

3 道路整備の基本的視点

(1) 道路整備の基本的方向

国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路から日常生活の基盤となる生活道路にいたるまでの道路網を、道路空間の適正な利用を確保しつつ、計画的に整備することにより、①生活者の豊かさを支える道路整備、②良好な環境創造のための道路整備、③活力ある地域づくりのための道路整備、を基本方針として今後の道路整備を推進する。

(2) 着実な整備のための財源確保の必要性

道路整備五箇年計画に基づいて、道路の整備を緊急かつ計画的に推進するためには、道路整備特

定財源を安定的に確保することが重要である。このため、受益者負担、損傷者負担の考え方に基づく道路特定財源の確保はもとより、さらに一般財源の大幅な投入を図る必要がある。

(3) 有料道路制度を活用した道路整備の必要性

財政上の制約下で、道路の早期整備を推進し、我が国の道路整備水準の向上に有料道路制度は大きく寄与してきた。今後も高規格幹線道路等の早期整備を図る上で、有料道路制度の活用が重要である。なお、平成七年一月には、料金上昇の抑制を図りつつ高速自動車国道の円滑な整備を推進する観点から道路審議会の中間答申が高速自動車国道に関して出されたところであり、現在建設省においてその具体化を図るべく検討が進んでいる。

4 道路整備の課題と展望

(1) 地域経済の活性化を促進し、地域の活力回復を支援する道路整備

我が国の国土・地域構造の骨格を形成し、地域間の多元的・多層型連携の基礎となる高規格幹線道路・地域高規格道路の整備を重点的に進め、二一世紀初頭までに、高規格幹線道路一四、〇〇〇kmの概成を目指す。また、地域の活性化の核となる拠点を整備するため、平成八年度より、通商産業省の産業振興施策と連携して建設省所管の各種施策を重点的・計画的に実施する「21世紀活力圏

創造事業」(地元の要望する地域振興プロジェクトを支援する道路整備を重点的に行う「地域活性化促進道路事業」を創設し、地域の活性化を図っていくこととしている。また、農山村地域の活性化を支援するため、「道の駅」やSA・PAなどにおいて農林水産省と連携し新たな拠点地域の整備を行う「ふるさと交流拠点事業」や、市町村間を連絡する大規模なトンネルや橋梁を整備する「交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業」を積極的に進めていく。

(2) 新産業の育成を支援する新技術開発等の推進
高度情報通信社会の進展の中、道路整備においても、新技術開発等の推進を図り、新たな課題への対応と新産業の育成が重要となっている。

このうち、最先端の情報通信技術を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率、快適性の飛躍的向上と新たな市場創出による大きな経済効果をもたらすITS(高度道路交通システム)の研究開発・実用化の積極的推進や、高度情報通信社会の構築に向け、ネットワークインフラとしての電線共同溝の整備等情報通信基盤整備の推進を図る。

(3) 快適な環境づくりのための道路整備
環境を道路行政の内部目的化して道路を整備していく必要がある、この考えに基づき自然環境との調和、生活の美しさや歴史性、文化性などに対

する国民の強い要請に対応するため、地域環境、社会環境、自然環境、生活環境などの視点からの長期的かつ総合的な道路環境政策を推進する必要がある。

特に騒音については、平成七年七月の国道四三号訴訟最高裁判決において騒音等による生活妨害が認められたことなどから一層の対策が必要とされている。このため道路構造の改善、交通流対策、自動車単体対策、沿道整備施策等を含めた総合的な施策を積極的に展開していくこととしている。

(4) 安全で安心な暮らしづくりを支援する道路整備
備
(安全で安心できる国土づくりのための道路整備の推進)

阪神・淡路大震災を踏まえ、地域防災計画と連携しつつ、各種道路事業を推進する。
・格子型幹線道路ネットワークの整備等リダンダンシーの確保
・震災対策緊急橋梁補強事業の推進
・防災上危険な市街地の解消と防災安全街区の整備
・ライフライン共同収容施設としての共同溝の計画的整備

・道路災害情報ネットワークシステムの整備推進(総合的な交通安全対策の推進(第6次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の策定))

平成八年度を初年度とする「第6次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画」を策定し、新規事業として「事故多発地点緊急対策事業」を創設し、交差点改良、歩道等の整備、道路照明の設置等適切な工種を組み合わせた一連の事故削減方策を集中的に実施するほか、地域内のくらしの安全を確保するため、公安委員会との連携による「コミュニティ・ゾーン形成事業」を創設し整備を推進するなど、高齢者や障害者の方々が安心して社会参加できるような道路交通環境づくりを行うこととしている。

また、高速自動車国道等においても「高速自動車国道等における交通安全対策に関する五箇年間の事業計画(第2次)」に基づき、事業を積極的に実施する。

(一般国道二二九号豊浜トンネル崩落事故)
平成八年二月一〇日に発生した一般国道二二九号豊浜トンネル崩落事故を受け、二月一三日付で各道路管理者を通じて緊急点検を実施した。また、事故の発生原因を明らかにするとともに、各種技術的課題に幅広く取り組むため、三月一日付で土木学会に「大規模岩盤崩落事故に関する技術的検討委員会」を設置した。さらに、緊急点検結果に基づき、平成八年度は防災対策事業費を大幅に増額し、積極的に対策を推進する。

地域との交流を活かした道路管理



人にやさしい柳川筋・ふるさとの道

峰光 正郎

一 はじめに

中国地方建設局岡山国道工事事務所は、岡山県内の一般国道二号(一一〇・九km)、三号(二一・〇km)、五三号(九八・八km)、一八〇号(三七・三km)の指定区間(二六八・〇km)を管理しています。

二号は岡山県の東西軸を、三〇号、五三号、一八〇号は南北軸を成しており、人口六〇万人を擁する岡山市の都市内や、中国山地の積雪地帯など、私たちが管理する道路は多種多様な顔を有しています。

当事務所は、昭和三五年から直轄管理を始めていますが、道路管理の事務内容も多岐にわたり、歴代の担当者もいろいろな工夫を凝らして道路管理に取り組んできています。

本稿ではそれらの内当所の特色ともいえるものをご紹介します。

二 地域との交流を通じた道路広報

岡山国道工事事務所では、地域に密着した道路の管理を行うような様々な取組みを行っておりますので、今回その一部を紹介いたします。

1 人に優しい柳川筋「ふるさとの道」植え付け祭と収穫祭

一般国道五三号の岡山市中心部を南北に通る区間は、岡山城の外堀であったところで、当時この堀沿いに柳の木が植えられていたことから通称「柳川筋」と呼ばれています(図1)。

そして、岡山駅前から後楽園の方向にのびる桃太郎通り(県道)と交差する一般国道五三号の交差点は柳川交差点と呼ばれています。

柳川筋(一般国道五三号)は、建設省の道路事業として、共同溝、キャブシステムの整備が行われ、歩道の美化化を行い、快適な空間を提供する道路として整備したところです。

この地域は、この昭和五七年から平成七年にわたる長年の共同溝工事、歩道の美化化工事のために沿道の方々には多大なご迷惑をお掛けし、これに伴い沿道住民の方々との間に溝ができていました。

この結果、工事期間中に占用料金が値上げになったこと等もあり、道路占用の適正化が著しく後退するという実体がありました。

当事務所としては、どうにかして住民の方々との信頼関係を取り戻し、本来あるべき姿の道路に戻さなくてはならないとその方法を模索していました。

このような状況の中で、当課で市民の皆さま

んとの交流を図るための仕組みを作り、市民の皆さんと話し合う中で、岡山は「吉備の国」であり、この「吉備」の語源が「黍」にあること、岡山の名物として土産物で一番売れている吉備団子は「黍」団子であったことを知りました。

そして、今では「黍」を見ることもなくなり、「黍」がどのようなものを岡山の人すらが知らない状況になっているということが分かりました。それではと「黍」の種から植えて成長し、収穫するまでを見て頂くため、平成三年に当時まだ何も植えられていなかった

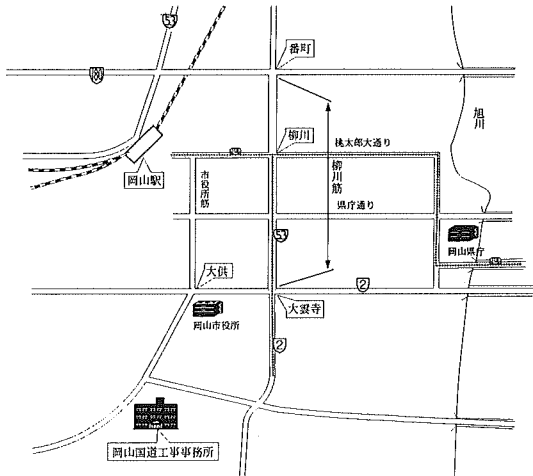


図1 岡山市内(柳川筋)平面図

柳川交差点付近の植樹帯に「黍」などを植えたところ、様々な方から反応がありました。

例えば、「黍」はアトピーの方にアレルギーの無い食品として今でも食されていて、今や高級な食品であることや、土産物で売られている吉備団子には「黍」が入っていないことが分かり、ある製造元は急速「黍」を入れたものを「昔吉備団子」として販売を始めました。

ちょうどその頃当事務所もその発足に係わった「岡山・地域づくり交流会」が平成四年三月に設立され、その部会に、「人に優しい柳川筋研究会」ができました。

この研究会が、「柳川筋(二般国道五三号)を一番利用し、係わりが一番深い岡山市民がもっと道路との関係を考えなければならぬのではないか」もっと親しみの湧く道路とは何だろう、「岡山にふさわしい道路のデザインについて考えてみよう」といろいろなアイデアを検討されていきましたので、この方達と話し合い「住民の参加による」「人に優しい道づくり」について一緒に検討することになりました。

その結果、この研究会から、岡山の特産品の中には素晴らしいものがあるのに、あまり知られていないので、そのようなものを植えてもっと皆さんに知って頂くという提案が

なされました。造幣局納入量日本一の真庭郡久世町の紙幣の原料となる「三つ又」や、岡山のお茶どころである美作町や勝山町の「お茶」、町の名前の語源になった東粟倉村の「粟」等特産品を持つ地域に呼びかけ、岡山の風土記的な品目が植えられることになり、これに豆、米、麦(秋以降)等を加えて、五穀を揃え、植え付けと収穫をする「植え付け祭」と「収穫祭」を実施することになりました。

平成五年度以降は、毎年六月に「植え付け祭」が、一〇月には「収穫祭」が、苗を提供して頂く市町村の方や、老人倶楽部、地元町内会の方々、交差点の近くにある岡山市立深抵小学校の児童、そして人に優しい柳川筋研究会の方々と一緒に行われ地域の人達との交流を深める場となりました。

今後も皆さんに親しみと潤いの感じられる柳川筋を育てていこうと新しいアイデアを加えて取り組んでいこうと思います。

2 ロードフェスティバル

今年の八月も全国各地で「道路をまもる月間」、「道の日」にちなんだ広報活動、行事が行われました。当事務所では、ロードフェスティバルという道路を主役としたお祭りを地域と一体となって実施しています。

一時から午後三時までですが、四月から何度も打ち合わせを行い、前日からテント収集やメインステージの設営等の準備に入り、当日早朝からのテント設営に始まり、終了後の後片付けまで大変な作業ですが、全て自分達でやっています。

この共同作業の中で、関係者の交流が進み、日頃の業務の円滑な推進にも役立っています。今年で七回目となりますが、夏の行事として津山市域の人達の間に着した模様で、大勢の人出でにぎわい、盛大なものとなりました。

この成功を受けて、県南の地域からもフェスティバルを実施しようとの声が挙がり、平成五年度から岡山市で、県南の道路管理者を主体にした「ロードフェスタ岡山」が開催されるようになり、今年で四年目を迎えています。これは別の機会に紹介させていただきます。

このようなフェスティバルは、多くの機関が共同で実施することにより大規模な行事を行うことができ、そのことにより、大勢の市民の参加が得られ、また、マスコミに報道される機会も多くPR効果も大きいと考えられます。

さらに、参加市町村が地域特産品を販売す

るなどふるさとをPRすることができるなど一石二鳥の効果があります。

今後とも県市町村等関係者の皆さんの御協力をいただき、地域の道路管理者が主役のフェスティバルを継続して実施したいと考えています。

三 道路管理者連絡会

ロードフェスタイバル等広報行事を共同で行ううちに、各道路管理者が抱えている道路管理に関する問題点や悩み等について、連絡を取り合い解決する糸口として勉強会を設けてはどうかということが提案され、当該が事務局となり、建設省、岡山県、岡山市、倉敷市、日本道路公団、本州四国連絡橋公団の六団体の道路管理担当課を構成員とする「道路管理者連絡会」が平成三年に設立されました。連絡会は、平成五年に津山市等二一市町村の、平成六年に玉野市、総社市等二五市町村の参加を得、現在は五三団体により構成されています。

毎年各道路管理者が直面している課題について検討するとともに、共通する課題・テーマについて勉強会を開いています。

必要に応じ、地建からも出席して頂き最新の情報を連絡していただいています。

この三年間に討議したテーマは次のとおりです。

平成五年度…はみ出し自動販売機問題
平成六年度…行政手続法の施行に伴う道路管理者の対応について

平成七年度…道路占用料の改定について
これらのテーマはそれぞれ、その年における全国的な課題でもあり、勉強会を通じて岡山県内の道路管理者が共通認識を得、足並みのそろった対応を可能にしたもので、大変有意義なものであったと思っています。

道路管理に関する問題も近年増加し、内容も複雑化し、道路管理者としてこれら道路管理に関する諸問題に対処するための勉強会、実務者の忌憚のない発言のできる意見交換の場として、また、道路の正しい利用等に関する啓蒙活動等について、相互に連絡調整を行い、各道路管理者が協力して道路管理実務の向上のための研究の場として有意義に機能しています。

道路管理者が抱えている問題は、工事ととりまく社会的状況や自然的状況の違いにより様々でありまた、今後も、規制緩和、ライフラインの信頼性の確保、高度情報化社会への対応等に伴い新たな課題も多く発生するものと思われれます。

今後もさらに多くの市町村の参加を得て、これらの課題について、現場の第一線で道路管理実務に携わっている担当者のお役に立てるよう連絡会活動を行っていきたくと考えているところです。

四 不法占用物件適正化事業と占用物件管理システム

当事務所でも不法占用物件の適正化については、鋭意取り組んでいるところですが、岡山市内について平成二年度から、平成五年度

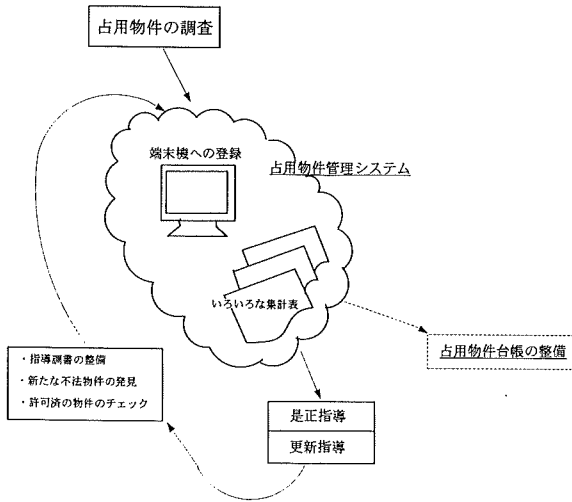


図2 システム概念

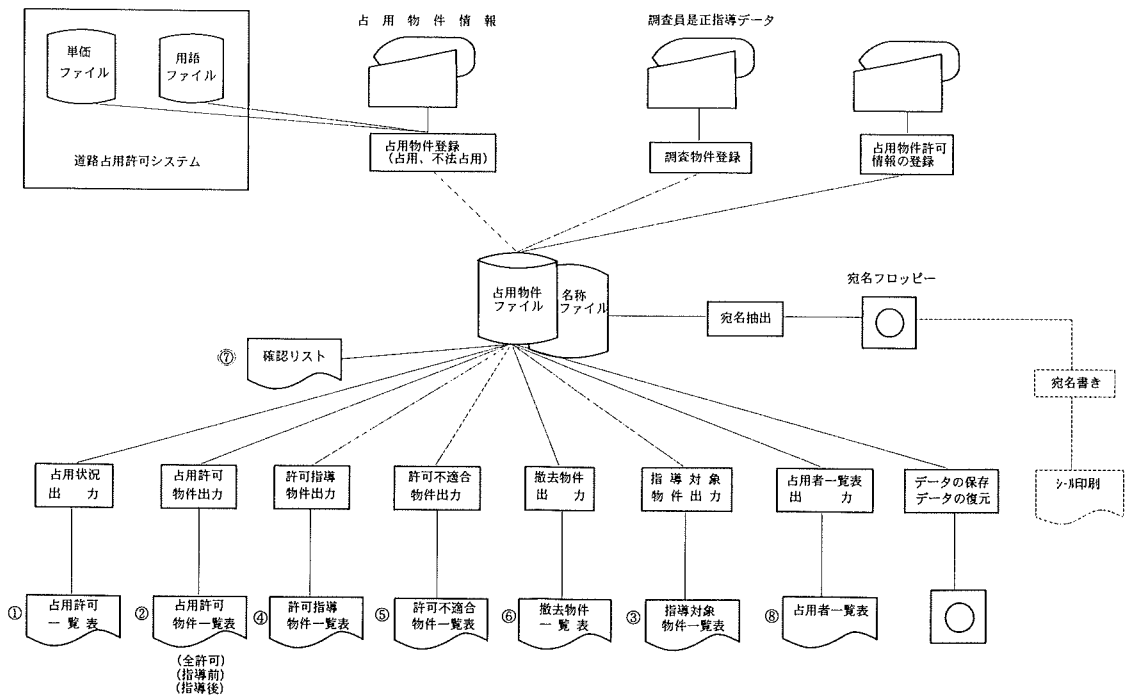


図3 占用物件管理システムの概要

表1 主な出力帳票の一覧

	帳票名	対象データ	処理概要
1	占用状況一覧表	占用許可物件 不法占用物件	出張所、号線毎に占用状況を出力する。
2	占用許可物件一覧表 (金許可) (指導前) (指導後)	占用許可物件	出張所、号線毎に許可されている占用物件を出力する。
3	指導対象物件一覧表	不法占用物件	出張所、号線毎に是正指導の進捗状況(指導年月日、許可申請、撤去)を出力する。
4	許可指導物件一覧表	不法占用物件のうち 適合物件	出張所、号線毎に適合物件を出力し、指導資料とする。
5	許可不適合物件一覧表	不法占用物件のうち 不適合物件	出張所、号線毎に不適合物件を出力し、指導資料とする。
6	撤去物件一覧表	不法占用物件のうち 撤去された物件	出張所、号線毎に撤去された物件をを出力する。
7	確認リスト		登録時に登録したデータについて出力する。
8	占用者一覧表		占用者氏名を出力する。
9	指導記録		物件毎の是正指導の履歴を作成する。

※任意に区間を設定して出力することが可能

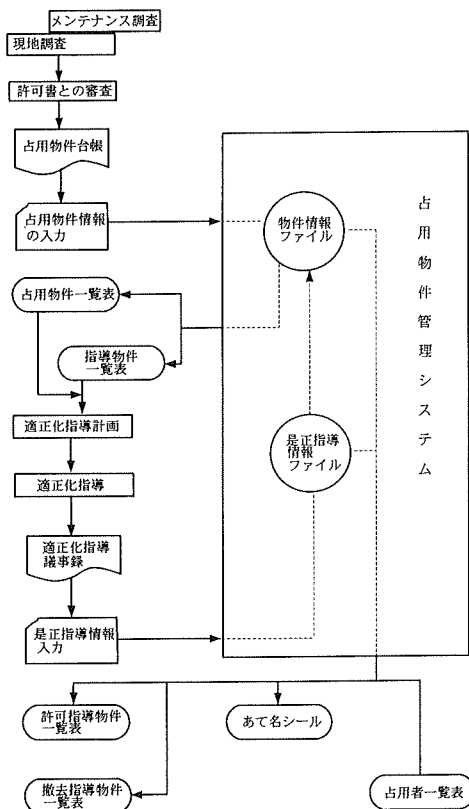


図4 占用物件管理の流れ図

からは倉敷市内を対象に加えて、毎年継続して委託により指導を行っています。
不法占用物件は、その数が膨大であること、営業用の看板等は物件の取り替えや経営主体が変わるなどの変動が多く、実態の把握が容易でないことが是正指導を行うにあたっての大きな隘路となっていました。
そこで、当事務所では、道路に存在する物件を全て調査し、それをシステムを利用して

許可物件と不法占用物件に分けて管理し、指導の効率化と指導記録の保存を行っています。
1 システムの概要
占用物件の管理システムの概念は図2、システムの概要は図3のとおりです。
許可の有無に係わらず、道路に存する物件一個単位の情報を入力することにより、占用物件全体が管理できるようになっています。

許可物件・許可不適合物件の分布状況を時間的、位置的、(区間的)に帳票の打出しができる(表1)、現地の状況把握が適切に行える為、現地の物件の変更及び新たな不法占用物件の発見に有効に利用できます。
また、不法占用物件等の適正化指導を入力することにより、是正指導状況の把握が容易にできるため、適正化指導の効率良い計画表を作成するのに有効的です。

2 占用物件管理の流れ

システムを利用した占用物件管理の流れは次のとおりです（図4）。

(1) 占用物件情報の登録

① 占用物件台帳の作成

i 現地の調査

現地調査を実施し、許可の有無に係わらず道路を占用している物件について、物件の種類、所在地（距離標）、所有者、占用面積等の現地情報を把握します。

ii 許可情報

現地調査により把握した個別の占用物件情報を既存の許可書等と照合し、占用の許可に係わる情報（許可番号、許可年月日、基準に対する適否等）を追加し、占用物件台帳を作成します。

② 占用物件情報の登録

占用物件台帳に記載された占用物件の情報（占用物件情報）をシステムに登録（入力）します。

(2) 適正化指導情報の登録

① 適正化指導

不法占用物件（許可対象物件及び撤去対象物件）に対し、許可申請または、撤去指導等の適正化指導を行い適正化指導

調書を作成します。

② 適正化指導情報の登録

適正化指導調書の記載内容の内、指導段階、指導年月日、申請撤去等の情報（是正指導情報）をシステムに登録（入力）します。

(3) メンテナンス調査

定期的に現地の確認を実施し、新たに設置された物件、撤去されている物件について、道路台帳の作成、占用物件情報の登録を行い、常に現地の状況とシステムの情報のフォローを行います。

(4) 出力

出力する帳票を選択し、路線、上下、区間、期間（時間）を設定し、帳票を出力することができま

す。帳票には、設定した時期における適正化指導の段階、指導年月日の経緯が記載されている。出力帳票の一覧表は表1、出力サンプルは表2に示すとおりです。

3 システムの特徴

(1) いつでも物件の占用状況、個別の物件情報を画面に表示、印刷できる。

(2) 過去の是正記録をみることができ、次にどこの是正指導を行えば良いかを指示でき

る資料を印刷することができます。従って、効果的な指導手順を計画的に行うことができます。

(3) 是正指導の推進状況を的確に把握できます。

(4) 不法占用物件だけでなく、占用許可している物件についても確実な実態が把握できます。

4 適正化の状況と問題点

岡山市、倉敷両市内の不法占用物件一、二一二件を対象とした平成七年度の適正化事業の結果は、占有者が撤去した物件数が九九件申請許可した物件数が一一一件の合計一一〇件を適正化し、適正化率は九%となっています（表3）。

適正化事業としては是正指導を開始して二年目から四年目までの間の適正化率が二〇%強であったのに比べると、六年目の適正化率は半減した低率となっていますが、残っている物件の是正が非常に難しいことがうかがえます。

不法占有者に対する指導は、少なくとも、年に一回以上行うようにしており、年の経過とともに同一の不法占有者に対する指導回数も増えており、既に約四〇%の物件について

表 2 - 1 出力サンプル

占用状況一覧表

担当事務所・出張所 4283岡山維持出張所

2 号 上旬

8. 9. 4 現在

8. 9. 4 頁 1

距離標 占用場所 / 台帳番号	物件名称 表示内容 違反内容	数量 単位 占用数	住居 氏名 郵便番号/電話/個人コード	調査		指導状況		占用許可		禁止		備考
				調査日	最終指導状況	年月日	区	年月日	年月日	年月日	年月日	
166.923 岡山市高屋64-1	突出看板 (株) 72-1195 歩道上2.5m未満	26,000 *****	岡山市高屋64-1 代表取締役 086-272-02500	3.10.16	10	7.9.27						
167.028 岡山市高屋39-2	突出看板(両面)① 1N	18,200 18,200	岡山市高屋592-1 代表取締役 086-274-02499	3.10.16	3	4.3.16	4.3.09	167	18.200	7.3.31	6.3.25	1191
167.038 岡山市高屋39-2	突出看板(両面)① 岡山	18,200 0.4	岡山市高屋592-1 代表取締役 086-274-02499	3.10.16	11	7.9.27						
167.045 岡山市高屋39-2	突出看板(両面)① 歩道上2.5m未満	0.4	岡山市高屋592-1									

占用許可物件一覧表 (指導後)

担当事務所・出張所 4283岡山維持出張所

2 号 上旬

8. 9. 4 現在

8. 9. 4 頁 1

距離標 占用場所 / 台帳番号	物件名称 表示内容 違反内容	数量 単位 占用数	住居 氏名 郵便番号/電話/個人コード	調査		指導状況		占用許可		禁止		備考
				調査日	最終指導状況	年月日	区	年月日	年月日	年月日	年月日	
167.657 岡山市高屋2丁目906-1	突出看板(両面)①	18,200 18,200	岡山市高屋2丁目18-14 086-272-01761	4.1.17	2	4.10.23	7.4.1	128	18.200	10.3.31		
167.740 岡山市高屋2丁目671-1	突出看板(両面)① HOTEL	4.4 18,200	岡山市高屋437 代表取締役 086-279-02009	2.9.25	1	4.10.9	7.4.1	131	72,800	10.3.31		
169.125 岡山市高屋下町73	突出看板(両面)① 印刷1面以上	1.5 18,200	岡山市高屋下町9-25	2.10.1	1	2.12.26	6.4.1	177	36,400	9.3.31		
169.145 岡山市高屋下町79-1	突出看板(両面)① キャッチカービス	0.4 18,200	岡山市高屋1丁目11-21 理事長 086-223-01157	2.10.1	2	3.1.24	6.4.1	79	18,200	10.3.31		
169.157 岡山市高屋下町79-1	突出看板(両面)①	18,200	岡山市高屋1丁目11-21 理事長 086-223-01157	2.10.1	2	3.1.24	6.4.1	79	127,400	10.3.31		
169.157 岡山市高屋下町79-1	突出看板(両面)① 歩道上2.5m未満	0.3 18,200	岡山市高屋1丁目11-21 理事長 086-223-01157	2.10.1	2	3.1.24	6.4.1	79	18,200	10.3.31		

指導対象物件一覧表 (全不法物件)

担当事務所・出張所 4283岡山維持出張所

2 号 上旬

8. 9. 4 現在

8. 9. 4 頁 1

距離標 占用場所 / 台帳番号	物件名称 表示内容 違反内容	数量 単位 占用数	住居 氏名 郵便番号/電話/個人コード	調査日	指導状況										備考			
					第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回		正法指導結果		
166.923 岡山市高屋64-1	突出看板 (株) 72-1195 歩道上2.5m未満	26,000 *****	岡山市高屋64-1 代表取締役 086-272-02500	3.10.16	否	3.12.25	4.1.17	4.3.3	4.9.28	4.11.30	5.2.17	5.11.26	6.3.10	6.10.19	7.1.26	7.9.27		
167.028 岡山市高屋39-2	突出看板(両面)① 1N	18,200 18,200	岡山市高屋592-1 代表取締役 086-274-02499	3.10.16	否	3.12.25	4.1.17	4.3.3	4.3.16								4.3.16 申請	
167.038 岡山市高屋39-2	突出看板(両面)① 歩道上2.5m未満	0.4 18,200	岡山市高屋592-1 代表取締役 086-274-02499	3.10.16	否	3.12.25	7.9.27											11月
167.045 岡山市高屋39-2	突出看板(両面)① 歩道上2.5m未満	0.4 18,200	岡山市高屋592-1 代表取締役 086-274-02499	3.10.16	否	3.12.25	7.9.27											11回
167.145 岡山市高屋36-3	突出看板(両面)① 歩道上2.5m未満	1.9 18,200	岡山市高屋36-2 代表取締役 086-272-02499	3.10.16	否	3.12.25	4.1.17	4.3.3	4.9.28									4.9.28 除去
167.183 岡山市高屋55-4	突出看板(両面)①	18,200 S.40703	岡山市高屋56-2 代表取締役 086-272-02497	3.10.16	否	3.12.25	4.1.17	4.3.3	4.9.28	4.11.30								4.11.30 除去
167.195 岡山市高屋55-4	突出看板(両面)① 歩道上2.5m未満	18,200 *****	岡山市高屋56-2 代表取締役 086-272-02497	3.10.16	否	3.12.25	4.1.17	4.3.3	4.9.28									4.9.28 除去
167.655 岡山市高屋2丁目906-1	許可対象物件 プロパン	3,100 *****	岡山市高屋2丁目25-1 086-273-01651	2.9.25	否	2.12.11	3.1.18	3.2.6	3.3.3	3.8.18	3.10.2	3.12.9						3.12.9 除去
167.655 岡山市高屋2丁目906-1	突出看板	26,000 78,00703	岡山市高屋2丁目25-1 086-273-01651	2.9.25	否	2.12.11	5.12.15	6.10.19	7.1.17	7.8.28								
167.657 岡山市高屋2丁目906-1	突出看板(両面)①	18,200 18,200	岡山市高屋2丁目18-14 086-272-01652	2.9.25	否	2.12.11	2.12.26											2.12.26 除去
167.657 岡山市高屋2丁目906-1	突出看板(両面)①	18,200 18,200	岡山市高屋2丁目18-14 086-272-01651	4.1.17	否	4.9.24	4.10.9	4.10.23										4.10.23 申請
167.665 岡山市高屋2丁目906-9	穴付標示板	2,500 2,500	岡山市高屋2丁目19-25 086-273-01178	2.9.25	否	2.12.11	3.1.18	3.2.7	3.3.3	3.8.18	4.2.7							

表 2 - 2

第 7 回 指導調書 (是正指導)

1. 台帳管理番号 035366 4203 岡山維持出張所 53号 上り 0.965 km

2. 占用物件 突出看板 不適合 数量:0.2 単価:8,500 占用料:*****
(表示内容)

3. 占用場所 岡山市中山下1丁目 歩道

4. 占用者 岡山市松園町2-4 TEL:086- -1155
岡山 ホテル(株) 代表取締役 撤去指導

(1) 第 7 回は正指導 (2) 是正指導投げ込み (3) 指導通知郵送

7 9 4 [] []

指導時間 / 分 時 00 分 ~ / 分 時 分 指導者 秋 山 演 岡 本 智

5. 指導状況

指導結果	撤去確認日	申請書提出日
① 占用物件の変更の有無	変更があるか	1. はい ② いいえ
② 相手方の在・不在	相手に会えたか	① はい 2. いいえ
いいえのとき	手続説明書は投げ込んだか	1. はい 2. いいえ
③ 指導の相手方	貴方のお名前は (香 元)	台帳の占有者か
個人	1. 本人 2. 配偶者 3. 子供 4. 親 5. 使用人	
会社	6. 代表者 ⑦ 管理職 8. 従業員 9. その他 ()	
④ 指導の確認	前回までの説明を御存知ですか	① はい 2. いいえ
いいえのとき	占用許可手続が必要なることを知っていましたか	1. はい 2. いいえ
⑤ 申請指導及び撤去指導	占用許可申請をして下さい	1. はい 2. いいえ
いいえのとき	撤去して下さい	1. はい ② いいえ
	何故ですか	
	1. 申請する 2. 撤去する 3. 本人(責任者)不在のため	
	4. 相談してきめる 5. 考えてみる 6. 占用料が高い	
	7. 突然すぎる 8. 不法物件が多い 9. 申請する意思がない	
	10. 撤去する意思がない 11. 支障になっていない 12. 看板業者に話して下さい	
	13. メーカーに話して下さい 14. 市・県と違うのはおかしい 15. 他が申請したらする	
	⑩ その他 ()	
⑥ 次回指導予定	今度は何時にお伺いしましょうか	月 日 時 分頃
⑦ 特記事項	近いうちに撤去する予定があるので、それまで待つてほしい。	

6. 前回までの指導経過

① 適正化説明通知 第 1 回は正指導 第 4 回は正指導 第 5 回は正指導 第 6 回は正指導
4.10.15 4.10.30 是正指導 6.2.16 是正指導 6.10.26 是正指導 7.1.31 是正指導

本人(責任者)不在のため 考えてみる 考えてみる 考えてみる
相談してきめる

②

表3 不法占用適性化実施結果

年度	実施区間(km)	指導対象物件(不法占用物件)(A)	うち許可件数(B)	うち撤去件数(C)	適性化件数(D)(=B+C)	適性化率(D/A)(%)
2	10.0	987	50	63	113	11.4
3	29.0	1,651	103	228	331	20.0
4	41.9	1,536	108	242	350	22.8
5	65.4	1,533	63	268	331	21.6
6	98.7	1,323	9	170	179	13.5
7	102.1	1,212	11	99	110	9.0

このような状況から、今後の適正化は単なる指導だけでなく、一定の要件を満たしたもののについては、本省からの指導のとおり、監督処分、行政代執行等を実施するよう、本局の指導を得ながら方策を検討して行かなければ

一〇回以上の指導回数に達しています。
 一〇回以上指導を行っても応じないような不法占有者は、不法であることはもう十分に承知しており、是正指導には強制力がないことを知っていることから、今後同じような指導を続けても是正の見込みはほとんど無いと考えられます。

(中国地方建設局岡山国道工事事務所管理第一課長)

業務以外にも、日頃から住民の方々との出会い、交流を大切にしてきた当事務所の道路管理の伝統を今後も次代に伝えたいと考えています。

表2-3 指導記録

租当出賃所	4283岡山特出賃所	一般国道	2号	上り	
距離	157.255	台帳番号	042504		
占用場所	岡山市東平島65-1				
占用物件	名称	野立看板	数量	7.3 ㎡	
	表示内容	山戸い物庫センター			
住所	岡山市南古郡134-39	電話	086-231-2770		
氏名	山戸い物庫センター 代表取締役	個人コード	02743		
基準	不適合	調査年月日	5. 1. 25		
指 導 記 録					
適正化説明通知 5. 8. 5					
年 月 日	在・不	物件変更	指導相手	指導内容	相手方の意見又は相手方不在のため相談してきめる
1 5. 9. 9	在	無	配偶者	是正指導	本人(居住者)不在のため相談してきめる
2 6. 1. 27	在	無	配偶者	是正指導	本人(居住者)不在のため相談してきめる
3 6. 11. 28	在	無	配偶者	是正指導	本人(居住者)不在のため相談してきめる
4 7. 1. 25	在	無	配偶者	是正指導	本人(居住者)不在のため相談してきめる
5 7. 9. 25	在	無	配偶者	是正指導	除去する
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
照 査		申 請	計 画	可 履	止

五 終わりに

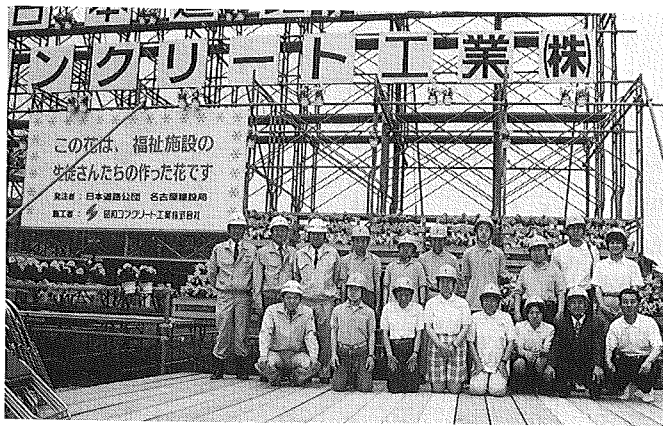
地域活性化、地域連携、規制緩和等様々な方針が打ち立てられ、様々な施策が実施されるようとしています。

この中には、私たちの道路管理者の業務に密接なものもあり、私達も道路の利用者を常に頭に置いて、道路を整備した目的が果たされるよう、少しでも役立てればと、今後も工夫を重ねて行きたいと思っています。

また、私たちがもっと地域に近づくことができれば、地域の人達に道路の意義、重要性が深く理解され、不法占用の解消にもご理解が得られるのではないかと思います。

ハンディを持つ人の 花による社会参加

石金みえ子



私の勤める、授産施設では、二年前より「福

祉の花」と名づけられたアートフラワーの組立作業を行っています。造花ではありませんが鉢に差した花が並ぶと作業室一面に色とりどりの花が咲き誇り、花畑になります。携わる所生達も心が安らぎ、情操教育効果も働きホッとて優しい人格が生まれ育つように感じ、まさしく「心のみどり」であります。

組立↓花差し↓草差し↓箱詰め↓納品という行程では、作った花がどんな所に役立っているかがわかりません。自分の手で作った花飾ってみたいなあ」と、納品の折に担当者に、私の考えを伝えていました。その思いが神様に通じたのか、ご招待で東海北陸自動車道の工事現場見学及び飾り付け作業に、……今後

の作業に活かして欲しいとの事でありました。いよいよ見学当日、所生達はそれぞれ大喜びでした。現場に近づくにつれ「この花は福祉施設の生徒さん達が作った花です」という大きな看板が、目に入ってきました。はじめて体験する緊張と喜びを与えて戴きました。その後、所生達も楽しみにしていた実習体験、大満足で終える事ができました。今日では、所生達も自分の仕事に自信を持ち意欲的になんな仕事にも取り組んでいます。

私は、一指導員としまして、人の目にふれるこの「福祉の花」を通し、人々の幸せを願うと共に、ハンディを持つ人達の存在を、この花を通して社会参加することのできる事に着目して下さった、日本道路公団の方々、また工事の関係者の方々から感謝申し上げます。

今後この「福祉の花」が多くの人達の目にとまり、ハンディを持つ人の社会への参加を花の力を借り、全国に呼びかけたらい願いでいっばいです。

(大垣市立障害者かわなみ小規模授産所指導員)

世界の動き		国内の動き		道路行政の動き	
月日	事項	月日	事項	月日	事項
7・29	○中国政府は核実験を実施したと発表、併せて三〇日以降の核実験の停止を宣言した。今年六月八日以来の核実験で、通算四五回目。	7・30	○政府は臨時閣議で一九九七年度予算の概算要求基準（シーリング）を了解した。政策的経費である、一般歳出の伸び率は、三・四％増で、シーリング段階で三％台になるのは、九四年度（三・八％）以来。	8・31	○道路をまもる月間 ○建設省道路局、関東地方建設局の主催により、官庁街のロードクリーン作戦が実施された。
8・1	○米商務省の発表によると、今年第二・四半期（四〜六月）の国内総生産（GDP）の実質成長率は、前期比年率換算で四・二％となった。二年ぶりの高水準で、政府支出に加え住宅投資、個人消費が伸びた。	8・10	○政府は臨時閣議で国家公務員一種職の新規採用を原則として三割減とする採用計画と国家公務員を対象とする第九次定員削減計画を決めた。削減計画は、九七年度から五年間に四・一％の人員減。	10	○「道の日」実行委員会主催による中央行事として「ロードジャンボリー」等が開催された。
2	○日米半導体交渉が合意に達し、共同声明が発表された。合意内容は、①政府による半導体のシェア調査・監視の廃止②民間の世界半導体会議を設立し、日米が参加③日本政府によるダンピング輸出監視を廃止など。	15	○厚生省発表の「一九九五年簡易生命表」によると、日本人の平均寿命は、男女ともやや下がって男性七六・三六歳、女性八二・八四歳となった。男女とも下がったのは八八年以来。	23	○日本の道を考える会主催により、「日本・EUにおける道路政策の新たな展開」についてのシンポジウムが開催された。
4	○世界銀行の諮問機関である国際農業調査諮問グループが、熱帯雨林に関する報告書を公表。その中で地球上では、毎分二九ヘクタールもの熱帯雨林が消失していると指摘、関係国への支援措置を訴えた。	19	○台風一二号が東北地方を横断したのに伴い、関東地方は記録的な暑さに見舞われた。最高気温は熊谷三八・九度で、東京は観測史上二位の三八・七度、水戸は史上最高の三八・四度を記録。	25 31	○道路防災週間
5	○軍反乱罪、内乱罪などに問われた韓国の元大統領全斗煥、前大統領盧泰愚の両被告らの論告求刑公判がソウル地裁であり、検察側は、収賄事件とあわせて全被告に死刑と追徴金、盧被告に無期懲役と追徴金を求刑した。		○国税庁が今年一月一日時点で、算定した路線価を公表。標準宅地（住宅地、商業地、工業地などを含む）の路線価の全国平均額は、一平方メートル当たり一九万二、〇〇〇円で、前年度に比べ一三・五％の下落。四年連続で前年を下回った。		
10	○メキシコのティファナで三洋電機の米国子会社「サンヨービデオコンポーターズ」の金野衛社長（五六）が誘拐され、一九日に解放された。犯人は六人組で、身代金二〇〇万ドル（約二億二、〇〇〇万円）を奪って逃走した。				

編集雑記

立場を変えて発想の転換をはかることは、易占いでよく用いられる方法である。と言うよりも発想の転換如何によって、占いは当たり外れがあるのである。易占いの道具は古くから筮竹、算木、易経の三点となっている。

大事なのは算木に示された象を見ることである。筮竹というのは、この象を算木に表すためにある。算木は四面を持つ長さ五種ほどの矩形の木片で、六本を一組としこれを卦とい、その一本くを爻と言う。一本の爻の二面には「陽」のマーク、裏側の二面には「陰」のマークがついていて、ひっくりかえすとそれぞれの陰陽が逆になるようになっていく。易経はこの卦に示された象を解説する辞書のようなもので、岩波文庫の「易経」一冊があれば足りる。

前書きはさておき、前号本欄でお約束した「当たるも八卦、当たらずも八卦」について簡単に説明したい。八卦とは人間の生活に影響を及ぼす八つの自然現象をいう。算木で表すと、☰天、☷地、☲火、☵水、☴風、☱巽、☶山、☳沢となる。この八つは現代風に言えば地球環境要素

とても言えよう。易は陰陽二元論を根本に据えているから、八要素の一つく陰と陽の二元が含まれていると考える。例えば震は地震のふるふるという意味だが、現象としては雷震と地震の二つに大別されよう。雷震は天空を震わし雷光と雷音が交差する陽的な派手さはあるが、人々の生活を根底から覆すほどの被害は出ない。地震はその反対の陰性で派手さはないが結果は深刻である。このように八要素それく陰と陽がからんでいるところから、八卦の自乗(8×8)の六四卦で易経が成り立っているのである。

例で示したい。易者の看板によくある☰☷は地天泰という卦である。これをジと見つけていると、堅固な地盤(☷)の上に築かれた建物(☰)に見えてくる。城郭と言いたい表現在古ければ、高層ビルと言ってもよい。ともかく安定したかたちをしている。安心して見ていられるのである。この卦は天下泰平の語源ともなっている吉卦である。ところがこの象は易者の側から見た象で、相い対する間筮者(占いを求める人)の側から見れば逆の天地否(☷☰)になる。否は算木に示された象を見ればわかるとおり、地盤の弱いところ(☷)に重い構造物(☰)を乗せたようなもので、ぐ

らぐして不安定そのものように見える。だから泰の反対の意味で否と言っている。卦の象は立場を変えて見るとまるつきり反対の卦となってしまうのである。また立場を変えなくても、☰☷泰の六本の算木を全部ひっくり返す、即ち陰陽を逆にすると立場を変えたのと同じ☷☰否になってしまう。易占いに当たり眼前に示された泰の象の吉をとるか、それとも裏側の否の凶をとるか、でなければ間筮者の側から見た否とするかはその時々易者の判断にゆだねられているのである。易経に書かれている文章は吉にも凶にも読めるようになっているのである。もつとも、吉とか凶とかは本来そのようなものなのである。

だから「当たるも八卦、当たらずも八卦」は易のシステムに欠陥があるのでなく、占う易者自身の資質によってもたらされるものである。医者が病理検査の外に患者の顔色や態度を見ながら病歴を詳しく聞いて診断を下すように、易占に当たっては問筮者と易者とが対話を通じて何を占うことが、その人にとって幸いになるかの目的(占的)をはっきりと把握することが大切である。それには易者自身が数々の人生経験を積み重ねなければならない。とは言うまでもない。

—未済—

本誌は、執筆者が個人の責任において自由に書く建前をとっております。したがって意見にわたる部分は個人の見解です。また肩書は原稿執筆及び座談会実施時のものです。

10月号の特集テーマは「平成9年度道路関係予算概算要求」の予定です。

月刊「道路行政セミナー」

監修：建設省道路局

発行人：中村 春男

道路広報センター

〒102 東京都千代田区一番町10番6 一番町野田ビル5階 TEL 03(3234)4310・4349

定価770円 (本体価格748円)

FAX 03(3234)4471

<年間送料共9,240円>

振込銀行：富士銀行虎ノ門支店

口座番号：普通預金771303

口座名：道路広報センター